

平成 25 年 7 月 23 日

延岡市情報管理課  
課長 岩切 貞樹 様

延岡市区画整理課  
課長 工藤 英文  
(公印省略)

平成 25 年度 行政財産使用料 (本市区画整理課分) について (通知)

日頃より、本市区画整理事業にご協力いただき、誠にありがとうございます。

本市区画整理区域に関わる平成 25 年度行政財産使用料に関しまして、  
関係書類を送付いたしましたので、お忙しい中恐縮ですが、ご確認くださ  
いますようお願い申し上げます。

ご不明な点等ございましたら、お手数ですが下記までご連絡ください。

記

1. 行政財産使用料 . . . 0円 (賦課対象なし)
2. 送 付 書 類 . . . ① 行政財産使用許可書

(文責・お問い合わせ先)

延岡市区画整理課 管理係 後 藤  
電 話 0982-22-7025  
FAX 0982-23-1264

# 行政財産使用許可書

延 区 第 46 号  
平成 25 年 7 月 16 日

延岡市情報管理課  
課長 岩切 貞樹 様

延岡市長 首 藤 正 治



平成25年7月16日 付で申請のあった行政財産の目的外使用については、  
次の条件を付して許可する。

1	使用許可財産名	市（区画整理課管理地） <u>土地</u> ・ 建物		
2	所在地	延岡市 岡富町		
3	使用数量	九電柱： 3本（共架）		
4	使用目的	有線一般放送事業及び認定電気通信事業の用に供する為		
5	使用期間	平成25年7月16日 ～ 平成26年3月31日		
6	使用料		円	納入期限
7	その他			

## 許 可 条 件

- 1 上記の使用目的に限り許可する。
- 2 使用許可財産を他に転貸又は権利の譲渡をしてはならない。
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取消し又は変更することがある。  
なお、取消変更によって生じた一切の損失は補償しない。  
(1) 公序良俗に反する場合 (3) 係員の指示に従わない場合  
(2) 許可条件に違反する場合 (4) 市において必要とする場合
- 4 使用許可財産の原形を変更するとき又は、使用目的の変更をするときは事前に書面で承認を受けなければならない。
- 5 使用者はその責に帰する理由により、使用許可財産の全部又は一部を滅失し又はき損したときは損害を賠償しなければならない。
- 6 使用期間が満了したとき又は、許可を取り消したときは速やかに原状に回復し返還しなければならない。ただし、市長が承認したときは、この限りでない。
- 7 その他

担当

情報管理課長

運用管理課長

情報管理課長

企画課長

岡富町の支障を軽減するため  
行政財産使用許可申請書を提出します

様式第6号  
(第16条)



行政財産使用許可申請書

延岡市長 様  
(区画整理課)

平成 25 年 7 月 16 日

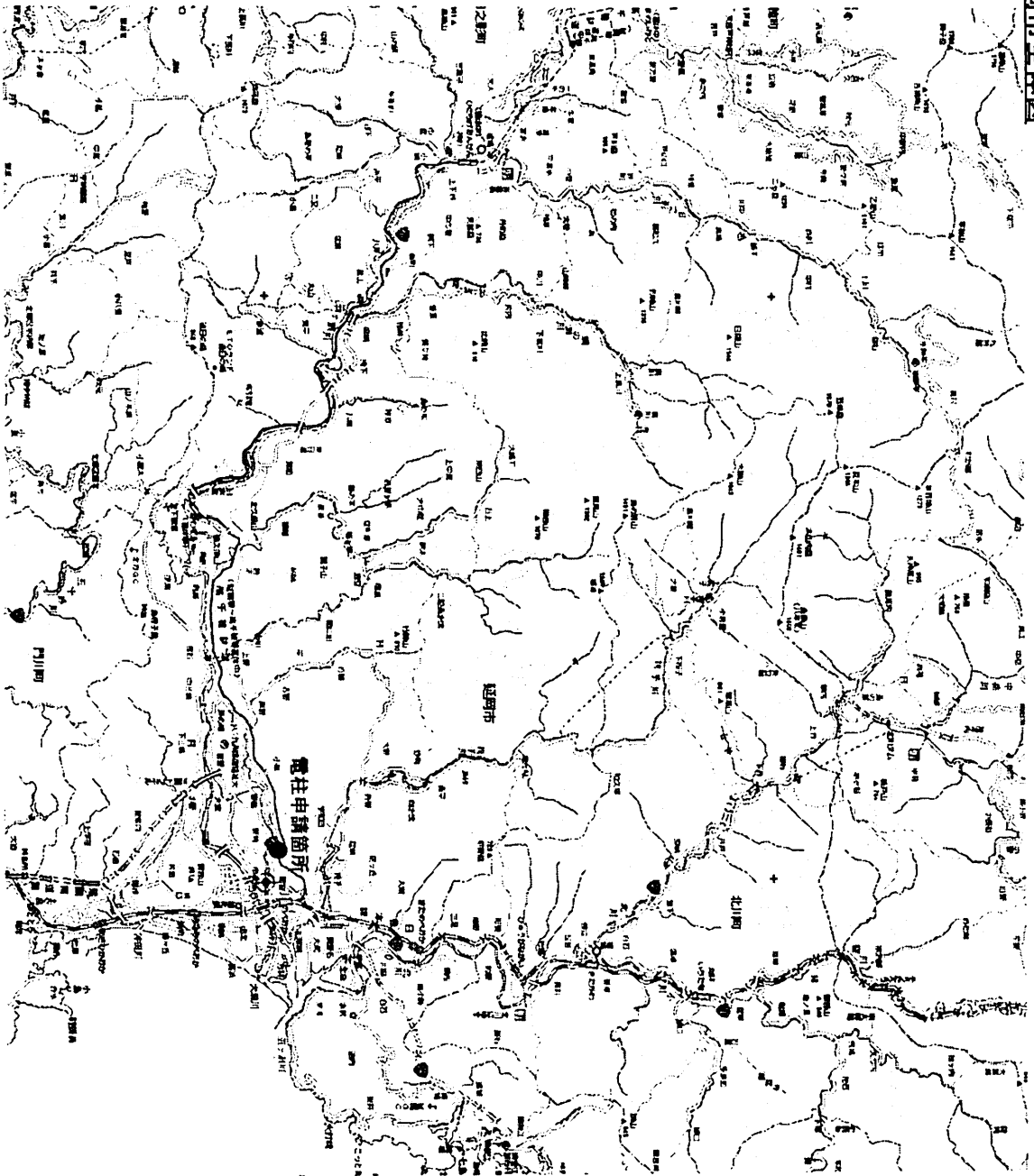
住所 宮崎県延岡市東本小路2番地1  
延岡市 企画部 情報管理課  
情報管理課長 岩切 貞樹 ㊟

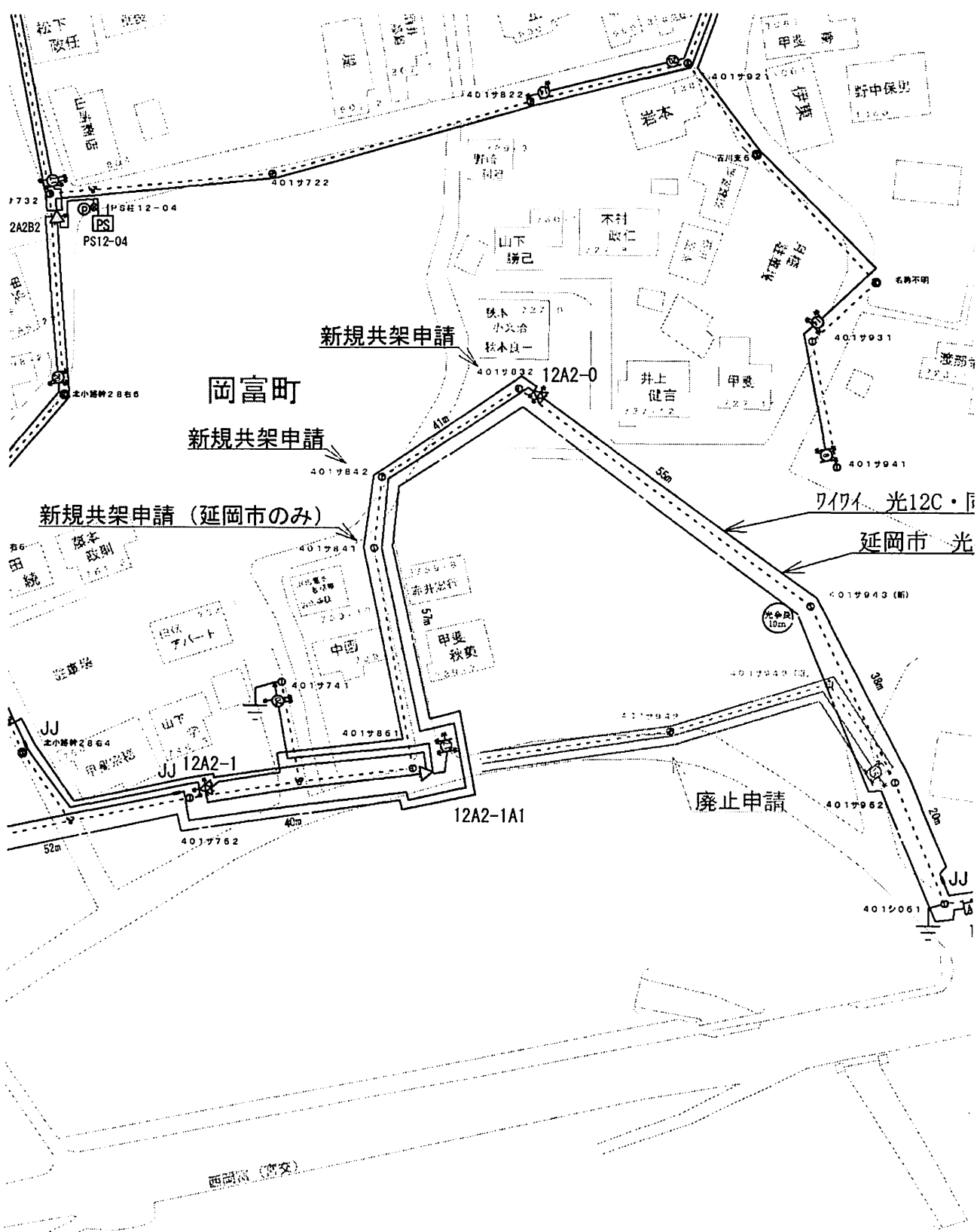
次のとおり行政財産を使用したいので許可くださるよう申請します。

1 行政財産の名称及び所在地	名 称	市有地	
	所在地	延岡市岡富町727-9 付近	
2 財産の種類	① 土地 2. 建物 3. その他 ( )		
3 使用目的	用 途	有線一般放送事業及び認定電気通信事業の用に供する為	
	数 量	下記参照	※埋設管布設の場合は口径も記入
	理由(詳細に)	九電柱：401#832・401#841・401#842 への共架	
	占用期間	平成25年7月16日 ~ 平成26年3月31日	
4 使用料	条例のとおり  添付資料による		
5 添付書類			

担当：企画部情報管理課 長友 和広  
TEL 0982-22-7004

延岡市全体図





岡富町

新規共架申請

新規共架申請

新規共架申請 (延岡市のみ)

ワイワイ 光12C・市

延岡市 光

廃止申請

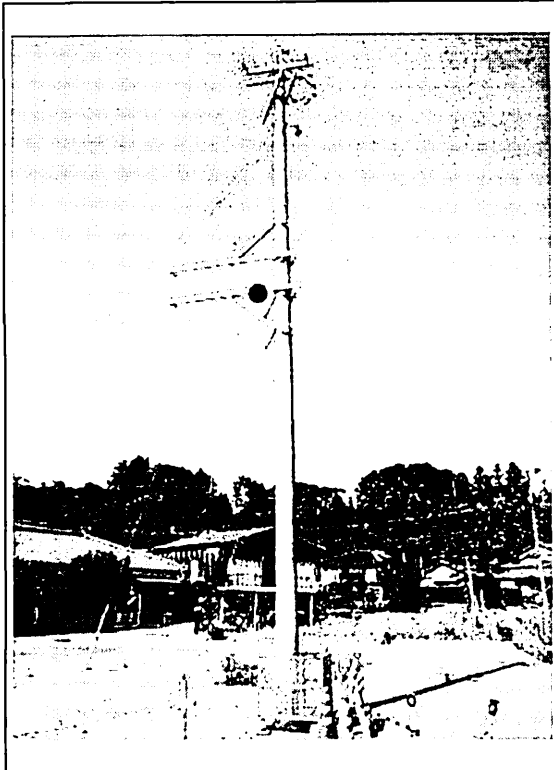
12A2-1A1

西岡路 (電文)

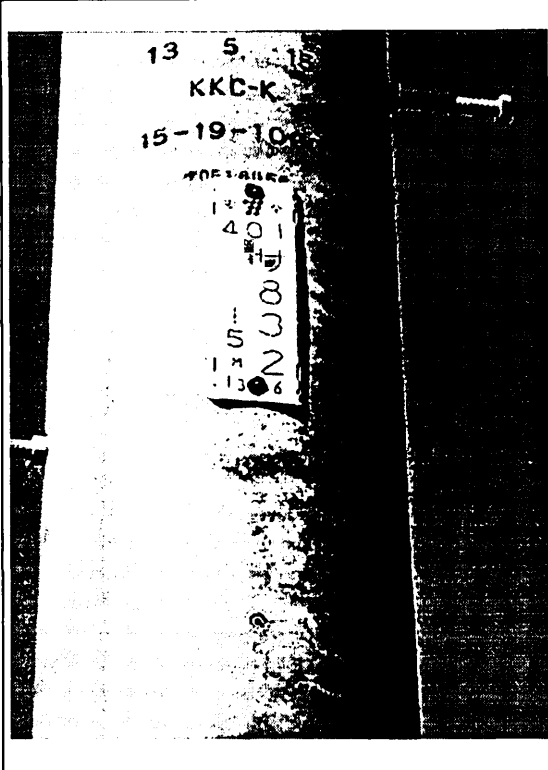
〔様式30〕 申込書添付書類（電柱）

電柱番号： 401サ832

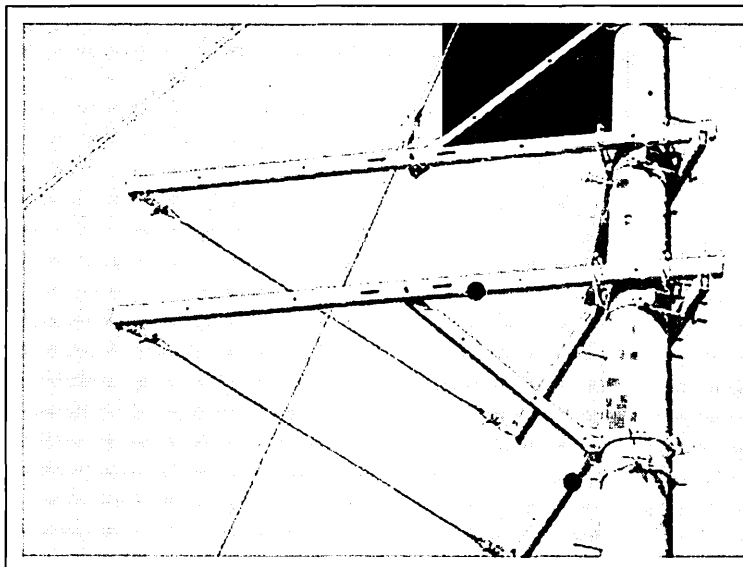
(電柱全体写真)



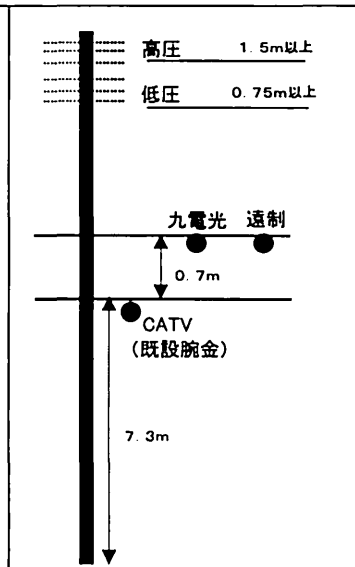
(電柱番号)



(取付点拡大写真)



(装柱図)



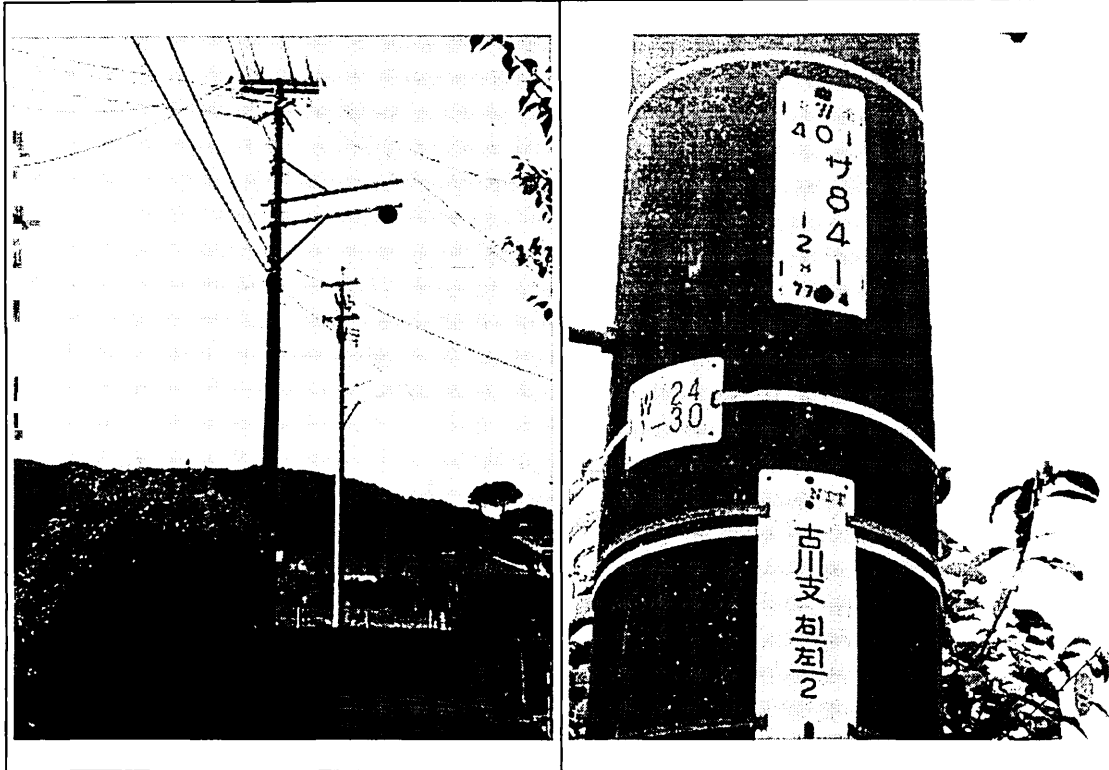
- 全体写真、電柱番号、取付点拡大写真の3部1組を提出して下さい。
- 電柱全体写真または装柱図内に地上高、当社設備（変圧器、低圧線等）との離隔を明記。（全体写真内に記入の場合は装柱図省略可）
- 取付ポイントを赤色等で明示。（原則としてアームの空き箇所に取り付けて頂きます）

[様式30] 申込書添付書類 (電柱)

電柱番号: 401サ841

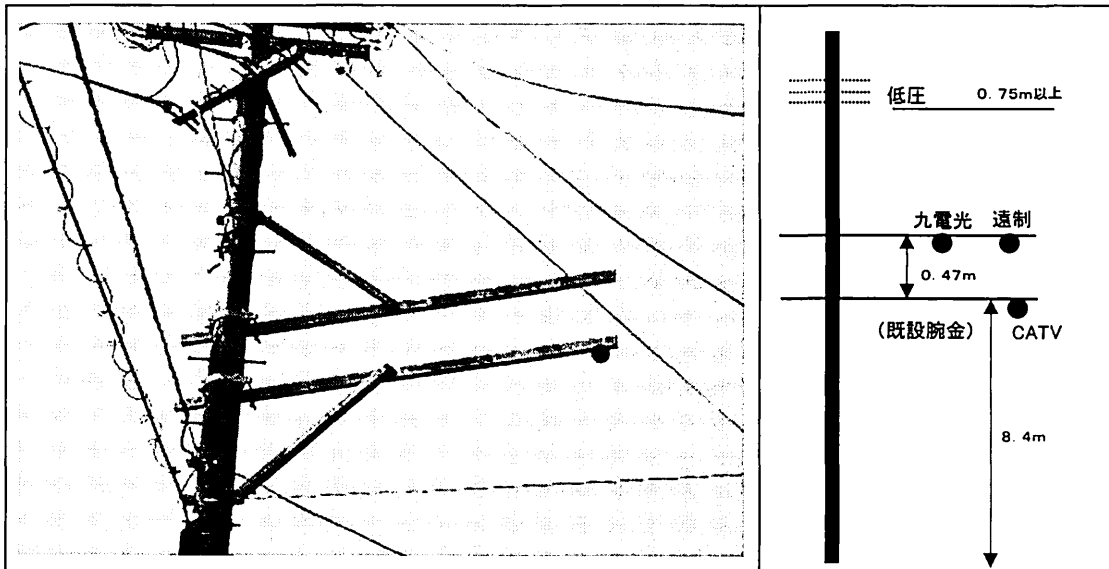
(電柱全体写真)

(電柱番号)



(取付点拡大写真)

(装柱図)

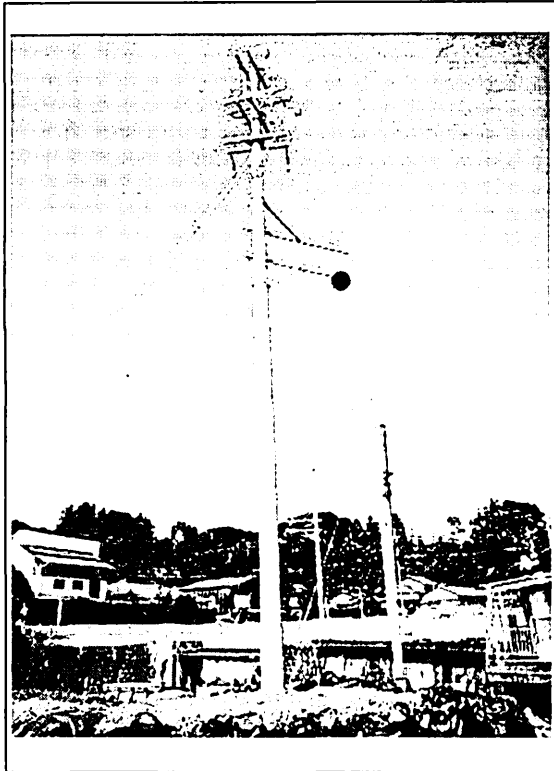


- 全体写真、電柱番号、取付点拡大写真の3部1組を提出して下さい。
- 電柱全体写真または装柱図内に地上高、当社設備 (変圧器、低圧線等) との離隔を明記。  
(全体写真内に記入の場合は装柱図省略可)
- 取付ポイントを赤色等で明示。(原則としてアームの空き箇所に取り付けて頂きます)

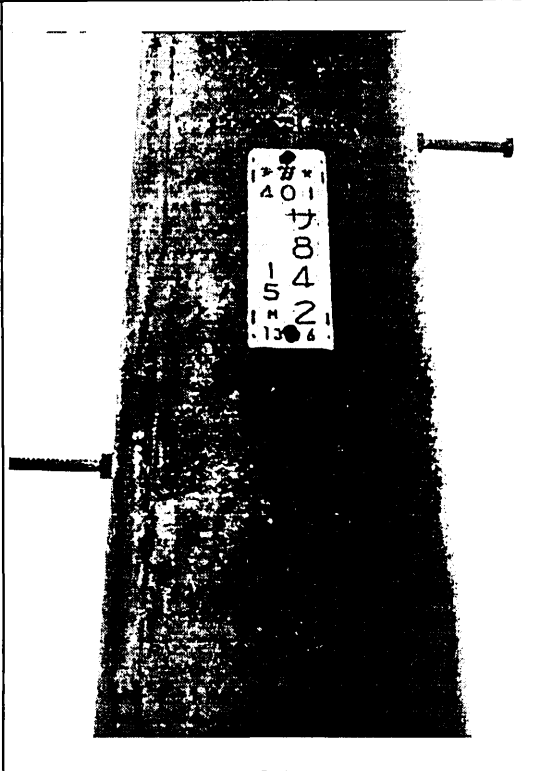
〔様式30〕 申込書添付書類（電柱）

電柱番号： 401サ842

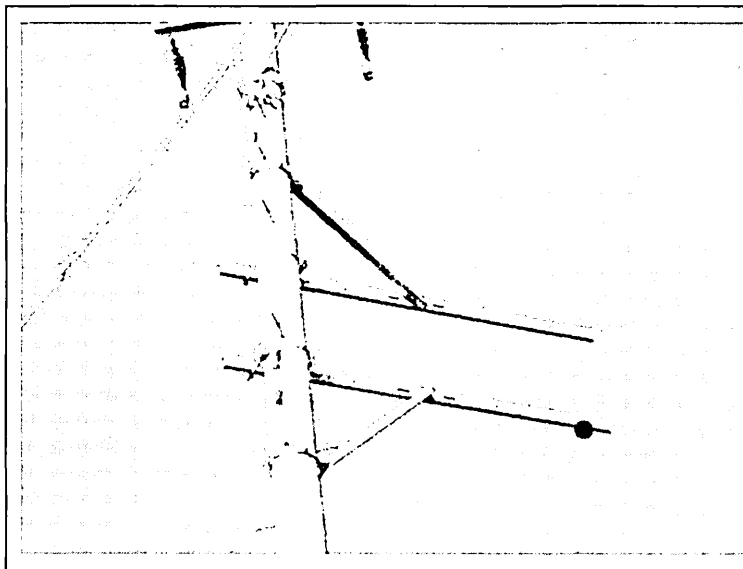
（電柱全体写真）



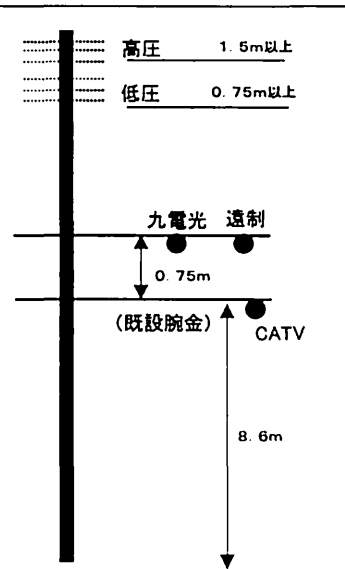
（電柱番号）



（取付点拡大写真）



（装柱図）



- 全体写真、電柱番号、取付点拡大写真の3部1組を提出して下さい。
- 電柱全体写真または装柱図内に地上高、当社設備（変圧器、低圧線等）との離隔を明記。（全体写真内に記入の場合は装柱図省略可）
- 取付ポイントを赤色等で明示。（原則としてアームの空き箇所に取り付けて頂きます）



担当

管理

管理

管理

管理

下記の件について別紙の通り  
更新申請を提出します



事務連絡  
平成25年2月5日

関係各位

宮崎県北部港湾事務所長

港湾施設（荷さばき地等）使用許可の更新申請について（通知）

日頃より県の港湾・漁港行政につきまして、御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、現在、別紙港湾施設（荷さばき地等）使用許可申請書で許可している施設等の許可期限は、平成25年3月31日までとなっておりますので、許可期限後においても使用される場合には、別添の使用許可申請書の記載内容を確認（必要に応じて修正）後、申請人欄に押印の上、平成25年3月1日（金）までに、当事務所に提出してください。

また、更新手続をとらずに占有を継続されると、不法占有として関係法令により罰則を科せられることがありますので、御注意ください。）

なお、更新手続について、御不明な点がございましたら下記まで御連絡ください。

〒883-0062

宮崎県日向市大字日知屋字新開17371-2

宮崎県北部港湾事務所

（管理担当 谷川）

TEL 0982-52-5366

1931-1932

...

...

...

...

...

...

...

...



港湾施設（荷さばき地等）使用許可申請書

平成 年 月 日

北部港湾事務所長 殿

申請者 住 所 延岡市東本小路2番地1  
 ふりがな  
 氏 名 延岡市長 首藤正治  
 企画部情報管理課 長 友 和 広  
 性 別  
 生年月日  
 電話番号  
 （法人にあっては事務所の所在地、名称及び代表者氏名）

申請者 コード		施設の種類	1. 荷役機械 2. 上屋 3. 荷さばき地 4. 野積場 5. コンテナ用電源 6. その他（ ）
施設 コード		施設名称	熊野江港
信号符字 (コールサイン)等		船名	
使用数量 (使用面積)	延長50m (共架、NTT 柱2本) 自営柱2本	使用区画 (区画名)	
使用予定期間	平成25年4月1日 時 分から		
	平成28年3月31日 時 分まで		
貨物	品名コード (コンテナ番号)	品名 (コンテナ種別)	個数・トン数
備考	使用の目的：ケーブルテレビ線路網敷設 使用工作物の名称・構造・数量：延長50m (共架、NTT柱2本) 自営柱2本		

- (注) (1) 該当施設番号を○印で囲み、施設の種類毎に記載して下さい。  
 (2) 上屋、荷さばき地又は野積場の使用許可申請の場合は、位置図及び使用面積の求積図を添付して下さい。  
 (3) 法人にあっては事務所の所在地、名称、代表者氏名及び役員名簿（別記様式第1号）を提出すること。

港湾施設 (荷さばき地等) 使用許可申請書

平成 年 月 日

北部港湾事務所長 殿

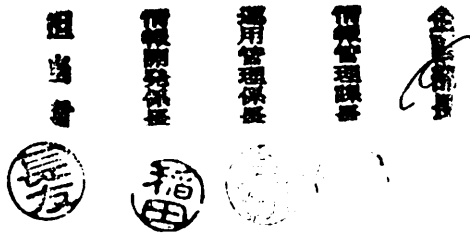
申請者 住 所 延岡市東本小路2番地1  
 ふりがな  
 氏 名 延岡市長 首藤正治  
 企画部情報管理課 長 友和 広

性 別  
 生年月日  
 電話番号

(法人にあっては事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

申請者 コード		施設の種類	1. 荷役機械 2. 上屋 3. 荷さばき地 4. 野積場 5. コンテナ用電源 6. その他 ( )
施設 コード		施設名称	延岡新港
信号符字 (コールサイン)等		船名	
使用数量 (使用面積)	延長1,978m (共架、 九電柱34本、NTT柱8 本) 自営柱4本	使用区画 (区画名)	
使用予定 期間	平成25年4月1日 時 分から		
	平成25年3月31日 時 分まで		
貨物	品名コード (コンテナ番号)	品名 (コンテナ種別)	個数・トン数
備考	使用の目的：ケーブルテレビ線路網敷設 使用工作物の名称・構造・数量：延長1,978m (共架、九電柱34本、NTT 柱8本) 自営柱4本		

- (注) (1) 該当施設番号を○印で囲み、施設の種類毎に記載して下さい。  
 (2) 上屋、荷さばき地又は野積場の使用許可申請の場合は、位置図及び使用面積の求積図を添付して下さい。  
 (3) 法人にあっては事務所の所在地、名称、代表者氏名及び役員名簿 (別記様式第1号) を提出すること。



下記の件について別紙の通り  
更新申請書を提出します。

事務連絡  
平成25年2月18日

関係各位

宮崎県北部港湾事務所長

甲種漁港施設の占有許可の更新申請について（通知）

日頃より県の港湾・漁港行政につきまして、御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、現在、別紙甲種漁港施設占有許可申請書で許可している施設等の許可期限は、平成25年3月31日までとなっておりますので、許可期限後においても使用される場合には、別添の使用許可申請書の記載内容を確認（必要に応じて修正）後、申請人欄に押印の上、平成25年3月1日（金）までに、当事務所に提出してください。

また、更新手続をとらずに占有を継続されると、不法占有として関係法令により罰則を科せられることがありますので、御注意ください。

なお、更新手続について、御不明な点がありましたら下記まで御連絡ください。

〒883-0062  
宮崎県日向市大字日知屋字新開17371-2  
宮崎県北部港湾事務所  
（管理担当 谷川）  
TEL 0982-52-5366

一、[Illegible text]

二、[Illegible text]

三、[Illegible text]

四、[Illegible text]

五、[Illegible text]

六、[Illegible text]

七、[Illegible text]

八、[Illegible text]

九、[Illegible text]

十、[Illegible text]

100-687  
[Illegible text]  
[Illegible text]  
[Illegible text]

甲種漁港施設占用許可申請書

年 月 日

宮崎県北部港湾事務所長 殿

申請人 住 所 延岡市東本小路2番地1  
ふりがな  
 氏 名 延岡市長 首藤 正治 ㊟

情報管理課

性 別

生年月日

電話番号

次のとおり甲種漁港施設において占用（占用工事）をしたいので、許可されるよう宮崎県漁港管理条例第9条第1項の規定により申請します。

占用施設の名称	南浦漁港安井地区		
占 用 の 場 所	延岡市安井町		
工作物設置等の有無	有 ・ 無	工作物の名称	ケーブル線50m（共架、九電柱1本）
占用の面積等	ケーブル線50m（共架、九電柱1本）		
占 用 の 目 的	ケーブルテレビ線路網敷設		
占 用 の 期 間	平成25年 4月1日から <small>8</small> 平成2 <del>6</del> 年 3月31日まで		
工 事 の 期 間 （占用工事）	着手	年	月 日
	完了	年	月 日
占 用 料			

(注) この申請書は、1部提出すること。

- 添付書類 (1) 占用の場所を明示した平面図（縮尺500分の1以上）及びその  
 占用の区域の実測求積図（縮尺500分の1以上）  
 (2) 占用工事の場合は、上記の書類のほかにその工事の設計書及び  
 図面

甲種漁港施設占有許可申請書

年 月 日

宮崎県北部港湾事務所長 殿

申請人 住所 延岡市東本小路2番地1  
ふりがな  
 氏名 延岡市長 首藤 正治 ㊟

情報管理課

性別

生年月日

電話番号

次のとおり甲種漁港施設において占有（占有工事）をしたいので、許可されるよう宮崎県漁港管理条例第9条第1項の規定により申請します。

占有施設の名称	島野浦漁港		
占有の場所	延岡市島浦町		
工作物設置等の有無	有 ・ 無	工作物の名称	ケーブル線1,077m（共架、九電柱10本、NTT柱12本）
占有の面積等	ケーブル線1,077m（共架、九電柱10本、NTT柱12本）		
占有の目的	ケーブルテレビ線路網敷設		
占有の期間	平成25年 4月1日から <small>8</small> 平成26年 3月31日まで		
工事の期間（占有工事）	着手	年	月 日
	完了	年	月 日
占有料			

（注）この申請書は、1部提出すること。

- 添付書類 （1） 占有の場所を明示した平面図（縮尺500分の1以上）及びその占有の区域の実測求積図（縮尺500分の1以上）  
 （2） 占有工事の場合は、上記の書類のほかにその工事の設計書及び図面



甲種漁港施設占用許可申請書

年 月 日

宮崎県北部港湾事務所長 殿

申請人 住所 延岡市東本小路2番地1  
ふりがな  
 氏名 延岡市長 首藤 正治 ㊟

情報管理課

性別

生年月日

電話番号

次のとおり甲種漁港施設において占用（占用工事）をしたいので、許可されるよう宮崎県漁港管理条例第9条第1項の規定により申請します。

占用施設の名称	島野浦漁港		
占 用 の 場 所	延岡市島浦町		
工作物設置等の有無	有 ・ 無	工作物の名称	0. 1 2 m <sup>2</sup> (光ケーブル)
占用の面積等	0. 1 2 m <sup>2</sup> (光ケーブル)		
占 用 の 目 的	ケーブルテレビ線路網敷設		
占 用 の 期 間	平成25年 4月1日から 平成2 <del>5</del> <sup>8</sup> 年 3月31日まで		
工 事 の 期 間 (占用工事)	着手	年	月 日
	完了	年	月 日
占 用 料			

(注) この申請書は、1部提出すること。

- 添付書類 (1) 占用の場所を明示した平面図（縮尺500分の1以上）及びその  
 占用の区域の実測求積図（縮尺500分の1以上）  
 (2) 占用工事の場合は、上記の書類のほかにその工事の設計書及び  
 図面

甲種漁港施設占有許可申請書

年 月 日

宮崎県北部港湾事務所長 殿

申請人 住所 延岡市東本小路2番地1  
ふりがな  
 氏名 延岡市長 首藤 正治 ㊟

情報管理課

性別

生年月日

電話番号

次のとおり甲種漁港施設において占有（占有工事）をしたいので、許可されるよう宮崎県漁港管理条例第9条第1項の規定により申請します。

占有施設の名称	島野浦漁港		
占有の場所	延岡市島浦町		
工作物設置等の有無	有 ・ 無	工作物の名称	ケーブル線182m（共架、NTT柱2本）自営柱2本、支線1本
占有の面積等	ケーブル線182m（共架、NTT柱2本）自営柱2本、支線1本		
占有の目的	ケーブルテレビ線路網敷設		
占有の期間	平成25年 4月1日から <small>8</small> 平成26年 3月31日まで		
工事の期間（占有工事）	着手	年	月 日
	完了	年	月 日
占有料			

(注) この申請書は、1部提出すること。

- 添付書類 (1) 占有の場所を明示した平面図（縮尺500分の1以上）及びその占有の区域の実測求積図（縮尺500分の1以上）  
 (2) 占有工事の場合は、上記の書類のほかにその工事の設計書及び図面

下記の件について別紙の通り  
更新申請を提出します。

事務連絡  
平成25年2月15日

関係各位

宮崎県北部港湾事務所長

漁港区域内における行為についての占用許可の更新申請について（通知）

日頃より県の港湾・漁港行政につきまして、御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、現在、別紙漁港の区域内における行為についての許可申請書で許可している施設等の許可期限は、平成25年3月31日までとなっておりますので、許可期限後においても使用される場合には、別添の使用許可申請書の記載内容を確認（必要に応じて修正）後、申請人欄に押印の上、平成25年3月1日（金）までに、当事務所に提出してください。

また、更新手続をとらずに占用を継続されると、不法占用として関係法令により罰則を科せられることがありますので、御注意ください。

なお、更新手続について、御不明な点がありましたら下記まで御連絡ください。

〒883-0062  
宮崎県日向市大字日知屋字新開17371-2  
宮崎県北部港湾事務所  
（管理担当 谷川）  
TEL 0982-52-5366

THE UNIVERSITY OF CHICAGO  
LIBRARY

THE UNIVERSITY OF CHICAGO LIBRARY

THE UNIVERSITY OF CHICAGO LIBRARY

THE UNIVERSITY OF CHICAGO LIBRARY

THE UNIVERSITY OF CHICAGO LIBRARY



THE UNIVERSITY OF CHICAGO LIBRARY

第7号様式 (第12条関係)

漁港の区域内における行為についての許可申請書

番 号  
年 月 日

宮崎県北部港湾事務所長 殿

申請者 住 所 延岡市東本小路2番地1  
氏名又は名称 延岡市長 首藤 正治 ㊟  
情報管理課

下記のとおり漁港の区域内の水域（公共空地）において水面又は土地の占有を行いた  
いので、漁港漁場整備法第39条第1項の規定により、許可の申請をする。

記

- 1 漁港名 島野浦漁港
- 2 許可を受けようとする理由 ケーブルテレビ線路網敷設
- 3 許可を受けようとする行為の内容
  - (1) 種類 水面又は土地の占有
  - (2) 目的 ケーブルテレビ線路網敷設
  - (3) 期間 平成25年4月1日から平成28年3月31日
  - (4) 場所 延岡市島浦町地先
  - (5) 面積 27.2㎡
  - (6) 数量 光ケーブル
  - (7) 方法

備考

イ 種類欄には、工作物の建設又は改良、土砂の採取、土地の掘削又は盛土、汚水の放  
流又は汚物の放棄、水面又は土地の占有の別を記載すること。

ロ 数量欄は、工作物の建設若しくは改良又は水面若しくは公共空地の占有の場合には  
記載しなくてもよい。

なお、汚水の放流の場合には、汚水の水質及び濃度ごとの数量、汚物の放棄の場合  
には、汚物の種類ごとの数量を記載すること。

ハ 方法欄には、請負、委託等の方法により許可を受けた行為を行う場合に、請負人（予  
定者）、受託者（予定者）等の氏名又は名称及び住所を記載すること。

シレイ8026-3-熊8

住所 延岡市東本小路2番地1

氏名 延岡市長 首藤正治

企画部情報管理課

平成25年2月20日付けで申請のあった港湾施設使用については、宮崎県港湾管理条例第9条第1項の規定に基づき下記により許可する。

平成25年4月1日

宮崎県北部港湾事務所長

記

- 1 使用場所は、熊野江港とし、申請図書の区域とする。
- 2 使用面積等は、延長50m（共架、NTT柱2本）自営柱2本とする。
- 3 使用目的は、ケーブルテレビ線路網敷設とし、他の用途に供することはできない。
- 4 使用期間は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までとする。
- 5 使用料は、免除とする。  
なお、使用許可の期間中に使用料の額の改定が行われた場合には、新たな使用許可を行うことなく改定後の額を適用する。
- 6 工作物設置工事は、申請図書により実施し北部港湾事務所長の監督を受けること。
- 7 使用の許可を受けた者は、北部港湾事務所長の指示に従い、住所、氏名、許可内容及び許可期間を表示すること。
- 8 使用期間中であっても、港湾管理上の必要が生じたとき、又は港湾管理者が必要と認めるときは、許可を取り消し、又は許可条件を変更することがある。この場合に生じた損失は補償しない。
- 9 使用の許可期間が満了したとき、当該許可を取り消されたとき、その他使用を廃止したときは、自己の負担において工作物を撤去して原形に復し、使用廃止届を港湾管理者に提出すること。
- 10 使用の許可を受けた港湾施設において、許可内容以外の工作物の新築、改築、増築及びその他の行為は、許可を受けずに行ってはならない。
- 11 使用に起因して第三者に損害を与え、又は第三者との間に紛争が生じたときは、自己の負担において損害を賠償し又は紛争を解決すること。この場合には、遅滞なく港湾管理者に届け出ること。
- 12 上記各項のほか、港湾関係法令及びその他の関係法令を遵守すること。

シレイ8026-3-新14

住所 延岡市東本小路2番地1

氏名 延岡市長 首藤正治

企画部情報管理課

平成25年2月20日付けで申請のあった港湾施設使用については、宮崎県港湾管理条例第9条第1項の規定に基づき下記により許可する。

平成25年4月1日

宮崎県北部港湾事務所長

記

- 1 使用場所は、延岡新港とし、申請図書の区域とする。
- 2 使用面積等は、延長1,978m（共架、九電柱34本、NTT柱8本）自営柱4本とする。
- 3 使用目的は、ケーブルテレビ線路網敷設とし、他の用途に供することはできない。
- 4 使用期間は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までとする。
- 5 使用料は、免除とする。  
なお、使用許可の期間中に使用料の額の改定が行われた場合には、新たな使用許可を行うことなく改定後の額を適用する。
- 6 工作物設置工事は、申請図書により実施し北部港湾事務所長の監督を受けること。
- 7 使用の許可を受けた者は、北部港湾事務所長の指示に従い、住所、氏名、許可内容及び許可期間を表示すること。
- 8 使用期間中であっても、港湾管理上の必要が生じたとき、又は港湾管理者が必要と認めるときは、許可を取り消し、又は許可条件を変更することがある。この場合に生じた損失は補償しない。
- 9 使用の許可期間が満了したとき、当該許可を取り消されたとき、その他使用を廃止したときは、自己の負担において工作物を撤去して原形に復し、使用廃止届を港湾管理者に提出すること。
- 10 使用の許可を受けた港湾施設において、許可内容以外の工作物の新築、改築、増築及びその他の行為は、許可を受けずに行ってはならない。
- 11 使用に起因して第三者に損害を与え、又は第三者との間に紛争が生じたときは、自己の負担において損害を賠償し又は紛争を解決すること。この場合には、遅滞なく港湾管理者に届け出ること。
- 12 上記各項のほか、港湾関係法令及びその他の関係法令を遵守すること。

シレイ 8026-4-南12

住 所 延岡市東本小路2番地1

氏 名 延岡市長 首藤 正治

情報管理課

平成25年2月20日付けで申請のあった漁港施設の占用については、宮崎県漁港管理条例第9条の規定に基づき下記により許可する。

平成25年4月1日

宮崎県北部港湾事務所長

記

- 1 使用場所は、南浦漁港安井地区とし、申請書添付図面の区域とする。
- 2 使用面積等は、ケーブル線50m（共架、九電柱1本）とする。
- 3 使用目的は、ケーブルテレビ線路網敷設とし、他の用途に供することはできない。
- 4 使用期間は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までとする。
- 5 使用料は、免除とする。  
なお、使用許可の期間中に使用料の額の改定が行われた場合には、新たな使用許可を行うことなく改定後の額を適用する。
- 6 工作物施設工事は、申請書図書により実施し北部港湾事務所長の監督を受けること。
- 7 使用の許可を受けた者は北部港湾事務所長の指示に従い、住所、氏名、許可内容及び許可期間を表示すること。
- 8 使用期間中であっても、漁港管理上の必要が生じたとき、又は知事が必要と認めたときは、当該許可を取り消し、又は許可条件を変更することがある。この場合に生じた損失は補償しない。
- 9 使用許可期間が満了したとき、当該許可を取り消されたとき、その他使用を廃止したときは、自己の負担において工作物を撤去して原形に復し、使用廃止届を港湾管理者に提出すること。
- 10 使用の許可を受けた漁港施設において、許可内容以外の工作物の新築、改築、増築及びその他の行為は、許可を受けずに行ってはならない。
- 11 使用に起因して第三者に損害を与え、又は第三者との間に紛争が生じたときは、自己の負担において損害を賠償し又は紛争を解決すること。この場合は、遅滞なく漁港管理者に届け出ること。
- 12 上記各項のほか、漁港関係法令を遵守すること。



シレイ 8026-4-島23

住 所 延岡市東本小路2番地1

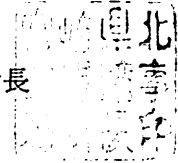
氏 名 延岡市長 首藤 正治

情報管理課

平成25年 2月20日付けで申請のあった漁港施設の占用については、宮崎県漁港管理条例第9条の規定に基づき下記により許可する。

平成25年4月1日

宮崎県北部港湾事務所長



記

- 1 使用場所は、島野浦漁港とし、申請書添付図面の区域とする。
- 2 使用面積等は、ケーブル線1, 077m (共架、九電柱10本、NTT柱12本)とする。
- 3 使用目的は、ケーブルテレビ線路網敷設とし、他の用途に供することはできない。
- 4 使用期間は、平成25年 4月1日から平成28年 3月31日までとする。
- 5 使用料は、免除とする。  
なお、使用許可の期間中に使用料の額の改定が行われた場合には、新たな使用許可を行うことなく改定後の額を適用する。
- 6 工作物施設工事は、申請書図書により実施し北部港湾事務所長の監督を受けること。
- 7 使用の許可を受けた者は北部港湾事務所長の指示に従い、住所、氏名、許可内容及び許可期間を表示すること。
- 8 使用期間中であっても、漁港管理上の必要が生じたとき、又は知事が必要と認めたときは、当該許可を取り消し、又は許可条件を変更することがある。この場合に生じた損失は補償しない。
- 9 使用許可期間が満了したとき、当該許可を取り消されたとき、その他使用を廃止したときは、自己の負担において工作物を撤去して原形に復し、使用廃止届を港湾管理者に提出すること。
10. 使用の許可を受けた漁港施設において、許可内容以外の工作物の新築、改築、増築及びその他の行為は、許可を受けずに行ってはならない。
- 11 使用に起因して第三者に損害を与え、又は第三者との間に紛争が生じたときは、自己の負担において損害を賠償し又は紛争を解決すること。この場合は、遅滞なく漁港管理者に届け出ること。
- 12 上記各項のほか、漁港関係法令を遵守すること。

シレイ8026-4-島24

住 所 延岡市東本小路2番地1

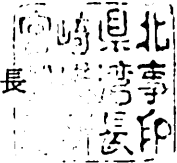
氏 名 延岡市長 首藤 正治

情報管理課

平成25年 2月20日付けで申請のあった漁港施設の占用については、宮崎県漁港管理条例第9条の規定に基づき下記により許可する。

平成25年4月1日

宮崎県北部港湾事務所長



記

- 1 使用場所は、島野浦漁港とし、申請書添付図面の区域とする。
- 2 使用面積等は、0.12m<sup>2</sup>（光ケーブル）とする。
- 3 使用目的は、ケーブルテレビ線路網敷設とし、他の用途に供することはできない。
- 4 使用期間は、平成25年 4月1日から平成28年 3月31日までとする。
- 5 使用料は、免除とする。  
なお、使用許可の期間中に使用料の額の改定が行われた場合には、新たな使用許可を行うことなく改定後の額を適用する。
- 6 工作物施設工事は、申請書函書により実施し北部港湾事務所長の監督を受けること。
- 7 使用の許可を受けた者は北部港湾事務所長の指示に従い、住所、氏名、許可内容及び許可期間を表示すること。
- 8 使用期間中であっても、漁港管理上の必要が生じたとき、又は知事が必要と認めたときは、当該許可を取り消し、又は許可条件を変更することがある。この場合に生じた損失は補償しない。
- 9 使用許可期間が満了したとき、当該許可を取り消されたとき、その他使用を廃止したときは、自己の負担において工作物を撤去して原形に復し、使用廃止届を港湾管理者に提出すること。
- 10 使用の許可を受けた漁港施設において、許可内容以外の工作物の新築、改築、増築及びその他の行為は、許可を受けずに行ってはならない。
- 11 使用に起因して第三者に損害を与え、又は第三者との間に紛争が生じたときは、自己の負担において損害を賠償し又は紛争を解決すること。この場合は、遅滞なく漁港管理者に届け出ること。
- 12 上記各項のほか、漁港関係法令を遵守すること。

シレイ8026-4-島22

住 所 延岡市東本小路2番地1

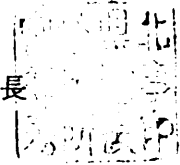
氏 名 延岡市長 首藤 正治

情報管理課

平成25年 2月20日付けで申請のあった漁港施設の占有については、宮崎県漁港管理条例第9条の規定に基づき下記により許可する。

平成25年4月1日

宮崎県北部港湾事務所長



記

- 1 使用場所は、島野浦漁港とし、申請書添付図面の区域とする。
- 2 使用面積等は、ケーブル線182m（共架、NTT柱2本）自営柱2本、支線1本とする。
- 3 使用目的は、ケーブルテレビ線路網敷設とし、他の用途に供することはできない。
- 4 使用期間は、平成25年 4月1日から平成28年 3月31日までとする。
- 5 使用料は、免除とする。  
なお、使用許可の期間中に使用料の額の改定が行われた場合には、新たな使用許可を行うことなく改定後の額を適用する。
- 6 工作物施設工事は、申請書図書により実施し北部港湾事務所長の監督を受けること。
- 7 使用の許可を受けた者は北部港湾事務所長の指示に従い、住所、氏名、許可内容及び許可期間を表示すること。
- 8 使用期間中であっても、漁港管理上の必要が生じたとき、又は知事が必要と認めたときは、当該許可を取り消し、又は許可条件を変更することがある。この場合に生じた損失は補償しない。
- 9 使用許可期間が満了したとき、当該許可を取り消されたとき、その他使用を廃止したときは、自己の負担において工作物を撤去して原形に復し、使用廃止届を港湾管理者に提出すること。
10. 使用の許可を受けた漁港施設において、許可内容以外の工作物の新築、改築、増築及びその他の行為は、許可を受けずに行ってはならない。
- 11 使用に起因して第三者に損害を与え、又は第三者との間に紛争が生じたときは、自己の負担において損害を賠償し又は紛争を解決すること。この場合は、遅滞なく漁港管理者に届け出ること。
- 12 上記各項のほか、漁港関係法令を遵守すること。

シレイ8026-19-漁24

住 所 延岡市東本小路2番地1

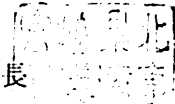
氏 名 延岡市長 首藤 正治

情報管理課

平成25年 2月20日付けで申請のあった漁港区域（水域）の占用については、漁港漁場整備法第39条第1項の規定に基づき下記により許可する。

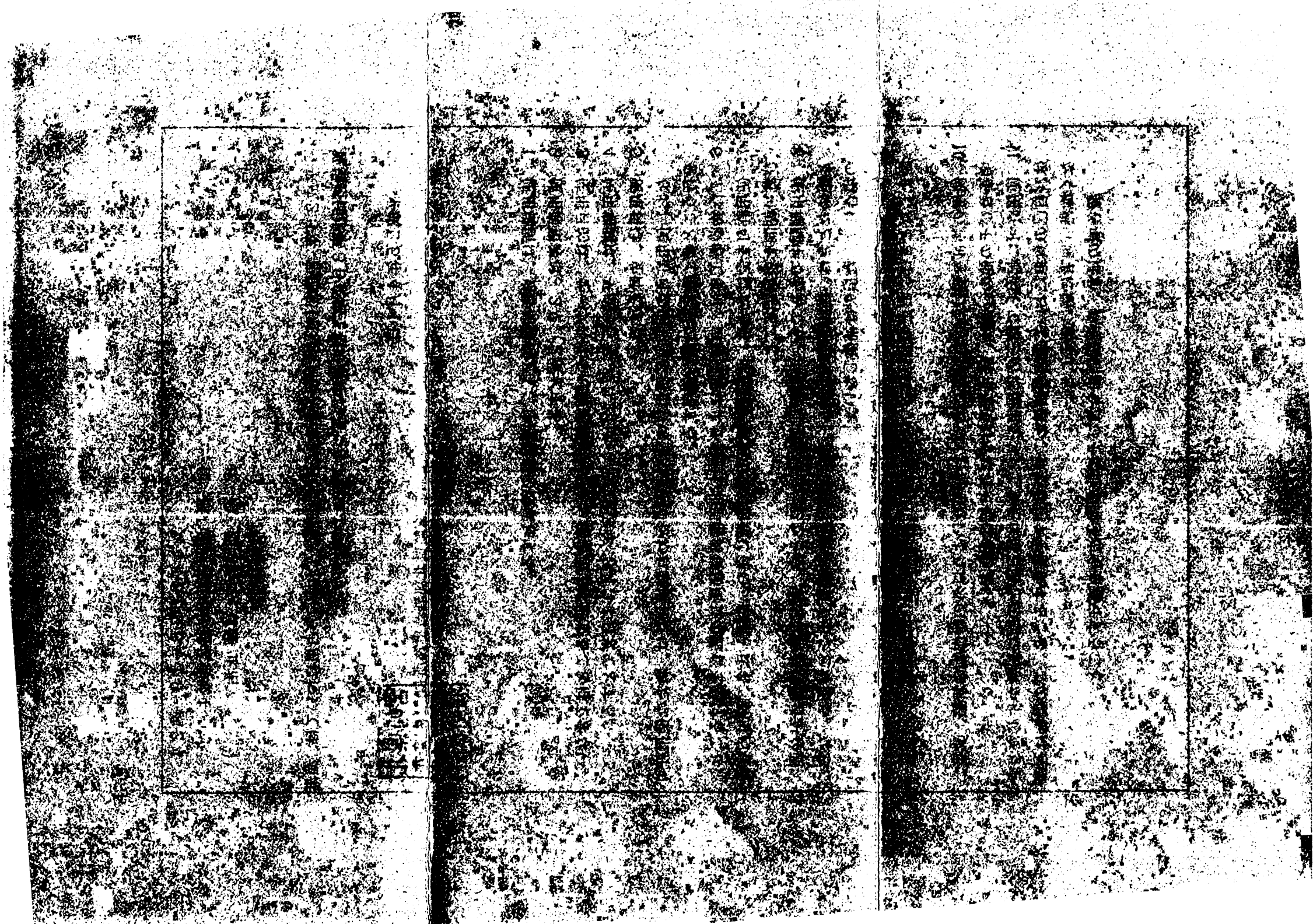
平成25年4月1日

宮崎県北部港湾事務所長



記

- 1 使用場所は、島野浦漁港とし、申請図書の区域とする。
- 2 使用面積等は、27.2㎡とする。
- 3 使用目的は、ケーブルテレビ線路網敷設とし、他の用途に供することはできない。
- 4 使用期間は、平成25年 4月1日から平成28年 3月31日までとする。
- 5 使用料は、免除とする。  
なお、使用許可の期間中に使用料の額の改定が行われた場合には、新たな使用許可を行うことなく改定後の額を適用する。
- 6 工作物設置工事は、申請図書により実施し北部港湾事務所長の監督を受けること。
- 7 使用許可を受けた者は、北部港湾事務所長の指示に従い、住所、氏名、許可内容及び許可期間を表示すること。
- 8 使用期間中であっても、漁港管理上必要を生じたとき、または漁港管理者が必要と認めたときは、当該許可を取消し、または許可条件を変更することがある。なおこの場合に生じた損失は補償しない。
- 9 使用期間が満了したとき、当該許可を取り消されたとき、または許可に係る行為を廃止したときは、自己の負担において直ちに工作物を撤去し、許可区域を現形に復すること。
- 10 使用の許可を受けた漁港施設において、許可ないよう以外の耕作物の新築、改築、増築及びその他の行為は、許可を受けずに行ってはならない。
- 11 使用許可に起因して第三者に損害を与え、または第三者との間に紛争が生じたときは、自己の負担において損害を賠償し、または紛争を解決すること。この場合は遅滞なく漁港管理者に届け出ること。
- 12 上記各項のほか、漁港関係法令及びその他の関係法令を遵守すること。



延岡市

情報管理課

延岡市

情報管理課

延岡市

・CATV用に下記の行政財産使用許可申請書提出します



行政財産使用許可申請書

延岡市長 首藤 正治 様

平成 年 月 日

申請者

住所 延岡市東本小路2番地1  
氏名 情報管理課長 山本武之

印

次のとおり行政財産を使用したいので許可くださるよう申請します。

1 行政財産の名称 及び所在地	名称	島浦簡水用調整池	
	所在地	延岡市熊野江町2442	
2 財産の種類	① 土地 2 建物 ③ その他 ( 信号線柱 )		
3 使用目的	用途	① 通信柱 ②通信ケーブルの共架	
	数量	① 鋼管柱 1本 (φ138 ZC-8) ② 光ファイバーケーブル 10本 (φ20 約300m)	※埋設管布設の場合には口径も記入のこと
	理由 (詳細に) 引き続き使用するため 期間 平成25年4月1日~平成26年3月31日		
4 使用料	延岡市財産条例による。		
5 添付書類			

当初許可 無償No.36

行政財産使用許可書

昨年度

延水第 23 号  
平成 24 年 4 月 1 日

延岡市 情報管理課長 様

延岡市長 首藤 正治

平成 24 年 3 月 日付で申請のあった行政財産の目的外使用については次の条件を付して許可する。

1 使用許可財産名	島浦簡水用調整池の ①本柱 ②本柱への共架	
2 所在地	延岡市熊野江町 2 4 4 2	
3 使用数量	① 1 本 ② 10 本	
4 使用目的	島浦への通信ケーブル設置用	
5 使用期間	平成 年 4 月 1 日 ~ 平成 年 3 月 3 1 日	
6 使用料	減免	
7 その他	当初許可 無償 No. 3 6	

許可条件

- 1 上記の使用目的に限り許可する。
- 2 使用許可財産を他に転貸又は権利の譲渡をしてはならない。
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取消し又は変更することがある。  
なお、取消変更によって生じた一切の損失は補償しない。  
(1) 公序良俗に反する場合 (3) 係員の指示に従わない場合  
(2) 許可条件に違反する場合 (4) 市において必要とする場合
- 4 使用許可財産の原形を変更するとき又は、使用目的の変更をするときは事前に書面で承認を受けなければならない。
- 5 使用者はその責に帰する理由により、使用許可財産の全部又は一部を滅失し又はき損したときは損害を賠償しなければならない。
- 6 使用期間が満了したとき又は、許可を取り消したときは速やかに原状に回復し返還しなければならない。ただし、市長が承認したときは、この限りでない。
- 7 その他

目  
当  
者

情  
報  
管  
理  
課

通  
用  
管  
理  
課

情  
報  
管  
理  
課

企  
業  
管  
理  
課

。CATV用に下記の行政財産使用許可申請書を提出はす



行政財産使用許可申請書

延岡市長 首藤 正治 様

平成 年 月 日

申請者

住所 延岡市東本小路2番地1  
氏名 情報管理課長 山本武之

印

次のとおり行政財産を使用したいので許可くださるよう申請します。

1 行政財産の名称 及び所在地	名称	島浦簡水用既設柱	
	所在地	延岡市島浦町52-4	
2 財産の種類	1 土地 2 建物 ③ その他 ( 本柱 )		
3 使用目的	用途	有線テレビジョン放送線の本柱への共架	
	数量	1本	※埋設管布設の場合には口径も記入のこと
	理由 (詳細に) 引き続き使用するため。  期 間 平成25年4月1日~平成26年3月31日		
4 使用料	延岡市財産条例による		
5 添付書類			

当初許可 無償No.41



行政財産使用許可書

昨年度

延水第 23 号  
平成 24 年 4 月 1 日

延岡市 情報管理課長 様

延岡市長 首藤 正治

平成 年 月 日付で申請のあった行政財産の目的外使用については次の条件を付して許可する。

1 使用許可財産名	島浦簡水用既設柱	
2 所在地	延岡市島浦町52-4	
3 使用数量	1本分	
4 使用目的	有線テレビジョン放送線の本柱への共架	
5 使用期間	平成 年4月1日 ~ 平成 年3月31日	
6 使用料	減免	
7 その他	当初許可 無償No.41	

許可条件

- 1 上記の使用目的に限り許可する。
- 2 使用許可財産を他に転貸又は権利の譲渡をしてはならない。
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取消し又は変更することがある。  
なお、取消変更によって生じた一切の損失は補償しない。  
(1) 公序良俗に反する場合 (3) 係員の指示に従わない場合  
(2) 許可条件に違反する場合 (4) 市において必要とする場合
- 4 使用許可財産の原形を変更するとき又は、使用目的の変更をするときは事前に書面で承認を受けなければならない。
- 5 使用者はその責に帰する理由により、使用許可財産の全部又は一部を滅失し又はき損したときは損害を賠償しなければならない。
- 6 使用期間が満了したとき又は、許可を取り消したときは速やかに原状に回復し返還しなければならない。ただし、市長が承認したときは、この限りでない。
- 7 その他

平成25年 2月 1日

課所長 各 位

水道課長 玉利富士夫

平成25年度の行政財産使用許可について（お願い）

別紙「行政財産使用許可書」に係る使用期間がまもなく満了いたします。  
つきましては、平成25年度も引続き使用許可を希望される場合は、同封の行政財産使用許可申請書  
を下記の提出期限までにご提出くださいますようお願いいたします。

記

提出期限      平成25年 3月15日

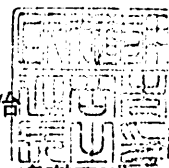
取扱担当  
延岡市上下水道局水道課  
計画係 中野  
Tel 0982-21-2381  
Fax 0982-21-4947

行政財産使用許可書

延水第 9 号  
平成 25 年 4 月 1 日

延岡市 情報管理課長 様

延岡市長 首藤 正治



平成 25 年 2 月 4 日付で申請のあった行政財産の目的外使用については次の条件を付して許可する。

1 使用許可財産名	島浦簡水用調整池の ①本柱 ②本柱への共架	
2 所在地	延岡市熊野江町 2 4 4 2	
3 使用数量	① 1 本 ② 10 本	
4 使用目的	島浦への通信ケーブル設置用	
5 使用期間	平成 25 年 4 月 1 日 ~ 平成 26 年 3 月 3 1 日	
6 使用料	減免	
7 その他	当初許可 無償 No. 3 6	

許可条件

- 1 上記の使用目的に限り許可する。
- 2 使用許可財産を他に転貸又は権利の譲渡をしてはならない。
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取消し又は変更することがある。  
なお、取消変更によって生じた一切の損失は補償しない。  
(1) 公序良俗に反する場合 (3) 係員の指示に従わない場合  
(2) 許可条件に違反する場合 (4) 市において必要とする場合
- 4 使用許可財産の原形を変更するとき又は、使用目的の変更をするときは事前に書面で承認を受けなければならない。
- 5 使用者はその責に帰する理由により、使用許可財産の全部又は一部を滅失し又はき損したときは損害を賠償しなければならない。
- 6 使用期間が満了したとき又は、許可を取り消したときは速やかに原状に回復し返還しなければならない。ただし、市長が承認したときは、この限りでない。
- 7 その他

行政財産使用許可書

延水第 9 号  
平成 25 年 4 月 1 日

延岡市 情報管理課長 様

延岡市長 首藤 正治













平成 25 年 2 月 4 日付で申請のあった行政財産の目的外使用については次の条件を付して許可する。

1 使用許可財産名	島浦簡水用既設柱	
2 所在地	延岡市島浦町 5 2 - 4	
3 使用数量	1 本分	
4 使用目的	有線テレビジョン放送線の本柱への共架	
5 使用期間	平成 25 年 4 月 1 日 ~ 平成 26 年 3 月 31 日	
6 使用料	減免	
7 その他	当初許可 無償 No. 4 1	

許可条件

- 1 上記の使用目的に限り許可する。
- 2 使用許可財産を他に転貸又は権利の譲渡をしてはならない。
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取消し又は変更することがある。  
なお、取消変更によって生じた一切の損失は補償しない。  
(1) 公序良俗に反する場合 (2) 係員の指示に従わない場合  
(3) 許可条件に違反する場合 (4) 市において必要とする場合
- 4 使用許可財産の原形を変更するとき又は、使用目的の変更をするときは事前に書面で承認を受けなければならない。
- 5 使用者はその責に帰する理由により、使用許可財産の全部又は一部を滅失し又はき損したときは損害を賠償しなければならない。
- 6 使用期間が満了したとき又は、許可を取り消したときは速やかに原状に回復し返還しなければならない。ただし、市長が承認したときは、この限りでない。
- 7 その他

		課室名		情報管理課			
起案日		平成25年2月1日		決裁日		平成25年2月1日	
課内		検討者				決裁者	
担当者	起案責任者					情報管理課長	
	副主幹兼 情報開発係長  Tel 2138						
	主幹兼課長補佐 運用管理係長 	意見					
	庶務担当 	合議者				管財課長	
ファイリング マネージャー	公印						
		意見				  	
広報のべおかへの掲載		否		ホームページへの掲載		否	

件名： 財産（物品）貸付書の発行について（伺い）

NTT西日本 宮崎支店より申請のありました北川町長井における本市自営柱への  
共架につきまして、下記のとおり貸し付けます。

<裏面に続く>

記

1. 貸し付けようとする財産

自営柱（電柱番号：G15-03、G15-04） 計2本

2. 申請者の住所及び氏名

宮崎市広島1丁目5番3号

西日本電信電話株式会社 宮崎支店長

代理人 NTT西日本-九州 宮崎事業部 設備部長

3. 貸付の目的

配線ルートの変更のため

4. 貸付期間及び条件

(1) 貸付期間 平成25年2月1日 ~ 平成25年3月31日

(2) 条件 貸付書（案）に記載

5. 共架予定の自営柱の強度について

(株) ケーブルメディアワイワイによる強度計算の結果、別紙のとおり共架は可能

との回答であった。

6. 貸付料（年額）及びその算定根拠

○電柱共架料

→ 算定にあたっては、NTT電柱添架料を基準と市、実際の共架期間

（2月～3月）を考慮する。

※ 自営柱：2本×1,260円（年）×（2ヶ月/12ヶ月）= 420円

7. 財産（物品）貸付書案

別紙「財産（物品）貸付書」のとおり

財 産 ( 物 品 ) 貸 付 書

延情管第 129 号  
平成 25 年 2 月 / 日

西日本電信電話株式会社  
宮崎支店長  
代理人 NTT西日本-九州  
宮崎事業部 設備部長 様

延岡市長 首藤正治

平成25年1月29日付で申請のあった下記物品の貸付については、次の条件を付して貸し付ける。

1 貸付施設	自営柱 (電柱番号; G15-03、G15-04)	
2 所在地	延岡市北川町長井	
3 貸付数量	自営柱2本	
4 貸付目的	配線ルート変更のため	
5 貸付期間	平成25年2月1日 ~ 平成25年3月31日	
6 貸付料	420円	納付期限 平成25年3月31日
7 その他		

《許 可 条 件》

- 1 上記の貸付目的に限り貸し付ける。
- 2 貸付施設を他に転貸又は権利の譲渡をしてはならない。
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、貸付を取消し又は変更することがある。  
なお、取消変更によって生じた一切の損失は補償しない。  
(1) 公序良俗に反する場合 (3) 係員の指示に従わない場合  
(2) 貸付条件に違反する場合 (4) 市において必要とする場合
- 4 貸付施設の原形を変更するとき又は、目的の変更をするときは事前に書面で承認を受けなければならない。
- 5 借受人は、その責に帰する理由により、貸付施設の全部又は一部を滅失し又はき損したときは損害を賠償しなければならない。
- 6 貸付期間が満了したとき、又は、貸付を取り消したときは速やかに原状に回復し返還しなければならない。ただし、市長が承認したときは、この限りでない。

財産（物品）貸付申請書

N西九宮設計総第241693号  
平成25年1月29日

延岡市長 首藤 正治 様

〒880-0806  
宮崎市広島1丁目5番3号  
西日本電信電話株式会社宮崎支店  
支店長 池尻 新



〒880-0806 宮崎市広島1丁目5番3号  
株式会社NTT西日本-九州宮崎事業部  
TEL0985-23-8458

下記のとおり財産（物品）を使用したいので、許可くださるよう申請します。

1 貸付施設	自営柱（電柱番号：G15-03,G15-04）
2 所在地	延岡市北川町長井
3 貸付数量	自営柱（2本）
4 貸付目的	配線ルート変更のため
5 貸付期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
6 貸付料	<input checked="" type="radio"/> 有償 <input type="radio"/> 無償 減免を希望する場合はその理由
7 その他	



(様式1)

第 124-1号  
平成 25年 1月 18日

〒882-0812  
延岡市東本小路 2-1  
延岡市市役所 企画部  
情報管理課長 様

宮崎市広島 1丁目5番3号  
西日本電信電話株式会社  
宮崎支店長  
代理人 NTT西日本-九州  
宮崎事業部 設備部長



電線施設共用 **実施** 廃止 申込書 (強弱・弱弱・特高)  
~~架設物変更~~

1. 共架区分

	実施	廃止	架設物変更	電柱番号
コンクリート柱	本	本	本	
木柱	本	本	本	
金属柱	2本	本	本	自営柱 G15-03、自営柱 G15-04
合計	2本	本	本	

2. その他

場所	延岡市長井町	ビル名	北川
共架設備 ケーブルは外形(mm)も記入	0.65-1オク外セン (8.2mm)		
工事名(工事計画番号)	宮崎エリアサービス総合工事 No. 635185 (2431199)		
工事予定時期	平成25年2月1日着工 平成25年2月22日竣工		
連絡先担当者	NTT西日本-九州 宮崎事業部 設備部 サービス総合担当 TEL 0985-23-8458 担当者 [REDACTED]		
その他必要事項 (設計図は別紙のこと)	設計担当 西日本システム建設(株) TEL 0982-37-0935 担当者: [REDACTED]		

(注) NTTが九電柱へ共架する場合はビル名及びケーブル外径を記載する。(ケーブル1-〇〇mm) (ケーブル2-〇〇mm)  
九電が共架する電線の外径は別紙換算表による。

電線施設共用 **実施** 承諾書 (強弱・弱弱・特高)  
~~架設物変更~~

上記申込については、下記により承諾します。

	実施			廃止	架設物変更	電柱番号
	新設	建替	改造			
コンクリート柱	本	本	本	本	本	
木柱	本	本	本	本	本	
金属柱	本	本	本	本	本	
小計	本	本	本			
合計			本	本	本	
工事費用(申込者負担分)	円 (工事内訳書、請求書は別紙のとおり)					

平成 第 年 月 号 日

宮崎市広島 1丁目5番3号  
西日本電信電話株式会社  
宮崎支店長  
代理人 NTT西日本-九州  
宮崎事業部 設備部長 様

〒882-0812  
延岡市東本小路 2-1  
延岡市市役所 企画部

情報管理課長 印  
(連絡者氏名 TEL

電線施設共用 ( **実施** ) ・ 廃止 ・ 架設物変更 ) 設計図

※ 表示記号 ○ 既設ケーブル ● 新設ケーブル ▲ 撤去ケーブル											
	電柱番号	自営柱 G15 - 03		自営柱 G15 - 04							
	NTT電柱番号	川坂幹 74L6R5		川坂幹 74L6R7							
	※ケーブル種別及び外径 (mm)	● 0.65-1オクトセン (8.2mm)		● 0.65-1オクトセン (8.2mm)							
	記事	川坂幹 74L6R4~47m		川坂幹 74L6R6~39m							
※ 表示記号 ○ 既設ケーブル ● 新設ケーブル ▲ 撤去ケーブル											
	電柱番号										
	NTT電柱番号										
	※ケーブル種別及び外径 (mm)										
	記事										

電 柱 番 号

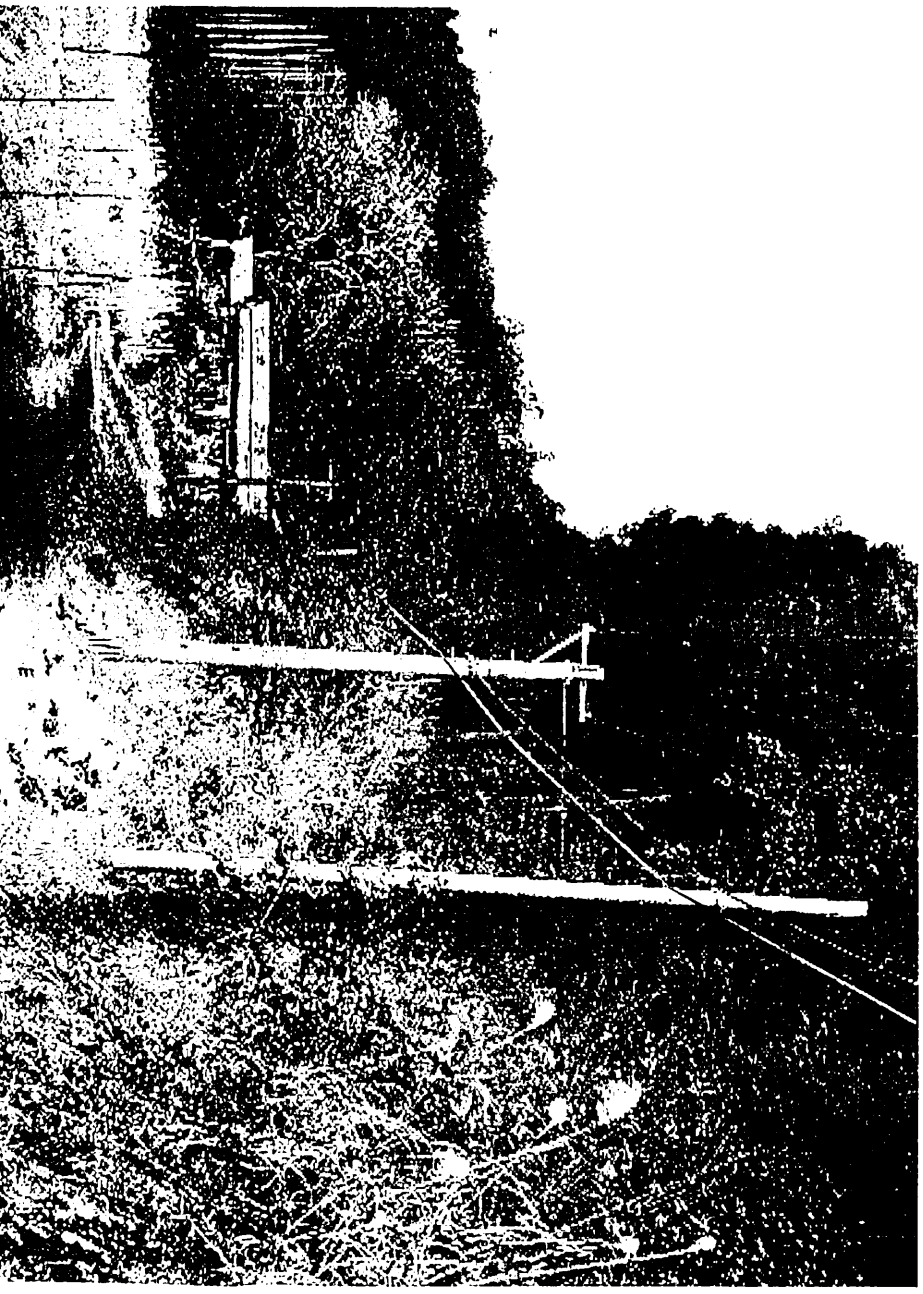
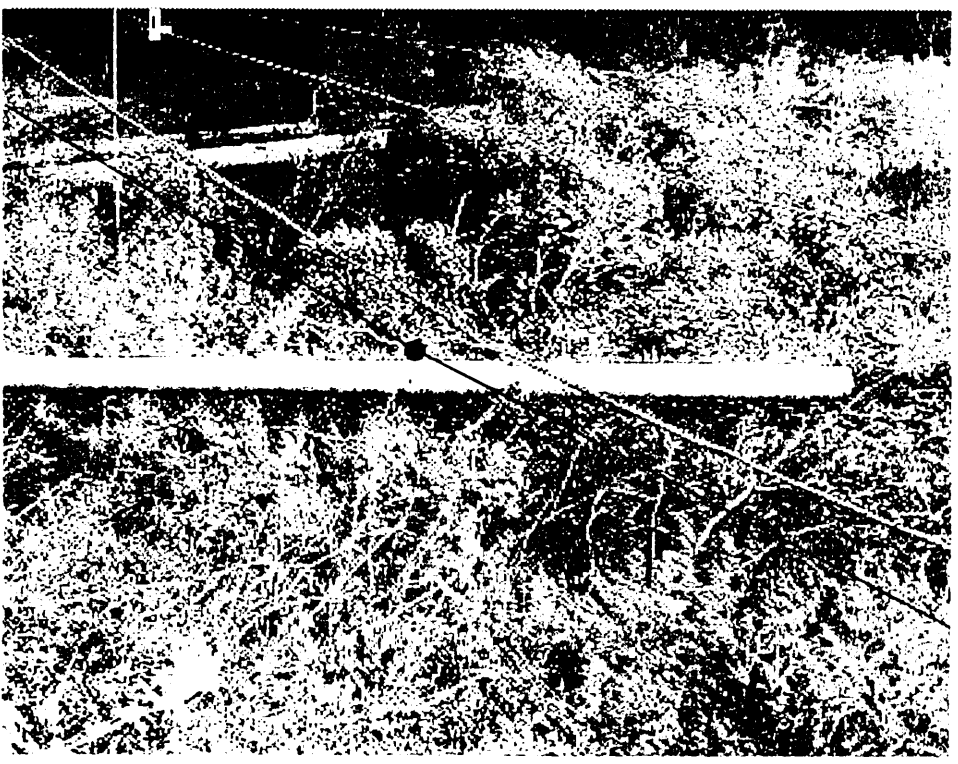
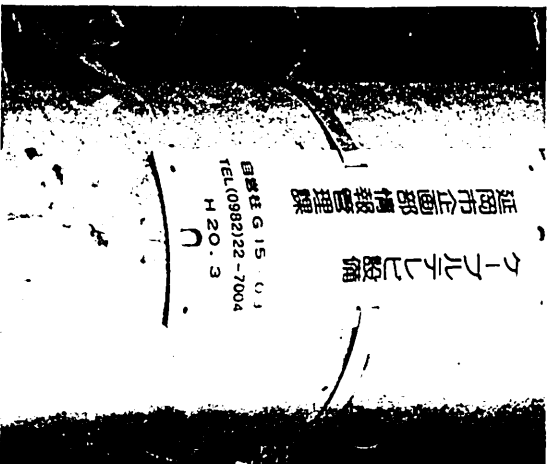
北川：自営柱 G15-03

オフト番号

635185

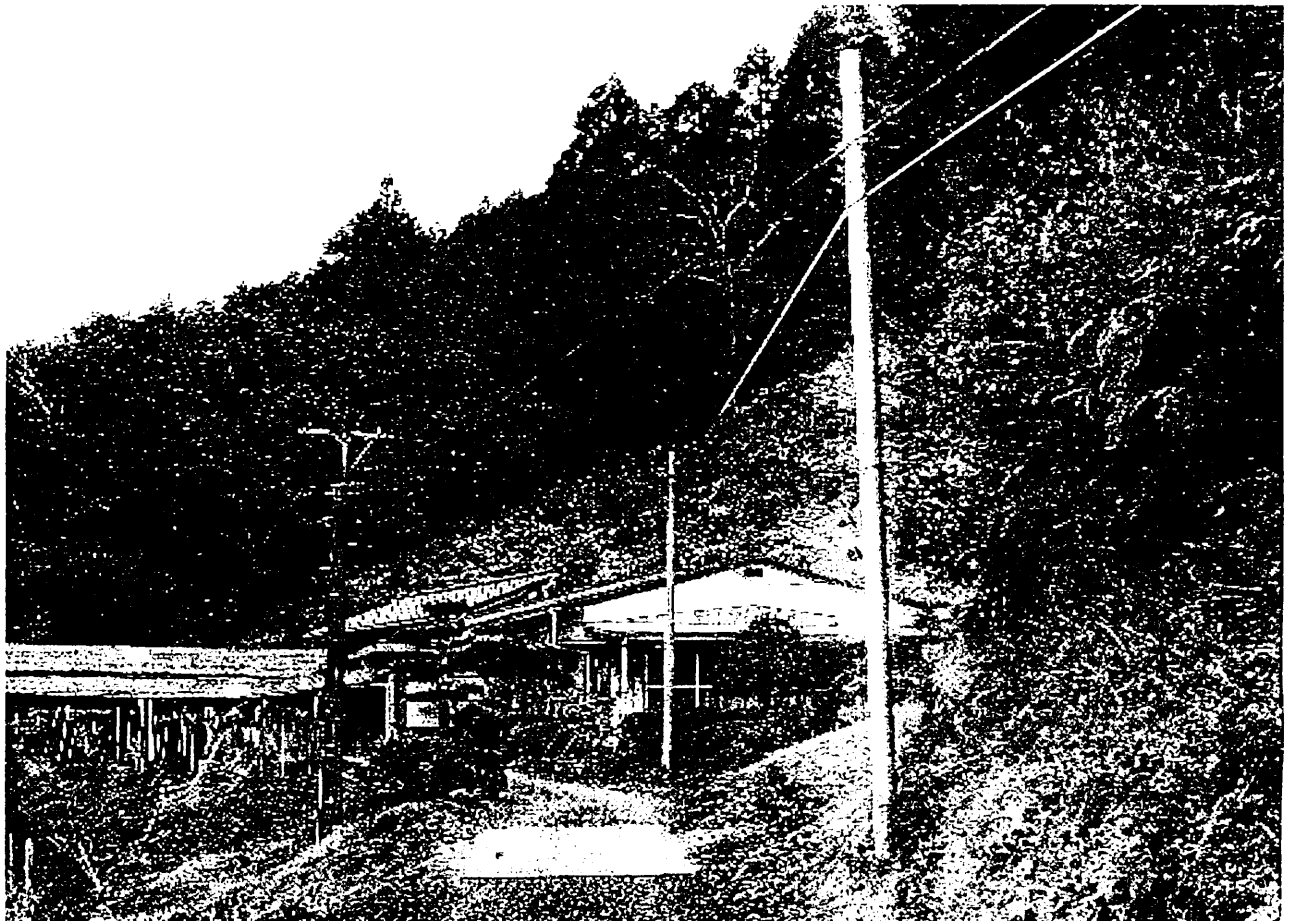
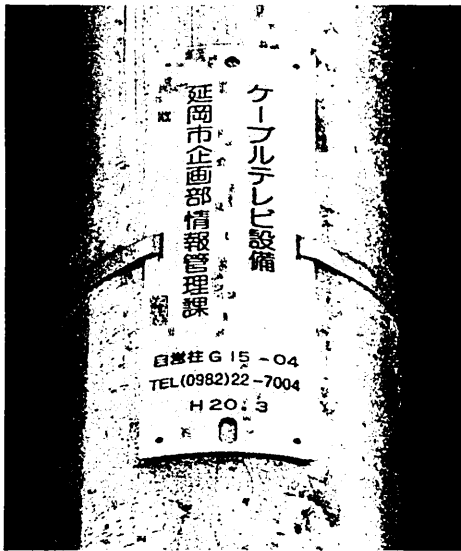
工事管理番号

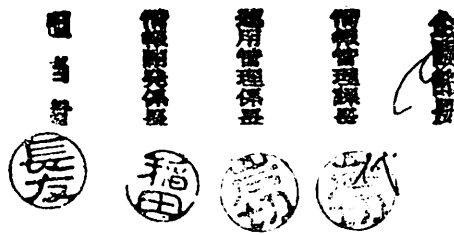
2431199



電柱番号
北川：自営柱 G15-04

オプス番号	工事管理番号
635185	2431199





NTTから自営柱への共架請求  
ありましたのでワイワイ強度計算を  
照会します。

延情管 125 号

平成25年1月30日

株式会社ケーブルメディアワイワイ

代表取締役社長 松居 龍 様

延岡市長 首藤 正 治

### 自営柱への設備共架の照会について

標記の件につきまして、NTTより下記のとおり設備共架の申し出がありました。

つきましては、強度計算を実施いただき、共架の可否についてご回答いただきますよう  
お願い申し上げます。

### 記

- |        |                            |
|--------|----------------------------|
| 1 貸付施設 | 自営柱：2本（電柱番号：G15-03,G15-04） |
| 2 所在地  | 延岡市北川町長井                   |
| 3 共架設備 | 0.65-1材外径 8.2mm            |
| 4 添付書類 | 設計図、位置図、写真                 |

文書取扱：企画部情報管理課情報開発係

（電話）22-7004



添架可否判定表

	所在地	電柱番号	判定結果	備考
1	延岡市北川町長井川坂	G15-03	可	
2	延岡市北川町長井川坂	G15-04	可	

## 計算結果

## (1) G15-03

強度計算の結果

電柱の設計荷重 9.98kN

電柱にかかる負荷荷重 3.83kN

電柱の設計荷重 &gt; 電柱にかかる負荷荷重となる為、共架可能

## (2) G15-04

強度計算の結果

電柱の設計荷重 9.98kN

電柱にかかる負荷荷重 4.04kN

電柱の設計荷重 &gt; 電柱にかかる負荷荷重となる為、共架可能

延岡市

情報管理課

延岡市

情報管理課

延岡市

。教育委員会総務課に下記申請書を提出します



行政財産使用許可申請書

延岡市教育長 様

延情管第 155 号

平成25年3月21日

申請者 住所 延岡市企画部情報管理課 氏名 課長 山本 武之 印

次のとおり行政財産を使用したいので許可くださるよう申請します。

Table with 5 rows and 2-3 columns containing application details: 1. 行政財産の名称及び所在地 (延岡市立島野浦小学校敷地, 延岡市立島野浦中学校敷地, 延岡市島浦町14-7, 322-4); 2. 財産の種類 (土地, 建物, その他); 3. 使用目的 (用途: 延岡市ケーブルテレビ運用事業に伴い、学校敷地内の九電柱及びNTT柱に引き続き伝送線を共架する。; 数量: 九電柱1本、NTT柱3本; 理由: 市内の情報格差是正のために行ったケーブルテレビエリア拡大事業に伴う伝送路設備。); 4. 使用料 (条例のとおり); 5. 添付書類



# 行政財産使用許可書

延教総第 2-11 号  
平成 25 年 4 月 1 日

延岡市企画部  
情報管理課長  
岩切 貞樹 様

延岡市教育長 町田 訓久

平成 25 年 3 月 21 日付けで申請のあった行政財産の目的外使用については次の条件を付して許可する。

1. 使用許可財産名	延岡市立島野浦小・中学校	土地
2. 所在地	延岡市島浦町14-7・322-4	
3. 使用数量	九電柱1本、NTT柱3本	
4. 使用目的	CATVエリア拡大事業に伴う伝送路設備	
5. 使用期間	平成 25 年 4 月 1 日 ~ 平成 26 年 3 月 31 日	
6. 使用料	免除	納付期限
7. その他		

## 許可条件

- 上記の使用目的に限り許可する。
- 使用許可財産を他に転貸又は権利の譲渡をしてはならない。
- 次の各号の一に該当するときは、許可を取消又は変更することがある。なお、取消変更によって生じた一切の損失は補償しない。
  - 公序良俗に反する場合
  - 許可条件に違反する場合
  - 係員の指示に従わない場合
  - 教育委員会において必要とする場合
- 使用許可財産の原形を変更するとき又は、使用目的の変更をするときは事前に書面で承認を受けなければならない。
- 使用者はその責に帰する理由により、使用許可財産の全部又は一部を滅失し又はき損したときは損害を賠償しなければならない。
- 使用期間が満了したとき又は、許可を取り消したときはすみやかに原状に回復し返還しなければならない。ただし、教育長が承認したときは、この限りでない。
- その他

担当

情報管理係

情報管理係

情報管理係

企画部長

下記の件について別紙の通り回答します。



延下第 142 号  
平成25年 3月11日

延岡市企画部情報管理課  
課長 山本 武之 様

延岡市下水道課長 井上 和宣  
(公 印 省 略)

### 行政財産使用許可申請について

日頃より、本市の下水道事業にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。  
さて、貴殿が使用しております、下記の行政財産につきまして、平成25年3月31日付けで許可期間が満了いたしますので、引き続き使用される場合は、別紙、行政財産使用許可申請書をご確認、押印の上、平成25年3月22日（金）までに提出していただきますよう、よろしくお願いたします。また、使用物件に廃止・変更等がある場合は下記までご連絡ください。

#### 記

公有財産の名称	公有財産の所在地	使用数量	使用目的
大野農業集落排水処理場	延岡市大野町1554番地12	鋼管柱 1本	ケーブルテレビ 線路設備
川水流地区農業集落排水施設第8号中継ポンプ場	延岡市北方町川水流卯1646番2	鋼管柱 1本	ケーブルテレビ 線路設備

#### 【文書取扱】

延岡市本小路77番地1  
延岡市上下水道局 下水道課 施設係  
TEL 0982-22-7024  
FAX 0982-21-9804  
(担当 黒木 浩二)

行政財産使用許可申請書

延岡市長 首藤 正治 様

平成25年 3月12日

申請者

住所

氏名

延岡市南本小路2番地1

情報管理課長 山本 武之



次のとおり行政財産を使用したいので許可くださるよう申請します。

1 行政財産の 名称 及び所在地	名称	大野町農業集落排水処理場	
	所在地	延岡市大野町1554番地12	
2 財産の種類	① 土地    2 建物    3 その他 (                    )		
3 使用目的	用途	延岡市ケーブルテレビエリア拡大事業に伴う線路設備	
	数量	1本 (網管柱)	※埋設管布設の場合には口径も記入のこと
	理由 (詳細に) 使用期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日		
4 使用料	条例のとおり 減免を希望する場合はその理由		
5 添付書類			

行政財産使用許可申請書

延岡市長 首藤 正治 様

平成25年 3月12日

申請者

住所 延岡市東本小路2番地1

氏名 情報管理課長 山本 武



次のとおり行政財産を使用したいので許可くださるよう申請します。

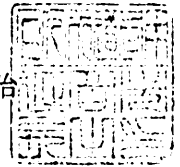
1 行政財産の 名称 及び所在地	名称	川水流地区農業集落排水施設第8号中継ポンプ場内鋼管柱	
	所在地	延岡市北方町川水流卯1646番2	
2 財産の種類	1 土地    2 建物    ③ その他（ 鋼管柱 ）		
3 使用目的	用途	延岡市ケーブルテレビエリア拡大事業に伴う線路設備	
	数量	鋼管柱1本	※埋設管布設の場合には口径も記入のこと
	理由（詳細に） 使用期間 平成25年4月1日～平成26年3月31日		
4 使用料	条例のとおり 減免を希望する場合はその理由		
5 添付書類			

# 行政財産使用許可書

延 下第 13 号  
平成25年 4月 1日

延岡市企画部情報管理課  
課長 岩 切 貞 樹 様

延岡市長 首 藤 正 治



平成25年 3月12日付けで申請のあった行政財産の目的外使用については、次の条件を付して許可する。

1. 使用許可財産名	大野町農業集落排水処理場	土地・建物
2. 所在地	延岡市大野町1554番地12	
3. 使用数量	鋼管柱 1本	
4. 使用目的	ケーブルテレビ線路設備	
5. 使用期間	平成25年 4月 1日 ~ 平成26年 3月31日	
6. 使用料	免除	納付期限 平成 年 月 日
7. その他		

## 許可条件

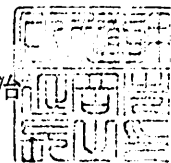
- 上記の使用目的に限り許可する。
- 使用財産を他に転貸又は権利の譲渡をしてはならない。
- 次の各号の一に該当するときは、許可を取消し又は変更することがある。なお、取消変更によって生じた一切の損失は補償しない。
  - 公序良俗に反する場合
  - 許可条件に違反する場合
  - 係員の指示に従わない場合
  - 市において必要とする場合
- 使用許可財産の原形を変更するとき又は使用目的の変更をしようとするときは、事前に書面で承認を受けなければならない。
- 使用者は、その責めに帰する理由により使用許可財産の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、損害を賠償しなければならない。
- 使用期間が満了したとき又は許可を取り消したときは、すみやかに原状に回復し返還しなければならない。ただし、市長が承認したときはこの限りではない。

# 行政財産使用許可書

延 下第 13 号  
平成25年 4月 1日

延岡市企画部情報管理課  
課長 岩 切 貞 樹 様

延岡市長 首 藤 正 治



平成25年 3月12日付けで申請のあった行政財産の目的外使用については、次の条件を付して許可する。

1. 使用許可財産名	川水流地区農業集落排水施設第8号中継ポンプ場	
2. 所在地	延岡市北方町川水流卯1646番2	
3. 使用数量	鋼管柱 1. 0本	
4. 使用目的	延岡市ケーブルテレビエリア拡大事業光ファイバー添架	
5. 使用期間	平成25年 4月 1日 ~ 平成26年 3月31日	
6. 使用料	免除	納付期限 平成 年 月 日
7. その他		

## 許可条件

- 上記の使用目的に限り許可する。
- 使用財産を他に転貸又は権利の譲渡をしてはならない。
- 次の各号の一に該当するときは、許可を取消し又は変更することがある。なお、取消変更によって生じた一切の損失は補償しない。
  - 公序良俗に反する場合
  - 許可条件に違反する場合
  - 係員の指示に従わない場合
  - 市において必要とする場合
- 使用許可財産の原形を変更するとき又は使用目的の変更をしようとするときは、事前に書面で承認を受けなければならない。
- 使用者は、その責めに帰する理由により使用許可財産の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、損害を賠償しなければならない。
- 使用期間が満了したとき又は許可を取り消したときは、すみやかに原状に回復し返還しなければならない。ただし、市長が承認したときはこの限りではない。

# 国有財産使用の許可更新について

平成25年2月27日

延岡市長 首藤正治 殿

宮崎県延岡土木事務所長

公共用財産の使用又は収益の許可について、平成25年3月31日で許可期間が満了します。引き続き当該工作物を設置する場合は、許可期間が満了する日の30日前までに当事務所あてに更新許可の申請をしてください。

当該工作物	許可番号	シレイ8007-2209
	占有の場所	延岡市北浦町古江3413番1地先の一般海域
	工作物	光ケーブルφ40mm

次の書類を添えてください。

- 1 位置図（縮尺 50,000 分の 1）
- 2 平面図（縮尺 1,000 分の 1）
- 3 利害関係人同意書
- 4 前許可書の写し

なお、当該工作物を除却（撤去）した場合は、当事務所に除却届出書を提出してください。

※ご不明な点は下記までお問い合わせください。

〒882-0872

宮崎県延岡市愛宕町2丁目15番地

宮崎県延岡土木事務所 用地課管理係

TEL 0982-21-6145

担当者

副担当者

副担当者

副担当者

副担当者

このことにつきまして、前年度許可書を添付の上、  
県土木に提出いたします。



使用許可更新申請書

延情管第 144 号

平成25年 3月 8日

宮崎県延岡土木事務所長 様

申請人 住 所 延岡市東本小路2番地1

氏 名 延岡市

延岡市長 首藤正治

平成24年3月6日付けシレイ8007-2209により許可された下記について、  
国有財産法第18条第6項の規定により許可を更新申請します。

- 1 使用場所 延岡市北浦町古江3413番1地先の一般海域
- 2 使用面積 68.12㎡ (1=1703m)
- 3 使用目的 地域情報通信基盤(ケーブルテレビ施設)敷設のため
- 4 工作物 光ケーブルφ40mm
- 5 使用期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日

(添付書類)

- ~~1 位置図(縮尺5万分の1)~~
- ~~2 不動産登記法第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面の写し~~
- ~~3 平面図(縮尺500分の1以上)~~
- ~~4 求積図(縮尺500分の1以上)~~
- ~~5 断面図(縮尺100分の1以上)~~
- ~~6 利害関係人の同意書~~
- 7 前回許可書の写し



# 許 可 書

シレイ8007-2209

住所 延岡市東本小路2番地1  
申請者 氏名 延岡市長 首藤 正治

平成24年3月6日付けで更新申請のあった公共用財産管理区域における土地の使用については、国有財産法第18条第6項の規定に基づき、下記の条件を付けて許可する。

平成24年3月6日

宮崎県延岡土木事務所長



許可の内容

記

1. 占用の目的	地域情報基盤（ケーブルテレビ施設）整備のため	
2. 占用の場所	延岡市北浦町古江3413番1地先の一般海域	
3. 工作物の名称及び種類	光ケーブルφ40mm	
4. 占用の面積等	68.12㎡（L=1703m）	
5. 占 用 料	当年度分 免除 円	平年度分 免除 円
6. 許 可 期 間	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	

※ この許可書は大切に保管し、提出を求められた場合は、速やかに提出すること。

## 許可条件

- 1 工事施工及び占用にあたり、他人に損傷を及ぼしたとき又は及ぼす恐れのあるときは、関係者と協議し適切な措置を講ずる共に延岡土木事務所に報告すること。
- 2 占用の期間が満了後、引き続き占用しようとするときは、期間満了の30日前までに更新の申請を行うこと。
- 3 相続又は法人の合併によって、占用者の権利義務を承継しようとする者は、遅滞なくその旨を届けなければならない。
- 4 占用者は、その権利を他人に譲渡又は貸与することができない。ただし、知事の許可を受けた場合はこの限りでない。

# 許 可 書

シレイ8007-2121

住所 延岡市東本小路2番地1  
申請者 氏名 延岡市長 首藤 正治

平成25年3月8日付けで更新申請のあった公共用財産管理区域における土地の使用については、国有財産法第18条第6項の規定に基づき、下記の条件を付けて許可する。

平成25年3月13日

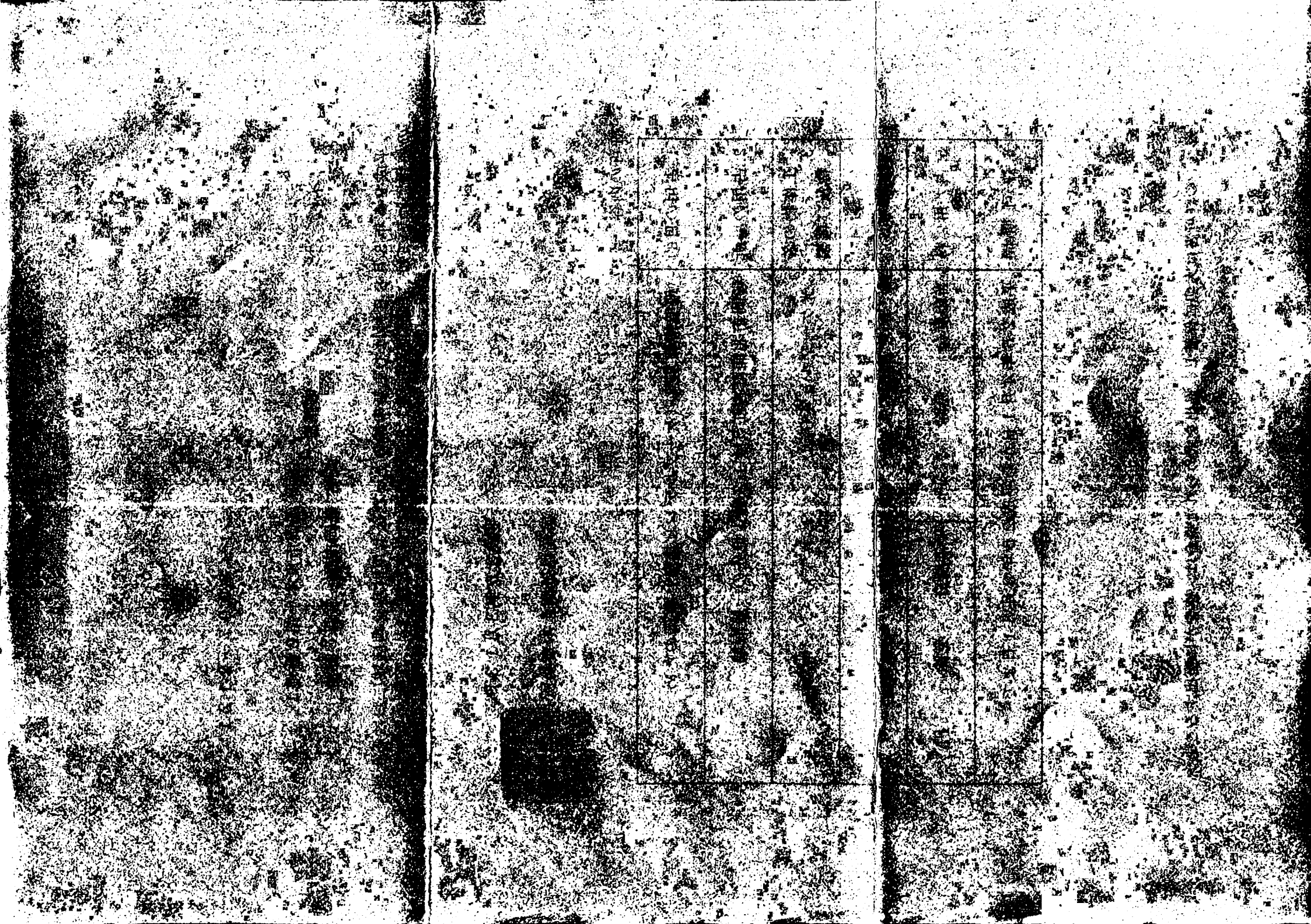
宮崎県延岡土木事務所長



## 許可の内容 記

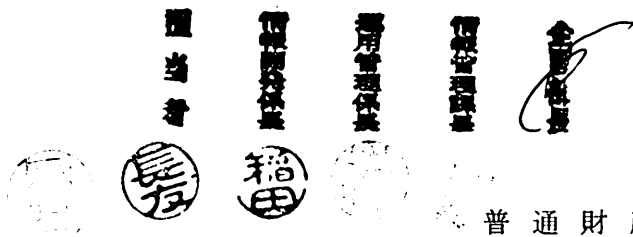
1. 占用の目的	地域情報基盤（ケーブルテレビ施設）整備のため	
2. 占用の場所	延岡市北浦町古江3413番1地先の一般海域	
3. 工作物の名称及び種類	光ケーブルφ40mm	
4. 占用の面積等	68.12㎡（L=1.703m）	
5. 占 用 料	当年度分 免除 円	平年度分 免除 円
6. 許 可 期 間	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	

※ この許可書は大切に保管し、提出を求められた場合は、速やかに提出すること。



## 許可条件

- 1 工事施工及び占用にあたり、他人に損傷を及ぼしたとき又は及ぼす恐れのあるときは、関係者と協議し適切な措置を講ずる共に延岡土木事務所に報告すること。
- 2 占用の期間が満了後、引き続き占用しようとするときは、期間満了の30日前までに更新の申請を行うこと。
- 3 相続又は法人の合併によって、占用者の権利義務を承継しようとする者は、遅滞なくその旨を届けなければならない。
- 4 占有者は、その権利を他人に譲渡又は貸与することができない。ただし、知事の許可を受けた場合はこの限りでない。



北浦総合支所 水産農村課に  
下記申請書を提出します。

普通財産貸付申請書

延岡市長 様

(北浦町総合支所 水産農村課)

延情管第 156 号

平成 25 年 3 月 2 日

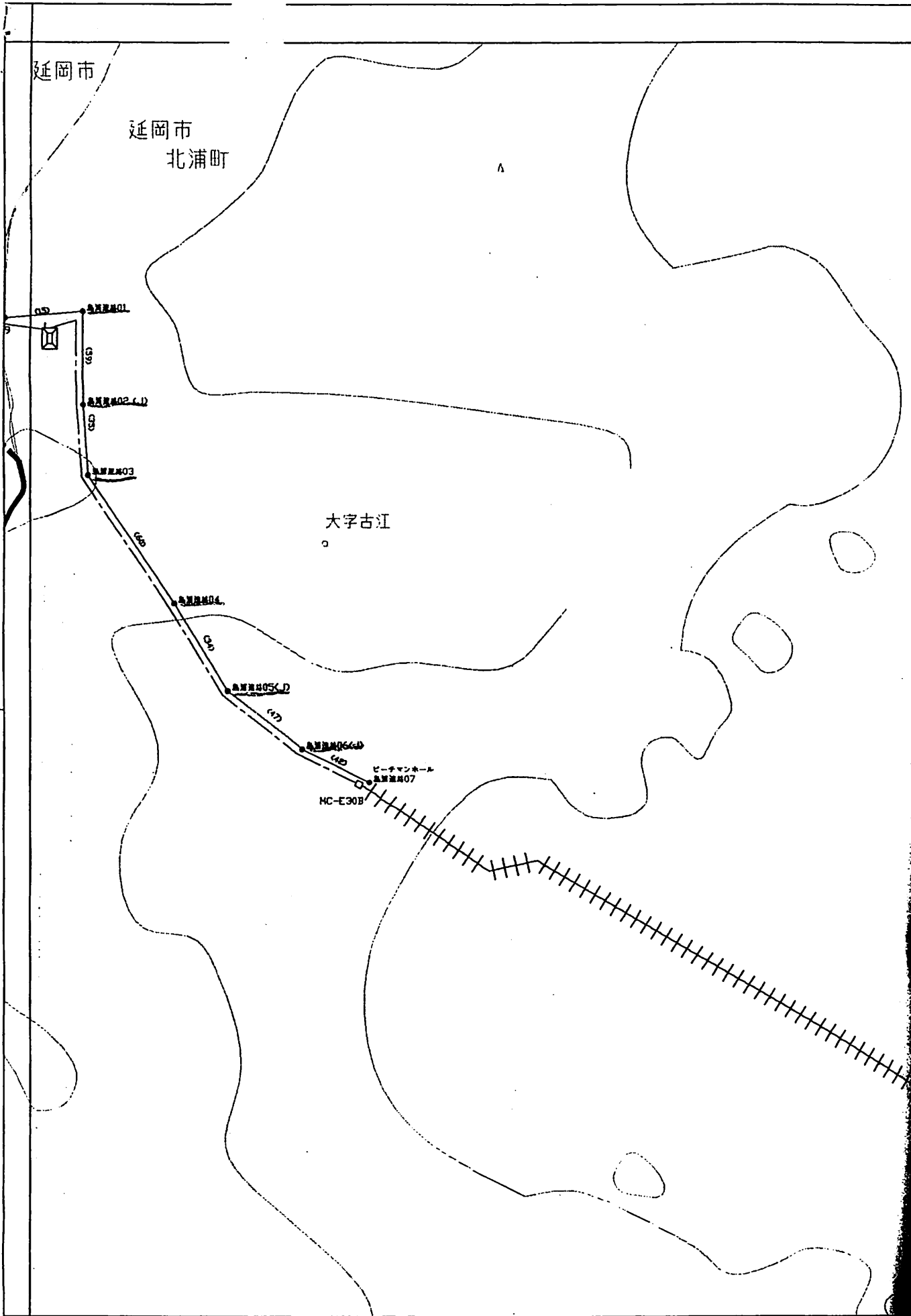
申請人

住 所 延岡市企画部情報管理課

氏 名 課長 山本 武之

次のとおり、普通財産を借り受けたいので、貸し付けくださるよう申請します。

1 普通財産の表示	種 類	① 土地 2 建物 3 その他 ( )
	所在地	延岡市北浦町古江字嵐高吹崎
2 借 受 目 的	用 途	通信線等の敷設
	数 量	鋼管柱 6本 ZC-8 (138φ)
	理由 (詳細に)	延岡市ケーブルテレビエリア拡大事業に伴い建柱した柱に引き続き光ファイバーを添架させるものです。 光ファイバー及び通信線柱等の設備の財産区分は延岡市となります。
3 借 受 期 間	平成 25 年 4 月 1 日 ~ 平成 30 年 3 月 31 日	
4 賃 貸 料	有償 (無償) (減免を希望する場合は、その理由) 合併に伴い情報格差是正のために敷設したCATVを添架するもので、公共性の高いものであるため無償で貸付いただくようお願いします。	
5 添 付 書 類		



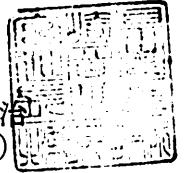
記号	名称	記号	名称	記号	名称	記号	名称	記号	名称
○	ヘッドエンド設備	⊕	双方向幹線2分配器	⊖	タップオフ(2分配器)	-[PS]	無停電電気供給器	—	—
⊙	光ノード	⊖	双方向幹線1分配器	⊖	タップオフ(8分配器)	→	誘導抵抗器	—	—
⊕	双方向幹線分岐増幅器	⊖	タップオフ(8分配器)	⊖	タップオフ(4分配器)	+	保安器	—	—
⊕	双方向延長増幅器	⊖	タップオフ(4分配器)	⊖	タップオフ(2分配器)	-□	光クロージャ	—	—

# 普通財産貸付書

延北浦水第 1 号  
平成 25 年 4 月 1 日

延岡市企画部情報管理課  
課長 岩切 貞樹 様

延岡市長 首藤 正治  
(取扱 北浦水産農林課)



平成25年3月21日 付で申請のありました普通財産の貸付申請については、  
次の条件を付して貸付します。

1. 貸付財産名称	土地 (市有林)
2. 所在地	延岡市北浦町古江 2 8 4 6 番 2 外 (市有林)
3. 貸付数量	本柱24本 支柱285本 (内58本) 敷地
4. 貸付目的	認定電気通信事業の用に供するため
5. 貸付期間	平成25年4月1日 ~ 平成30年3月31日
6. 貸付料	無償
7. その他	

## ◆ 貸付条件

1. 上記の目的に限り貸付する。
2. 貸付財産を他に転貸又は権利の譲渡をしてはならない。
3. 次の各号の一に該当するときは、貸付を取消又は変更することがある。  
なお、取消変更によって生じた一切の損失は補償しない。  
(1) 公序良俗に反する場合 (2) 貸付条件に違反する場合  
(3) 係員の指示に従わない場合 (4) 市において必要とする場合
4. 貸付財産の原形を変更するとき又は、貸付目的の変更をするときは事前に承認を受けなければならない
5. 借受者はその責に帰する理由により貸付財産の全部又は一部を滅失し、又は毀損したときは損害を賠償しなければならない。
6. 貸付期間が満了したとき又は許可を取消したときは、速やかに原状に回復、返還しなければならない。ただし、市長が承認したときはこの限りではない。
7. その他  
近隣の安全対策等を図り、事故等における紛争は申請者が責任をもって処理すること。



# 行政財産使用許可書

延 区 第 22 号  
平成 25 年 5 月 1 日

延岡市情報管理課  
課長 岩切 貞樹 様

延岡市長 首 藤 正 治



平成 25 年 5 月 1 日 付で申請のあった行政財産の目的外使用については、  
次の条件を付して許可する。

1	使用許可財産名	市（区画整理課管理地） <u>土地</u> ・ 建物		
2	所在地	延岡市 岡富町		
3	使用数量	九電柱：401#241/401#341/401#342/401#444		
4	使用目的	有線一般放送事業及び認定電気通信事業の用に供する為		
5	使用期間	平成 25 年 5 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日		
6	使用料		円	納入期限
7	その他			

## 許可条件

- 上記の使用目的に限り許可する。
- 使用許可財産を他に転貸又は権利の譲渡をしてはならない。
- 次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取消し又は変更することがある。  
なお、取消変更によって生じた一切の損失は補償しない。  
(1) 公序良俗に反する場合 (3) 係員の指示に従わない場合  
(2) 許可条件に違反する場合 (4) 市において必要とする場合
- 使用許可財産の原形を変更するとき又は、使用目的の変更をするときは事前に書面で承認を受けなければならない。
- 使用者はその責に帰する理由により、使用許可財産の全部又は一部を滅失し又はき損したときは損害を賠償しなければならない。
- 使用期間が満了したとき又は、許可を取り消したときは速やかに原状に回復し返還しなければならない。ただし、市長が承認したときは、この限りでない。
- その他

担当

情報管理課長

情報管理課長

情報管理課長

企画部長

岡富町の支障物転について  
行政財産使用許可申請書を提出します

様式第6号  
(第16条)



行政財産使用許可申請書

延岡市長 様

平成 25 年 4 月 24 日

住所 宮崎県延岡市東本小路2番地1

情報管理課長 岩切 貞樹

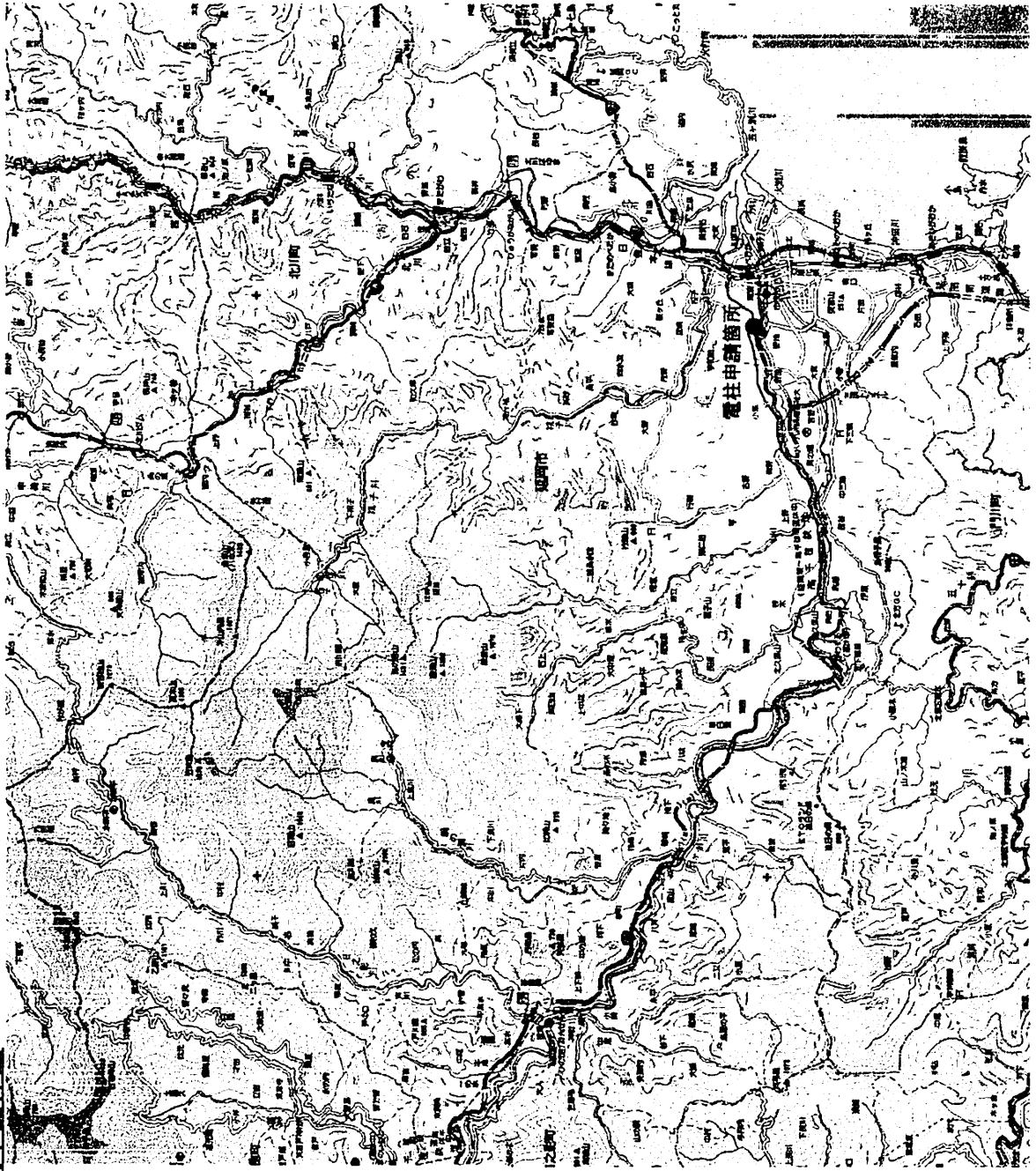
次のとおり行政財産を使用したいので許可くださるよう申請します。

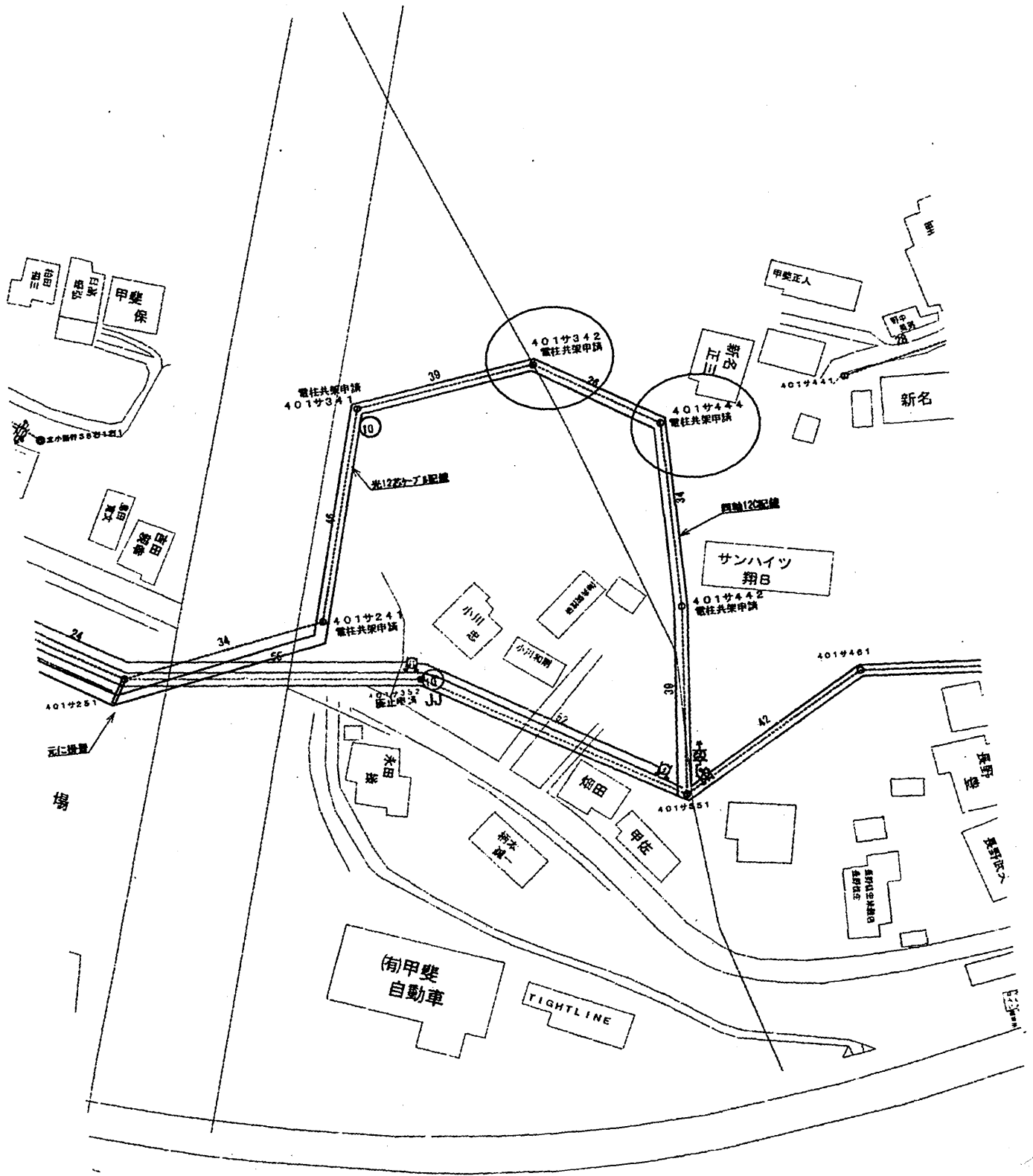
1 行政財産の名称及び所在地	名称	市有地	
	所在地	延岡市岡富町1088-3	
2 財産の種類	1. <u>土地</u> 2. 建物 3. その他 ( )		
3 使用目的	用途	有線一般放送事業及び認定電気通信事業の用に供する為	
	数量	下記参照	※埋設管布設の場合は口径も記入
	理由(詳細に) 九電柱: 401#342/401#444 への共架 401#241, 401#341 追加		
4 使用料	占用期間	平成25年 <sup>5</sup> 4月1日 ~ 平成26年3月31日	
	条例のとおり 減免を希望する場合はその理由  添付資料による		
5 添付書類			

担当: 企画部情報管理課 長友 和広

TEL 0982-22-7004

延岡市全体図





電柱共架申請  
4019341

4019342  
電柱共架申請

4019444  
電柱共架申請

サンハイツ  
翔B  
4019442  
電柱共架申請

4019251  
電柱共架申請

4019352  
修正申請

4019481

4019480

4019482

(有)甲斐  
自動車

FIGHTLINE

三田  
甲斐  
新名

水田  
新水

小川 忠  
小川 和剛

水田 隆  
新水 隆一  
甲斐  
甲斐 正人

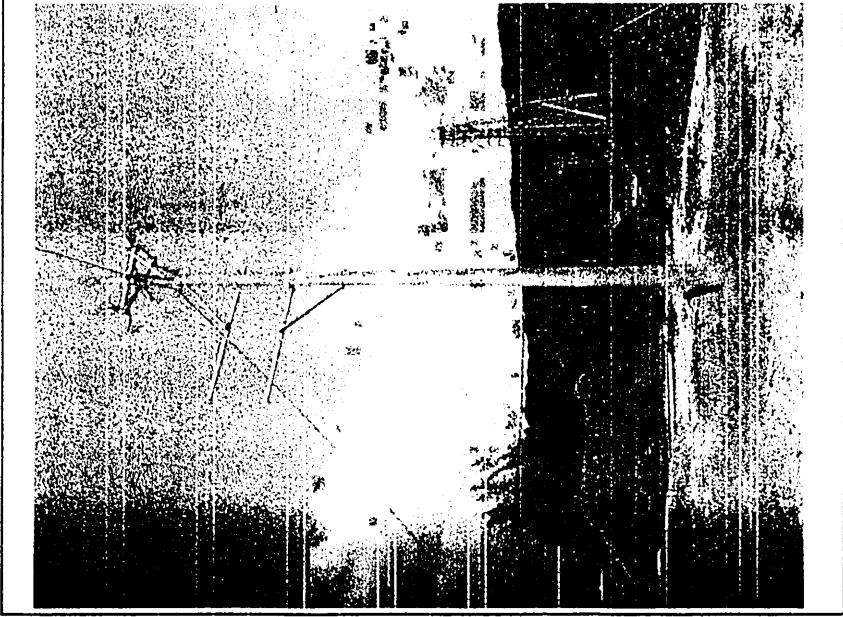
新名  
東野 隆  
東野 隆二  
東野 隆三  
東野 隆四  
東野 隆五  
東野 隆六  
東野 隆七  
東野 隆八  
東野 隆九  
東野 隆十  
東野 隆十一  
東野 隆十二  
東野 隆十三  
東野 隆十四  
東野 隆十五  
東野 隆十六  
東野 隆十七  
東野 隆十八  
東野 隆十九  
東野 隆二十  
東野 隆二十一  
東野 隆二十二  
東野 隆二十三  
東野 隆二十四  
東野 隆二十五  
東野 隆二十六  
東野 隆二十七  
東野 隆二十八  
東野 隆二十九  
東野 隆三十  
東野 隆三十一  
東野 隆三十二  
東野 隆三十三  
東野 隆三十四  
東野 隆三十五  
東野 隆三十六  
東野 隆三十七  
東野 隆三十八  
東野 隆三十九  
東野 隆四十  
東野 隆四十一  
東野 隆四十二  
東野 隆四十三  
東野 隆四十四  
東野 隆四十五  
東野 隆四十六  
東野 隆四十七  
東野 隆四十八  
東野 隆四十九  
東野 隆五十

元仁屋敷  
場

申込書添付書類 (写真)

電柱番号: 401サ342

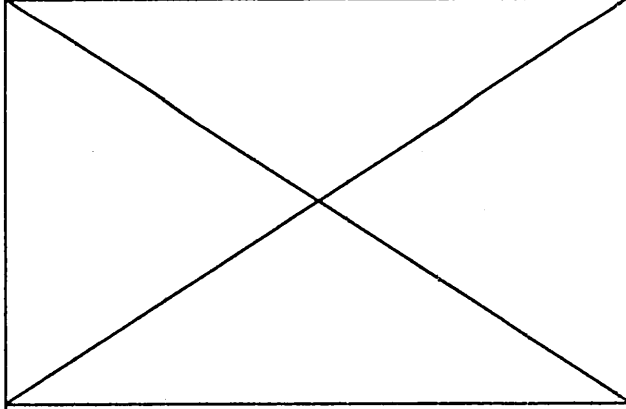
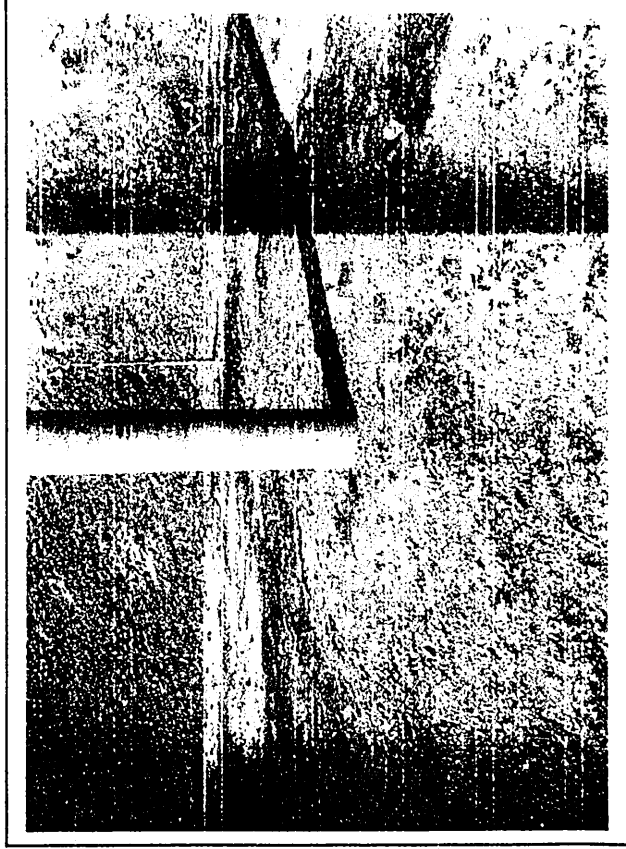
(電柱全体写真)



(電柱番号)



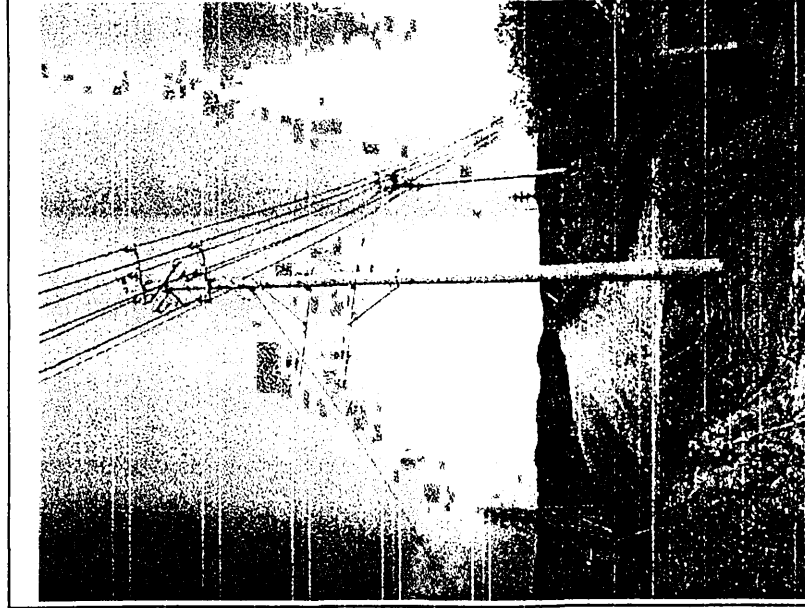
(電柱根元写真)



申込書添付書類 (写真)

電柱番号： 401サ444

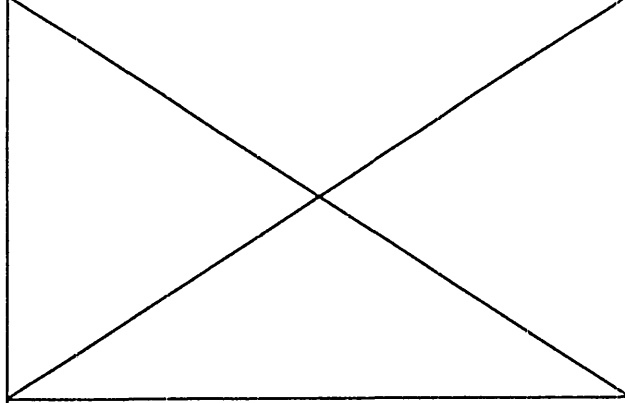
(電柱全体写真)



(電柱番号)



(電柱根元写真)





(第1号様式)

# 道路占用許可書

許可番号 延北方建第188号  
許可年月日 平成25年3月6日

平成25年3月5日  
(新規) 更新 変更

申請者

住所 延岡市企画部情報管理課

氏名 課長 山本 武志

TEL ( 0982-227004 )

現場責任者 担当 [REDACTED]

TEL ( 0982-31-6269 )

路線名 小谷線  
路線番号 K404

占用の目的 有線一般放送事業及び認定電気通信事業の用に供する為

占用の場所 場所 北方町丁目番地先  
掘削場所 1. 車道 2. 歩道 3. その他

占用物件	名称	規模	数量	掘削面積	掘削部分	影響部分	区画線延長	単位
	九電柱			2本				

占用の期間 許可日から 10年間 占用物件の構造

工事の期間 許可日から 平成25年3月31日まで 時～時 工事実施の構造

道路の復旧方法 原形復旧 添付書類 ①位置図 ②平面図 ③断面図 ④その他

占用料金 免除 円 算定式 別紙の通り

路面復旧費	道路種別	1.密 2.密2 3.簡アス 4.防塵 5.歩道 6.その他					
	E+F	(掘削部分)...	A	円	(影響部分)...	B	円
	納付書番号	(	円×	m <sup>2</sup> )	(	円×	m <sup>2</sup> )
		(区画線)...	C	m	(カッター長)...	D	m
	円×	.	= 円	円×	.	= 円	
	計...E=A+B+C+D		円	消費税...F=E×5/100		円	

許可条件 条件 1. 下記及び裏面のとおりとする。 2. 道路法及びその他関係法令に基づき施行のこと。 1. 原因者復旧 2. 仮復旧

平成25年3月5日 申請にかかる道路占用については 上記のとおり許可する。

延岡市長 首藤 正治



## 記載要領

1. 

新規	更新	変更
----	----	----

については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の写を添付すること。
2. 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「現場責任者」の欄に所属・氏名を記載すること。
3. 「場所」の欄には、地先地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
4. 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きにすること。
5. XXXXXXXXXX欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付すること。
6. 本申請書は、占用をしようとする日前、(一時占用については7日、その他の場合については14日)までに必ず提出すること。
7. 申請者が市外居住者の場合は、市内居住者を代理人として定めること。
8. 占用又は占用工事にあつては、延岡市道路占用規則及び関係法規を遵守し、道路管理者の指示を受けること。

### (本申請に要する添付書類)

1. 占用地の位置図(縮尺1/2,500)、平面図及び断面図
2. 施設又は工事を伴うものであるときは、その設計書、仕様書及び構造図
3. 他の法令により、官公署の許可を必要とするものは、その許可書の写し
4. 隣接の土地家屋に影響があると認められるものについては、その利害関係人の同意を示す書類
5. 道路の復旧を、原因者が行う場合にあっては、その設計書並びに図面

## 許可条件

1. 占用者は工事に着手しようとするときは、速やかに道路管理者に届け出て、その指示を受けること。
2. 占用期間中といえども公益上支障があるとき、または管理者において必要と認めるときは許可を取り消し、無償で原形に復させることがある。
3. 期間満了の場合、若しくは工事が完了した場合は、直ちに道路を原形に復し、占用廃止届けを提出して検査を受けること。
4. 占用料を指定した期日までに納入しないときは許可を取り消すことがある。
5. 道路法施工令第15条、第16条及び第17条に違反した工事をしてはならない。
6. 占用の権利を無断で転貸又は譲渡してはならない。
7. 占用によって第三者におよぼした損害は占用者の負担とする。
8. 掘削の土砂で交通に支障をきたすおそれがあるときは、他の場所に搬出すること。
9. 占用者は占用又は占用物件の見やすい場所に占用許可書を掲示すること。
10. 占用期間満了若しくは工事が完了し検査終了の後といえども、道路の現状回復に関し瑕疵または不正があることが発見された場合は、期間を定めて改造または補修をさせることがある。
11. 占用者は、占用者、保証人または代理人の住所等の変更が生じた場合、速やかに届け出ること。

北方町うそ越の法定外公共物と用許可申請書を提出します。



法定外公共物占用等許可申請書

25年3月 日

延岡市長 様

(土木建設課)

申請者 住所 延岡市東本小路2番地1

氏名 情報管理課長 山本 武之 印

電話番号 0982-22-7004

下記のとおり、法定外公共物の占用等の許可を受けたいので申請します。

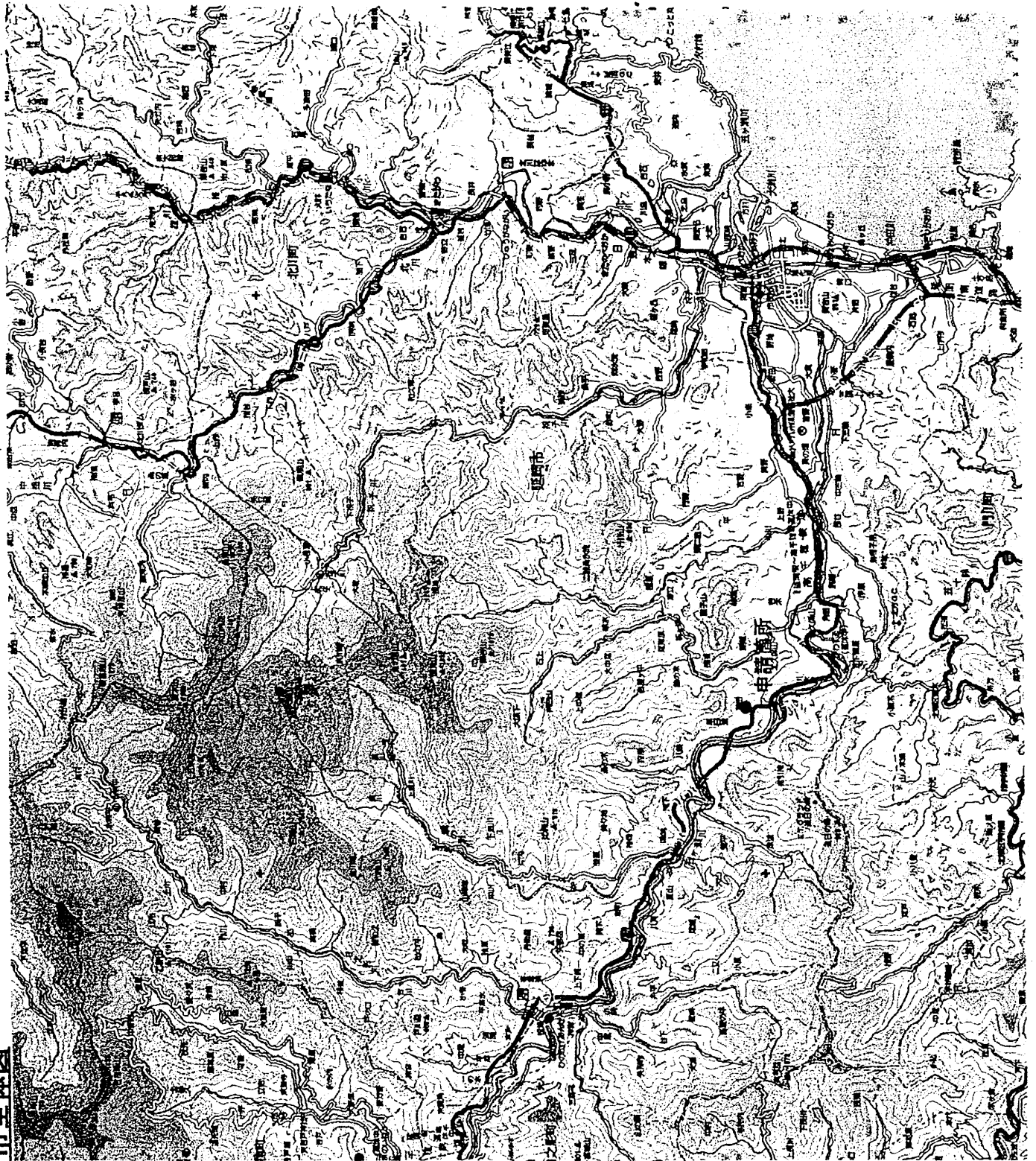
記

法定外公共物の名称及び所在地	名称	里道
	所在地	北方町うそ越
種類	1 道路敷 2 水路敷 3 その他 ( )	
占用等の数量	同軸12cケーブル1条 (埋設管付設の場合は口径も記入)	
占用等の期間	許可日から 10年間	
占用等の目的及び態様	有線一般放送事業及び認定電気通信事業の用に供する為	
添付書類	1 位置図 2 公図 3 平面図 4 求積図 5 設計書等 6 その他	

## 目 次

1. 位 置 図
2. 線 路 図
3. 占 用 物 件 一 覧  
①道路占用物件一覧
4. 占 用 状 況  
①占用物件断面図  
②占用物件写真
5. 占 用 物 の 構 造  
①同軸ケーブル (12c)

延岡市全体図



辰

0394E688

0394E687

0394E686

0394E683

0394E584

0394E583

(39)

(39)

(3)

(6)

(39)

(9)

(50)

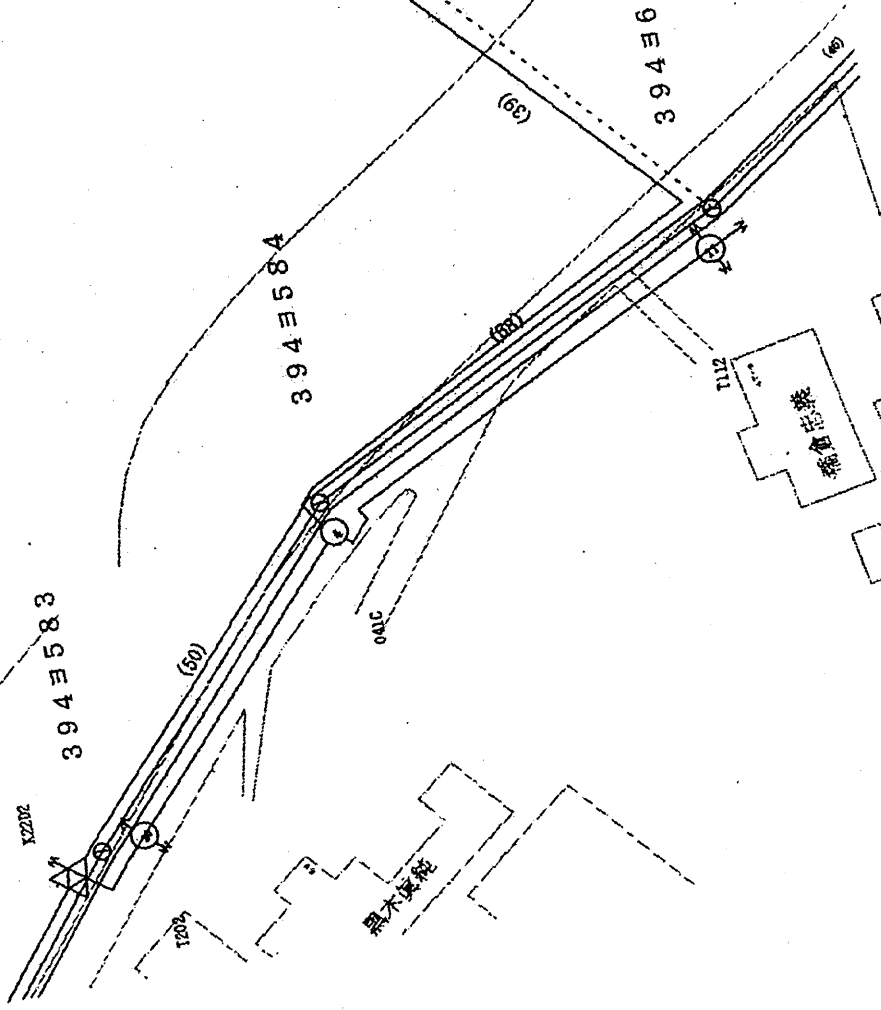
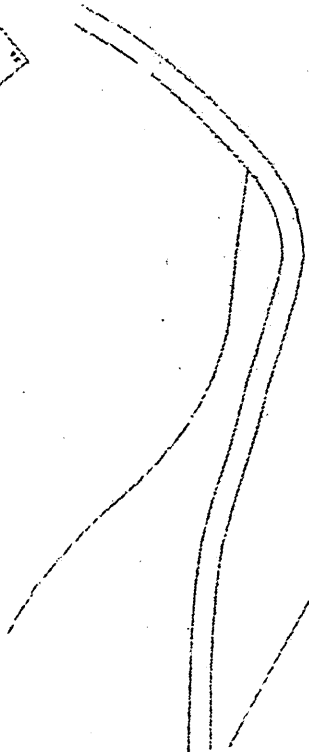
(60)



海田屋敷

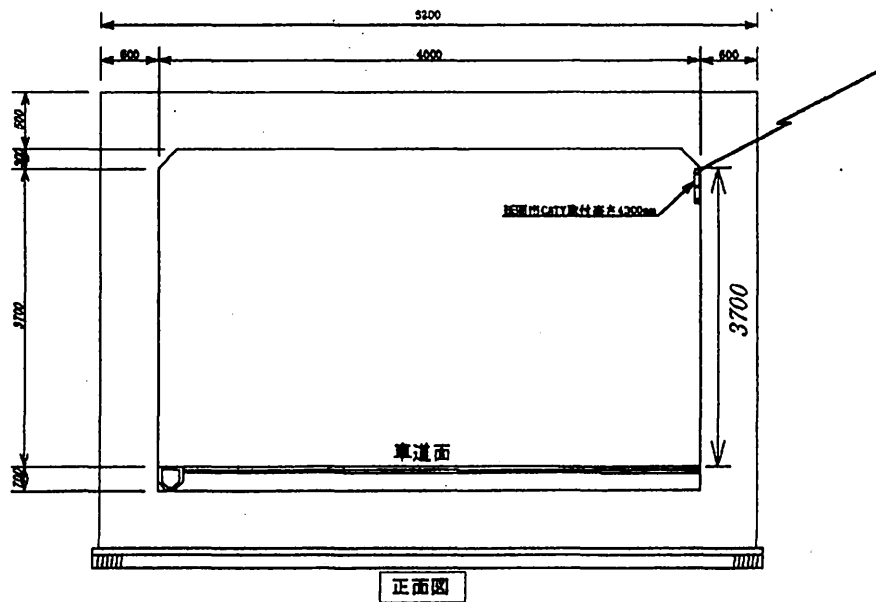
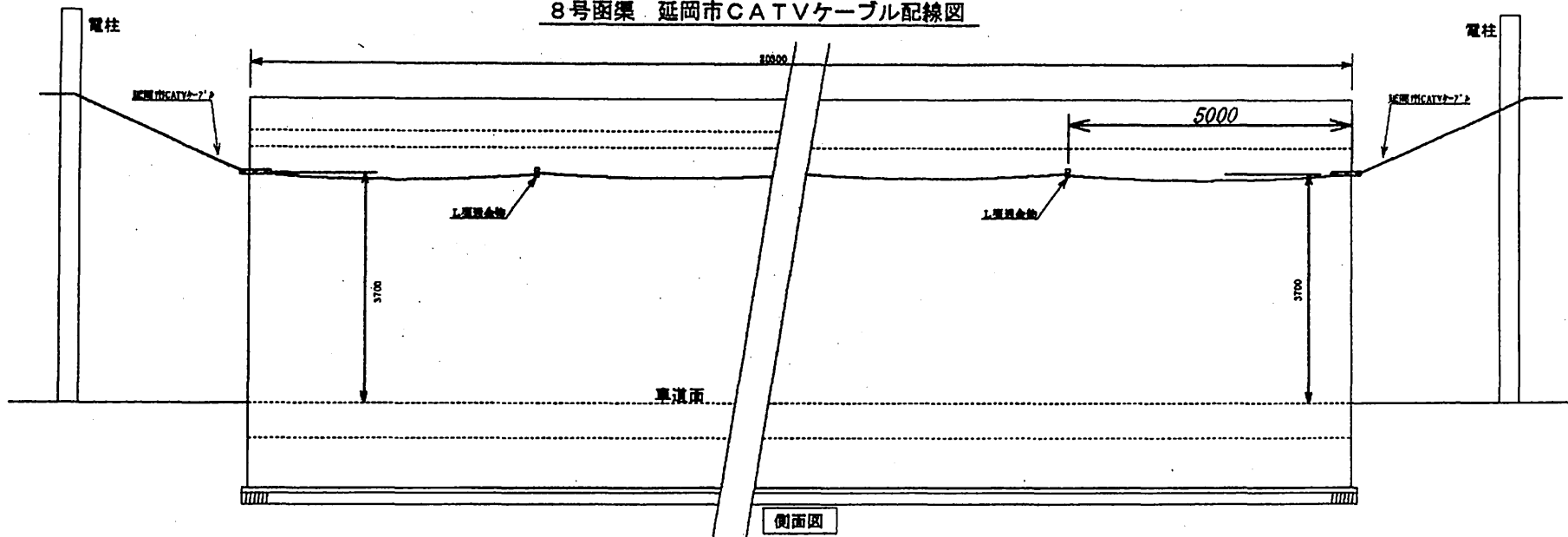
稀倉屋敷

黒木家院

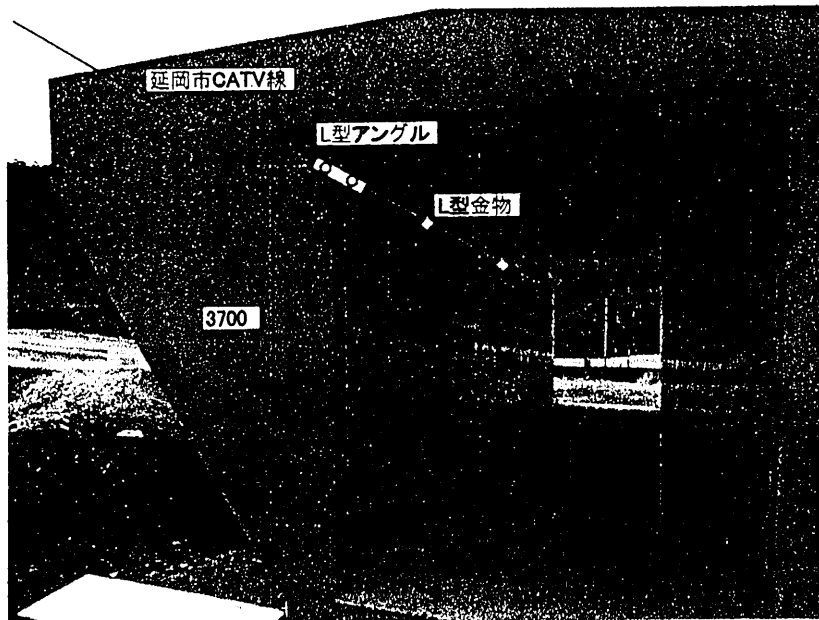
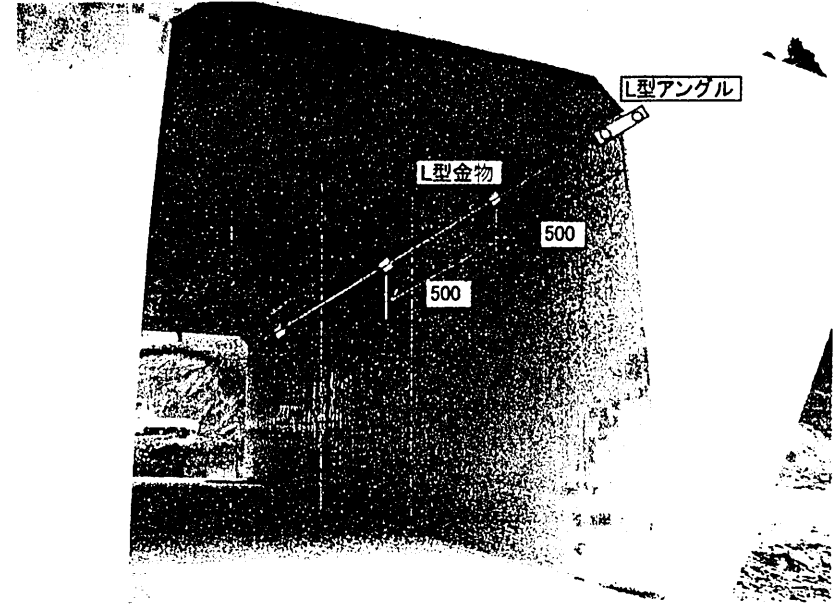
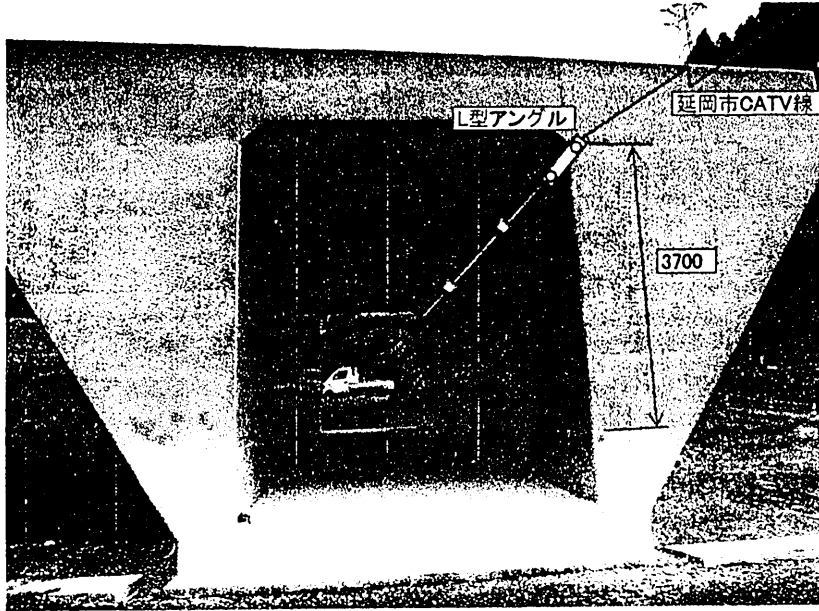




8号函渠 延岡市CATVケーブル配線図



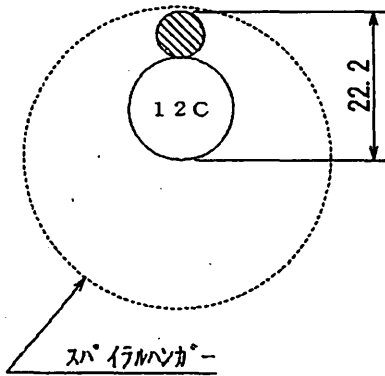
北方町うそ越8号函渠工カルバート内配線



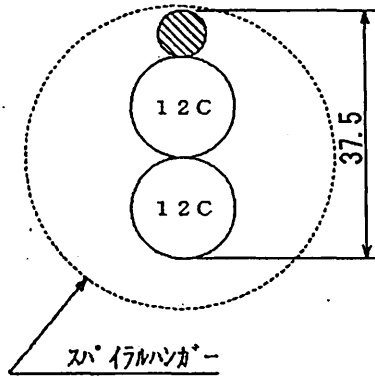


# CATV使用ケーブル束化外径図

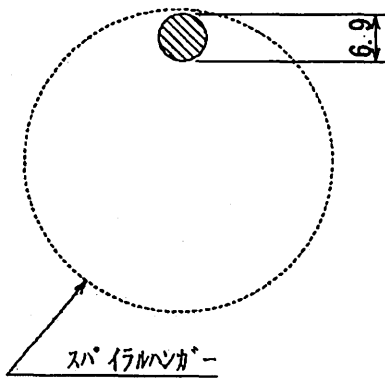
1. 12c×1



2. 12c×2



3. メッセンのみ



線種	仕上がり外径
メッセンジャーワイヤ	6.9 mm
12C	15.3

光ファイバケーブル

項目	光ファイバケーブル			
	TT4-SM05-□□-WB-MTE			
	□□:04~40	□□:40~100	□□:104~200	□□:204~300
標準外径(mm)	9	11	15	19
概算質量(kg/km)	85	110	190	280

□□:光ファイバ心線数

同軸ケーブル

項目	高発泡ポリエチレン同軸ケーブル				
	MFH-17AC	MFH-12AC	MFH-8AC	TL-7C/HT P-SSF(引込線)	TL-5C/HT P-SSF(引込線)
仕上外径(mm)	21.6±0.6	15.3±0.6	11.9±0.6	15.6	7.7
概算質量(kg/km)	390	200	125	176	88

メッセンジャーワイヤ

項目	品名	亜鉛メッキ鋼より線	
構成素線数/標準素線径(mm)		7/2.3	7/2.6
鋼より線計算外径(mm)		6.9	7.8
鋼より線計算断面積(mm <sup>2</sup> )		29.1	37.1
標準重量(kg/km)		230	294

増幅器

項目	品名	光送受信機	双方向増幅器			双方向延長増幅器	双方向延長増幅器
			OTR930TQ	TDA715NB	TBA738NB	BA738NB	EA732-NB
寸法(mm)/高さ×幅×奥行		200×484×255	344×200×151			220×167×107	270×200×143
質量(kg)		約 20	約 8			約 2.6	約 5

双方向用分岐器・分配器

項目	品名	双方向用分岐器・分配器(タップオフ)			双方向幹線用分岐器・分配器(ラインスプリッタ)	
		2分岐器	4分岐器	8分岐器	双方向2分配器	双方向1分岐器
		2分配器	4分配器	8分配器		
寸法(mm)/高さ×幅×奥行		101×101×75			143×135×85	
質量(g)		315~365			660	

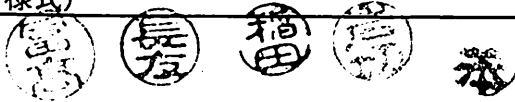
クロージャボックス

項目	品名	クロージャボックス
		UCAO 4-9
寸法(mm)/高さ×幅×奥行		160×378×115
質量(kg)		約 2

北方町の21574301  
道路占用許可申請書を提出します

延岡市長  
情報管理係長  
情報管理係長  
情報管理係長  
情報管理係長

(第1号様式)



許可番号 延北方建第 号  
許可年月日 平成 年 月 日

道路占用許可申請書

延岡市長様

道路法第32条の規定により  
許可を申請します。

平成 年 月 日  
 新規  更新  変更

申請者 延岡市企画部情報管理課  
住所

氏名 課長 山本 武之 印  
TEL ( 0982-22-7004 )

現場責任者 担当 [Redacted]  
TEL ( 0982-31-6269 )

路線名	
路線番号	

占用の目的 有線一般放送事業及び認定電気通信事業の用に供する為

占用の場所 場所 延岡市 北方 町 番地 付近 他  
掘削場所 1. 車道 2. 歩道  3. その他

占用物件	名称	規模	数量	掘削面積	掘削部分	単位
	同軸ケーブル		1本		影響部分	m <sup>2</sup>
					区画線延長	m

占用の期間 許可日 から 10年間 占用物件の構造

工事の期間 許可日 から 平成 25 年 3 月 31 日まで 時～ 時 工事実施の構造

道路の復旧方法 原形復旧 添付書類  1.位置図  2.平面図  3.断面図  4.その他

占用料金 納付書番号 算定式 別紙の通り

路面復旧費	道路種別	1.密 2.密2 3.簡アス 4.防塵 5.歩道 6.その他					
	E+F	(掘削部分)…A 円 ( 円 × . m <sup>2</sup> )			(影響部分)…B 円 ( 円 × . m <sup>2</sup> )		
	納付書番号	(区画線)…C m 円 × . = 円			(カッター長)…D m 円 × . = 円		
		計…E=A+B+C+D 円			消費税…F=E×5/100 円		

許可条件 条件 1. 下記及び裏面のとおりとする。  
2. 道路法及びその他関係法令に基づき施行のこと。  
1. 原因者復旧  
2. 仮復旧

関係課の意見 その他 受付印

上記の通り許可してよろしいか

担当者	管理係長	維持係長	建設第2係長	建設第1係長	課長

## 記載要領

1. 

新規	更新	変更
----	----	----

については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の写を添付すること。
2. 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「現場責任者」の欄に所属・氏名を記載すること。
3. 「場所」の欄には、地先地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
4. 変更の許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きにすること。
5. 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付すること。
6. 本申請書は、占用をしようとする日前、(一時占用については7日、その他の場合については14日)までに必ず提出すること。
7. 申請者が市外居住者の場合は、市内居住者を代理人として定めること。
8. 占用又は占用工事にあたっては、延岡市道路占用規則及び関係法規を遵守し、道路管理者の指示を受けること。

### (本申請に要する添付書類)

1. 占用地の位置図(縮尺1/2,500)、平面図及び断面図
2. 施設又は工事を伴うものであるときは、その設計書、仕様書及び構造図
3. 他の法令により、官公署の許可を必要とするものは、その許可書の写し
4. 隣接の土地家屋に影響があると認められるものについては、その利害関係人の同意を示す書類
5. 道路の復旧を、原因者が行う場合にあっては、その設計書並びに図面

## 許可条件

1. 占有者は工事に着手しようとするときは、速やかに道路管理者に届け出て、その指示を受けること。
2. 占用期間中といえども公益上支障があるとき、または管理者において必要と認めるときは許可を取り消し、無償で原形に復させることがある。
3. 期間満了の場合、若しくは工事が完了した場合は、直ちに道路を原形に復し、占用廃止届けを提出して検査を受けること。
4. 占用料を指定した期日までに納入しないときは許可を取り消すことがある。
5. 道路法施工令第15条、第16条及び第17条に違反した工事をしてはならない。
6. 占用の権利を無断で転貸又は譲渡してはならない。
7. 占用によって第三者におよぼした損害は占有者の負担とする。
8. 掘削の土砂で交通に支障をきたすおそれがあるときは、他の場所に搬出すること。
9. 占有者は占用又は占用物件の見やすい場所に占用許可書を掲示すること。
10. 占用期間満了若しくは工事が完了し検査終了の後といえども、道路の現状回復に関し瑕疵または不正があることが発見された場合は、期間を定めて改造または補修をさせることがある。
11. 占有者は、占有者、保証人または代理人の住所等の変更が生じた場合、速やかに届け出ること。

(第1号様式)

# 道路占用許可書

許可番号 延北方建第 号  
許可年月日 平成 年 月 日

平成 年 月 日  
 新規  更新  変更

申請者  
住所 延岡市企画部情報管理課

氏名 課長 山本 武之  
TEL ( 0982-22-7004 )

現場責任者 担当 XXXXXXXXXX  
TEL ( 0982-31-6269 )

路線名

路線番号

占用の目的 有線一般放送事業及び認定電気通信事業の用に供する為

占用の場所  
場所 延岡市 北方 町 番地先  
掘削場所 1. 車道 2. 歩道  3. その他

名称	規模	数量	掘削面積	掘削部分	単位
同軸ケーブル		1本		影響部分	m <sup>2</sup>
				区画線延長	m

占用の期間 許可日 から 10年間 占用物件の構造

工事の期間 許可日 から 平成 25 年 3 月 31 日まで 時～ 時 工事实施の構造

道路の復旧方法 原形復旧 添付書類  1.位置図  2.平面図  3.断面図  4.その他

占用料金 納付書番号 算定式 別紙の通り

道路種別	1.密	2.密2	3.簡アス	4.防塵	5.歩道	6.その他
E + F	(掘削部分) ... A 円 ( 円 × m <sup>2</sup> )			(影響部分) ... B 円 ( 円 × m <sup>2</sup> )		
納付書番号	(区画線) ... C m 円 × = 円			(カッター長) ... D m 円 × = 円		
	計 ... E = A + B + C + D 円			消費税 ... F = E × 5/100 円		

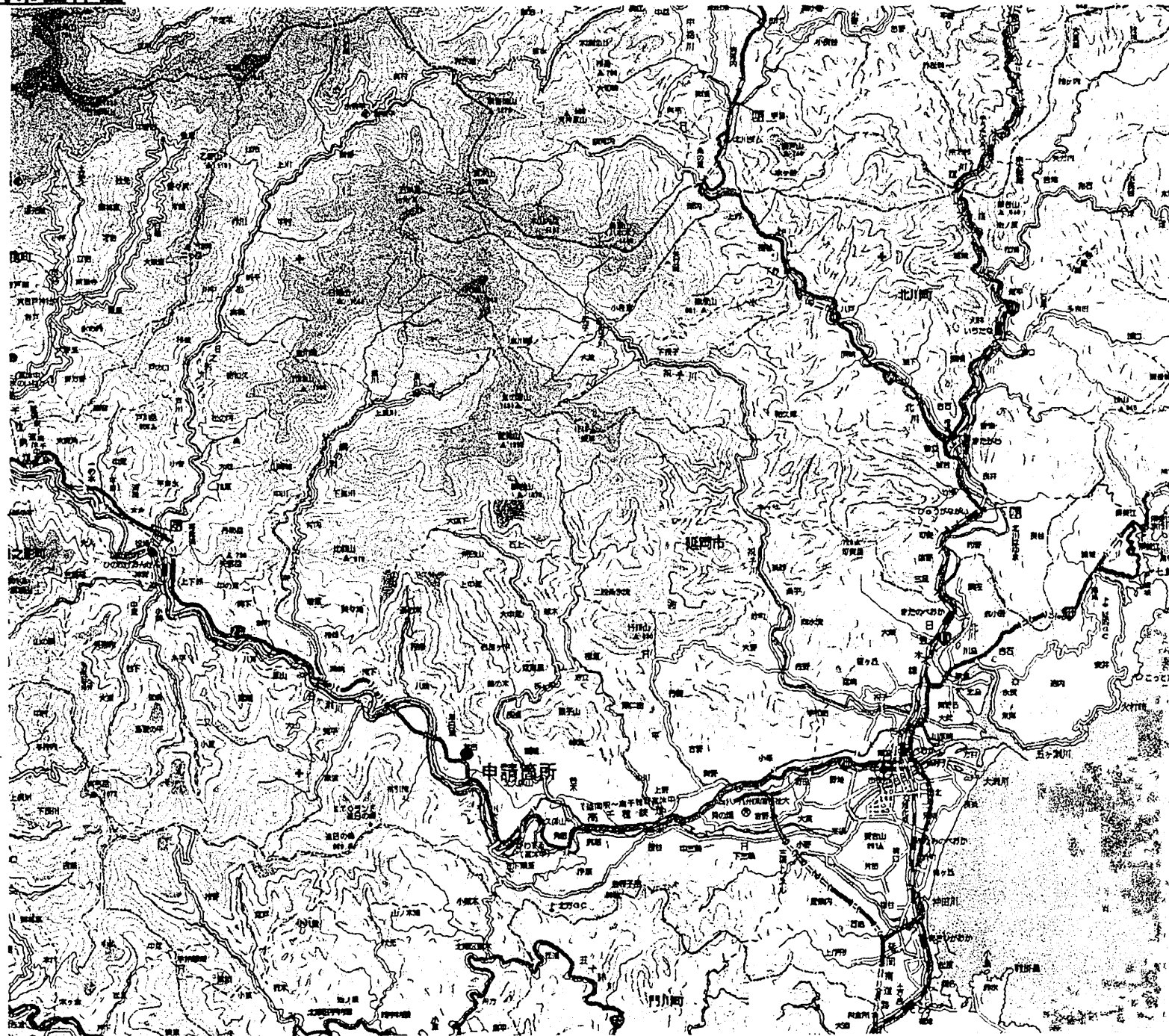
許可条件 条件 1. 下記及び裏面のとおりとする。  
2. 道路法及びその他関係法令に基づき施行のこと。  
1. 原因者復旧  
2. 仮復旧

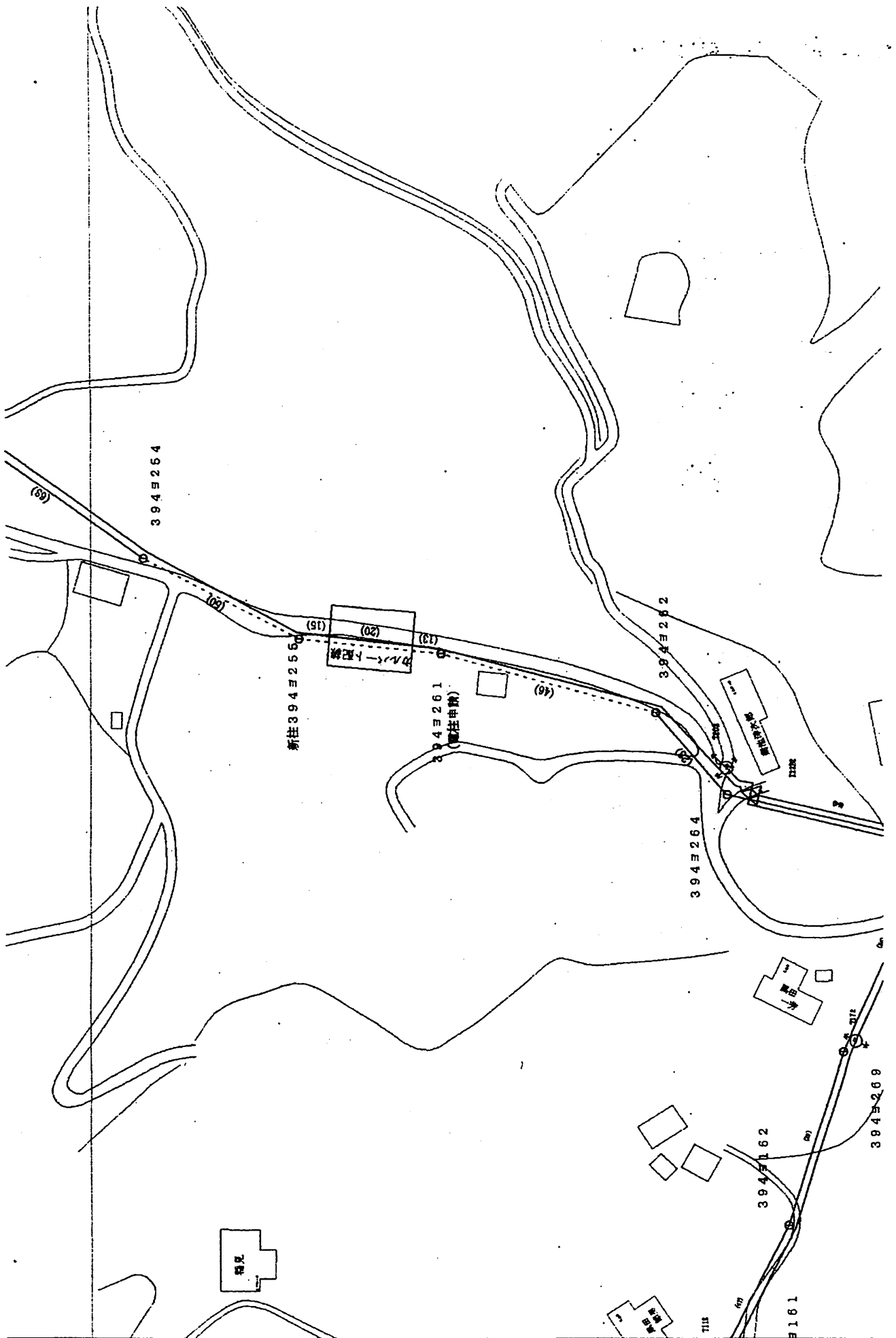
平成 年 月 日 申請にかかる道路占用については  
上記のとおり許可する。

延岡市長 首藤 正治

██████████

# 延岡市全体図





394B264

(19)

新庄394B255

DNV-1配線

394B261  
(電柱申請)

(20)

394B262

394B264

394B162

394B269

394B161

橋見

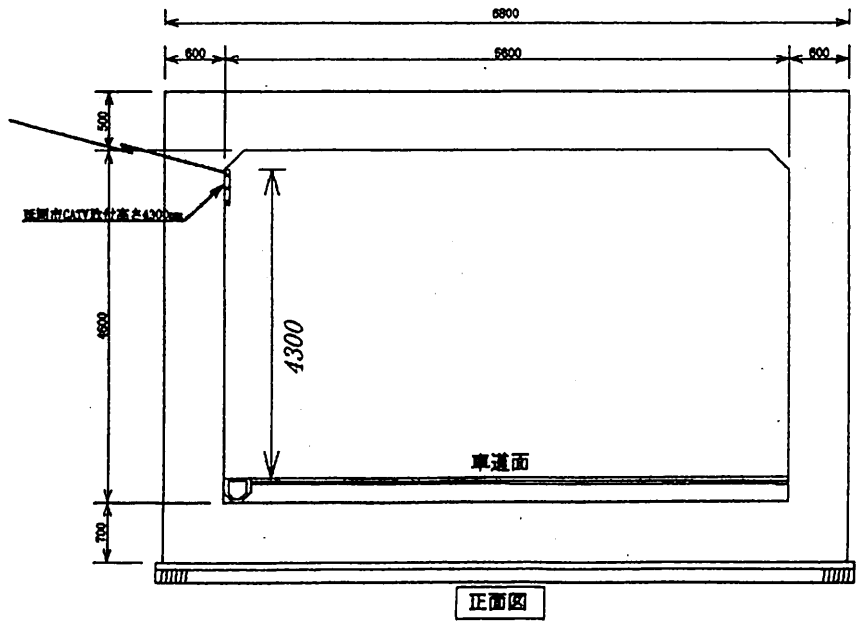
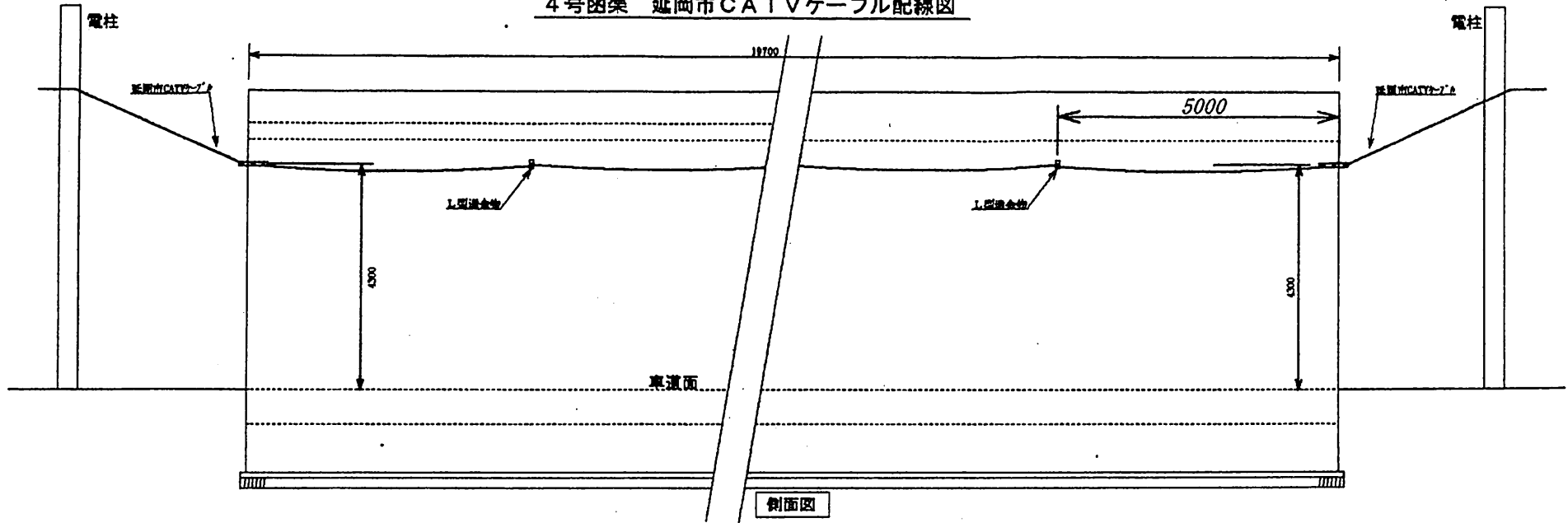
新庄

新庄

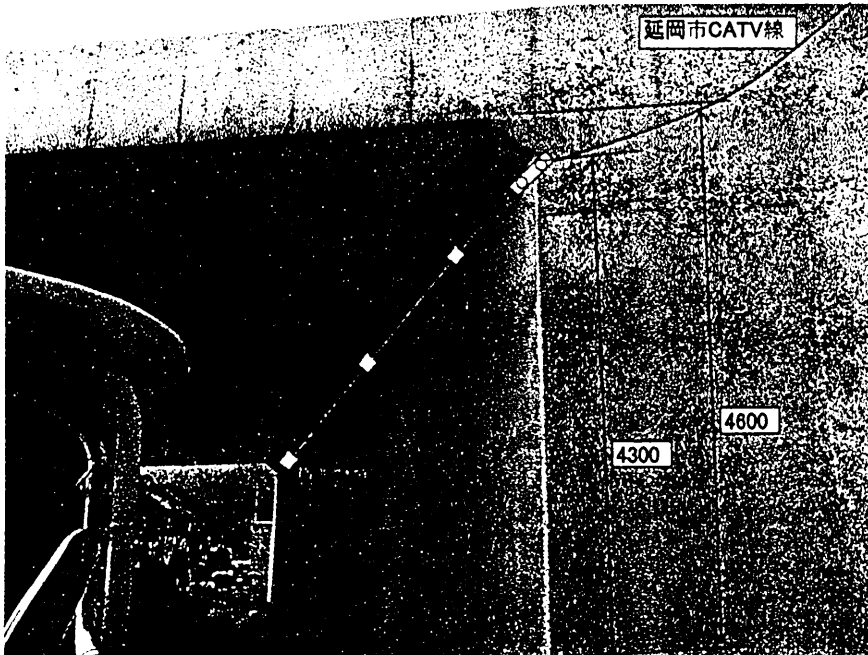
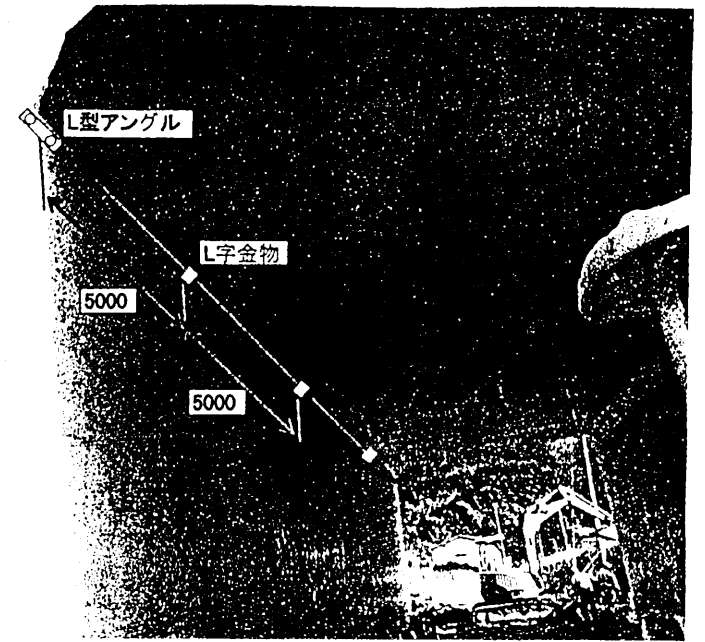
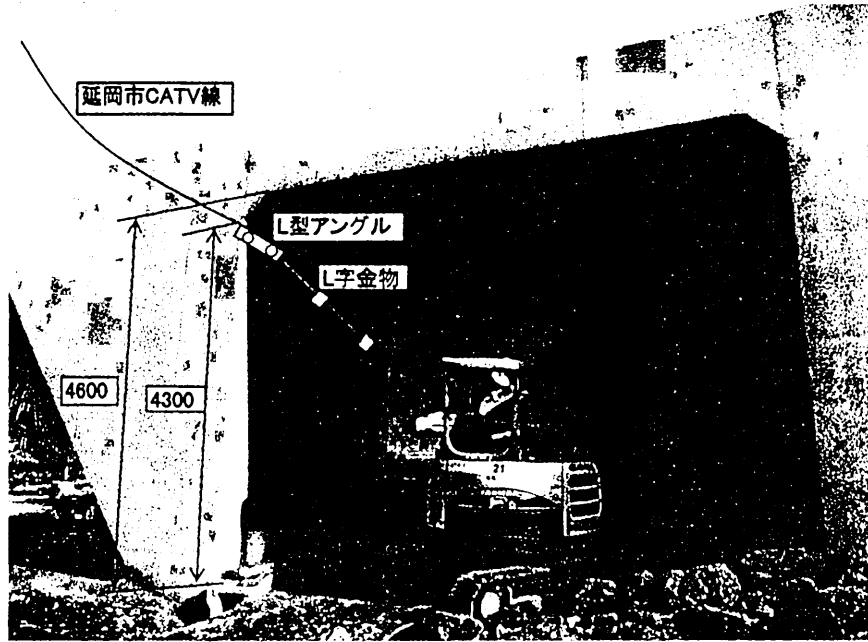




4号函架 延岡市CATVケーブル配線図

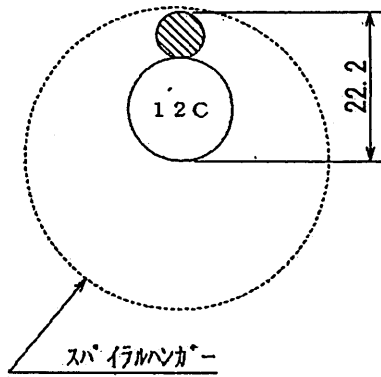


# 北方町蔵田小田地区カルバート内配線

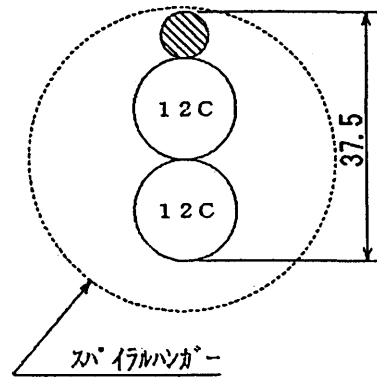


## CATV使用ケーブル束化外径図

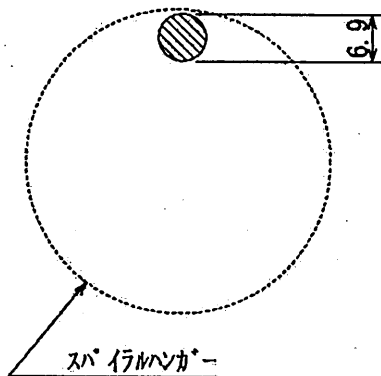
1. 12c×1



2. 12c×2



3. メッセンのみ



線種	仕上がり外径
メッセンジャーワイヤ	6.9 mm
12C	15.3

光ファイバケーブル

項目	品名	光ファイバケーブル			
		TT4-SM05-□□-WB-MTE			
		□□:04~40	□□:40~100	□□:104~200	□□:204~300
標準外径(mm)	9	11	15	19	
概算質量(kg/km)	85	110	190	280	

□□:光ファイバ心線数

同軸ケーブル

項目	品名	高発泡ポリエチレン同軸ケーブル				
		MFH-17AC	MFH-12AC	MFH-8AC	TL-7C/HT P-SSF(引込線)	TL-5C/HT P-SSF(引込線)
仕上外径(mm)	21.6±0.6	15.3±0.6	11.9±0.6	15.6	7.7	
概算質量(kg/km)	390	200	125	176	88	

メッセンジャーワイヤ

項目	品名	亜鉛メッキ鋼より線	
	構成素線数/標準素線径(mm)	7/2.3	7/2.6
	鋼より線計算外径(mm)	6.9	7.8
	鋼より線計算断面積(mm <sup>2</sup> )	29.1	37.1
	標準重量(kg/km)	230	294

増幅器

項目	品名	光送受信機	双方向増幅器			双方向延長増幅器	双方向延長増幅器
		OTR930TQ	TDA715NB	TBA738NB	BA738NB	EA732-NB	MPA-7530
寸法(mm)/高さ×幅×奥行	200×484×255	344×200×151			220×167×107	270×200×143	
質量(kg)	約 20	約 8			約 2.6	約 5	

双方向用分岐器・分配器

項目	品名	双方向用分岐器・分配器(タップオフ)			双方向幹線用分岐器・分配器(ラインスプリッタ)	
		2分岐器	4分岐器	8分岐器	双方向2分配器	双方向1分岐器
		2分配器	4分配器	8分配器		
寸法(mm)/高さ×幅×奥行	101×101×75	120×143×90		143×135×85		
質量(g)	315~365	600~625		660		

クロージャボックス

項目	品名	クロージャボックス
		UCAO 4-9
	寸法(mm)/高さ×幅×奥行	160×378×115
質量(kg)	約 2	

一 處 者

保 護 係 長

用 意 係 長

保 護 係 長

保 護 係 長

北方町0121年4月... 道路占用許可申請書を提出します。

(第1号様式)



許可番号 延北方建第 号  
許可年月日 平成 年 月 日

# 道路占用許可申請書

延岡市長様

道路法第32条の規定により  
許可を申請します。

平成 年 月 日  
**新規** 更新 変更

申請者 延岡市企画部情報管理課  
住所

氏名 課長 山本 武之 印  
TEL ( 0982-22-7004 )

現場責任者 担当 [Redacted]  
TEL ( 0982-31-6269 )

路線名  
路線番号

占用の目的 有線一般放送事業及び認定電気通信事業の用に供する為

占用の場所 場所 延岡市 北方 町 番地 付近 他  
掘削場所 1. 車道 2. 歩道 **3.** その他

占用物件	名称	規模	数量	掘削面積	掘削部分	㎡
					影響部分	㎡
	同軸ケーブル		1本		区画線延長	m

占用の期間 許可日 から 10年間 占用物件の構造

工事の期間 許可日 から 平成 25 年 3 月 31 日まで 時~ 時 工事实施の構造

道路の復旧方法 原形復旧 添付書類 **1.**位置図 **2.**平面図 **3.**断面図 **4.**その他

占用料金 納付書番号 算定式 別紙の通り

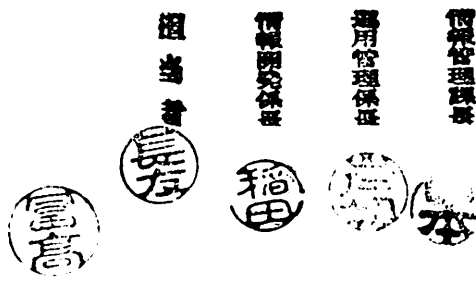
路面復旧費	道路種別	1.密 2.密2 3.簡アス 4.防塵 5.歩道 6.その他			
	E+F	(掘削部分) ... A	円	(影響部分) ... B	円
		( 円 × . m <sup>2</sup> )		( 円 × . m <sup>2</sup> )	
	納付書番号	(区画線) ... C	m	(カッター長) ... D	m
	円 × . = 円		円 × . = 円		
	計 ... E = A + B + C + D	円	消費税 ... F = E × 5 / 100	円	

許可条件 条件 1. 下記及び裏面のとおりとする。  
2. 道路法及びその他関係法令に基づき施行のこと。  
1. 原因者復旧  
2. 仮復旧

関係課の意見 その他 受付印

上記の通り許可してよろしいか

担当者	管理係長	維持係長	建設第2係長	建設第1係長	課長



全額返還

使用料返還について下記の通り  
九院に提出します。

延情管第 131 号  
平成 25 年 2 月 12 日

九州電力株式会社 延岡営業所  
所 長 宮元 武次 殿

延岡市  
延岡市長 首藤 正治

## 設備使用料金返還による送金先について

貴社からの設備使用料金返還（精算）について、下記の送金先にお支払い下さい。

### 記

1. 返還金額

342 円

2. 送金先

金融機関名 宮崎銀行

店名 延岡市役所出張所

預金種別 普通

口座番号 1011601

口座名義 延岡市

下記の道路占用許可について 回答を送付します。



道路占用許可を受けた物件の持ち主の方へ

日頃より道路行政にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

さて、表面に記載されている内容はあなたが道路占用許可を受け、道路上に設置している物件です。返送いただく継続回答書の該当する項目に○印を記入し、平成25年4月20日までにご返送ください。

なお、表面、継続回答書において1. イかつ2. イ以外を選択された方は、お手続きが必要です。下記の注意事項をご確認ください。

【注意事項】

- 1. ロ 現在既に取り除いた方
...廃止届の提出が必要です。まだお済ませでない方は3月31日までに管轄の出張所で手続をしてください。
ハ 本年3月末までに取り除く方
...廃止届の提出が必要です。まだお済ませでない方は変更を行う1ヶ月前に管轄の出張所で手続をしてください。
2. ロ 占用物件に変更のある方
...占用物件の変更申請が必要です。まだお済ませでない方は変更を行う1ヶ月前に管轄の出張所で手続をしてください。

また、占用物件の内容以外にも現在の許可の内容（占有者住所、氏名等）に変更がある場合は、別途、お手続きが必要となります。お手続きに関しては、管轄の出張所にお問い合わせください。

〒 882-0803

延岡市大貫町1丁目2889

九州地方整備局 延岡河川国道事務所 道路管理課 行

継続回答書

九州地方整備局長 殿

整理番号 6600158

回答年月日：平成 年 月 日

〒 882-8686

宮崎県延岡市東本小路2番地1

住所：〒 882-8686

宮崎県延岡市東本小路2番地1

延岡市長（情報管理課） 殿

フリガナ：ノベオカシチヨウ ジョウホウカンリカ

氏名：延岡市長（情報管理課）

印

担当者：長友和広

TEL：0982-22-7004 (0)

E-mail：joaheok@city.nobeoka.miyazaki.jp

占用物件の内訳

Table with columns: 当初許可, 最新許可, 占用の場所, 路線名, 場所, 名称, 数量, 30m

Table with columns: 該当するものに○印をしてください, 1. 占用物件は, 2. 占用物件に

Table with columns: 当初許可, 占用の場所, 路線名, 場所, 名称, 数量, 30m

(連絡先・問い合わせ先) 整理番号 6600158

九州地方整備局 延岡河川国道事務所 道路管理課

TEL 0982-31-1260 (担当：矢野・福村)



## 道路占用許可を受けた物件の持ち主の方へ

日頃より道路行政にご理解・ご協力いただきありがとうございます。  
います。

さて、表面に記載されている内容はあなたが道路占用許可を受け、道路上に設置している物件です。

返送いただく継続回答書の該当する項目に○印を記入し、平成25年4月20日までにご返送ください。

なお、表面、継続回答書において1. イかつ2. イ以外を選択された方は、お手続きが必要です。下記の注意事項をご確認ください。

### 【注意事項】

#### 1. ロ 現在既に取り除いた方

…廃止届の提出が必要です。まだお済ませでない方は3月31日までに管轄の出張所で手続きをしてください。

#### ハ 本年3月末までに取り除く方

…廃止届の提出が必要です。まだお済ませでない方は変更を行う1ヶ月前に管轄の出張所で手続きをしてください。

#### 2. ロ 占用物件に変更のある方

…占用物件の変更申請が必要です。まだお済ませでない方は変更を行う1ヶ月前に管轄の出張所で手続きをしてください。

また、占用物件の内容以外にも現在の許可の内容（占有者住所、氏名等）に変更がある場合は、別途、お手続きが必要となります。お手続きに関しては、管轄の出張所にお問い合わせください。

〒 882-8686  
宮崎県延岡市東本小路 2 番地 1

延岡市長（情報管理課） 殿

占用物件の内訳

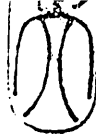
当初許可		国九整延占第22002025号	平成22年 9月 9日
最新許可		国九整延占第22002025号	平成22年 9月 9日
占用の 場 所	路線名	一般国道 10号	
	場 所	延岡市北川町深瀬	
名 称	テレビ同軸ケーブル	数 量	30m

(連絡先・問い合わせ先)

整理番号 6600158

九州地方整備局 延岡河川国道事務所 道路管理課

TEL 0982-31-1260 ( 担当: 矢野・福村 )

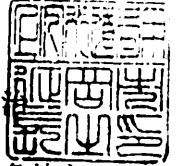


行政財産使用許可書

延水第35号  
平成23年4月1日

情報管理課長 様

延岡市  
延岡市長 首藤 正

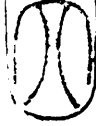


平成23年3月31日付で申請のあった行政財産の目的外使用については次の条件を付して許可する。

1 使用許可財産名	土地（古城水源地）	
2 所在地	延岡市島浦町52-4	
3 使用数量	支柱 1本	
4 使用目的	本柱供架	
5 使用期間	平成23年4月1日 ~ 平成24年3月31日	
6 使用料	減免	納付期限
7 その他	使用許可No.41	

許可条件

- 1 上記の使用目的に限り許可する。
- 2 使用許可財産を他に転貸又は権利の譲渡をしてはならない。
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取消し又は変更することがある。  
なお、取消変更によって生じた一切の損失は補償しない。  
(1) 公序良俗に反する場合 (3) 係員の指示に従わない場合  
(2) 許可条件に違反する場合 (4) 市において必要とする場合
- 4 使用許可財産の原形を変更するとき又は、使用目的の変更をするときは事前に書面で承認を受けなければならない。
- 5 使用者はその責に帰する理由により、使用許可財産の全部又は一部を滅失し又はき損したときは損害を賠償しなければならない。
- 6 使用期間が満了したとき又は、許可を取り消したときは速やかに原状に回復し返還しなければならない。ただし、市長が承認したときは、この限りでない。
- 7 その他



行政財産使用許可書

延水第35号  
平成23年4月1日

情報管理課長 様

延岡市  
延岡市長 首藤 正治



平成23年3月31日付で申請のあった行政財産の目的外使用について以下の条件を付して許可する。

1 使用許可財産名	土地	
2 所在地	延岡市熊野江町2442	
3 使用数量	支柱 10本、本柱 1本	
4 使用目的	本柱供架、本柱	
5 使用期間	平成23年4月1日 ~ 平成24年3月31日	
6 使用料	減免	納付期限
7 その他	使用許可No.36	

許可条件

- 1 上記の使用目的に限り許可する。
- 2 使用許可財産を他に転貸又は権利の譲渡をしてはならない。
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取消し又は変更することがある。  
なお、取消変更によって生じた一切の損失は補償しない。  
(1) 公序良俗に反する場合 (3) 係員の指示に従わない場合  
(2) 許可条件に違反する場合 (4) 市において必要とする場合
- 4 使用許可財産の原形を変更するとき又は、使用目的の変更をするときは事前に書面で承認を受けなければならない。
- 5 使用者はその責に帰する理由により、使用許可財産の全部又は一部を滅失し又はき損したときは損害を賠償しなければならない。
- 6 使用期間が満了したとき又は、許可を取り消したときは速やかに原状に回復し返還しなければならない。ただし、市長が承認したときは、この限りでない。
- 7 その他

担当者

情報開発係長

運用管理係長

情報管理係長

熊野江町の下記水道施設内に建柱しているCATV柱の仮置使用許可申請書を別添の通り提出いたします。

事務連絡

平成23年2月1日

延岡市東本小路2-1

延岡市情報管理課 山本武之 課長様

延岡市上下水道局

延岡市長 首藤 正治

土地の使用許可の継続について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本市の水道事業につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本局所有の土地につきまして現在下記の内容で使用を許可しておりますが、来る平成23年3月31日をもちまして今年度の使用期間が満了します。平成23年度も引続き使用を希望される場合は、別紙行政財産使用許可申請書を提出してください。許可申請の内容に変更がある場合は担当者までお知らせください。

提出期限： 3 月 31 日 (木)

提出先：延岡市上下水道局水道課給水係

記

- |           |                                    |
|-----------|------------------------------------|
| 1. 土地の所在地 | 延岡市熊野江町2442 島浦調整池                  |
| 2. 使用数量   | 1本、10本                             |
| 3. 使用目的   | 本柱、本柱共架                            |
| 4. 使用期間   | (自) 平成23年 4月 1日<br>(至) 平成24年 3月31日 |
| 5. 使用料    | (減 免)                              |

(文書取扱) 延岡市上下水道局 水道課給水係

☎21-2381 担当 柳田 弘

行政財産使用許可申請書

延岡市上下水道局  
延岡市長 首藤 正治 様

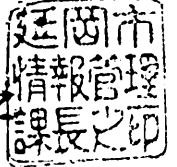
平成23年 3月31日

申請者

住所 延岡市東本小路2番地1

氏名 延岡市

情報管理課長 山本 武之



次のとおり行政財産を使用したいので許可くださるよう申請します。

1 行政財産の名称 及び所在地	名称	土地	
	所在地	延岡市熊野江町2442	
2 財産の種類	① 土地    2 建物    3 その他 (            )		
3 使用目的	用途	本柱供架、本柱	
	数量	10本、1本	※埋設管布設の場合には口径も記入のこと
	理由(詳細に) 引き続き本柱供架として利用するため。  期間 平成23年4月1日～平成24年3月31日		
4 使用料	延岡市財産条例による		
5 添付書類			

担当

情報管理係

運用管理係

情報管理係

下記施設へのCATV線路設備に係る使用につきまして、別紙の通り申請書を提出いたします。

延下第 110 号  
平成24年 3月12日

延岡市企画部情報管理課  
課長 山本 武之 様

延岡市下水道課長 井上 和宣  
(公 印 省 略)

### 行政財産使用許可申請について

日頃より、本市の下水道事業にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。  
さて、貴殿が使用しております、下記の行政財産につきまして、平成24年3月31日付けで許可期間が満了いたしますので、引き続き使用される場合は、別紙、行政財産使用許可申請書をご確認、押印の上、平成24年3月28日（水）まで提出していただきますよう、よろしく願いいたします。また、使用物件に廃止・変更等がある場合は下記までご連絡ください。

### 記

公有財産の名称	公有財産の所在地	使用数量	使用目的
大野農業集落排水処理場	延岡市大野町1554番地12	鋼管柱 1本	ケーブルテレビ 線路設備
川水流地区農業集落排水施設第8号中継ポンプ場	延岡市北方町川水流卯1646番2	鋼管柱 1本	ケーブルテレビ 線路設備

### 【文書取扱】

延岡市本小路77番地1  
延岡市上下水道局 下水道課 施設係  
TEL 0982-22-7024  
FAX 0982-21-9804  
(担当 黒木 浩二)

行政財産使用許可申請書

延岡市長 首藤 正治 様

延情第 154 号

平成24年 3月14日

申請者

住所 延岡市企画部情報管理課

氏名 課長 山本 武之 印

次のとおり行政財産を使用したいので許可くださるよう申請します。

1 行政財産の名称 及び所在地	名称	大野町農業集落排水処理場	
	所在地	延岡市大野町1554番地12	
2 財産の種類	① 土地    2 建物    3 その他 (                      )		
3 使用目的	用途	延岡市ケーブルテレビエリア拡大事業に伴う線路設備	
	数量	1本(鋼管柱)	※埋設管布設の場合には口径も記入のこと
	理由(詳細に) 使用期間 平成24年4月1日～平成25年3月31日		
4 使用料	条例のとおり 減免を希望する場合はその理由  合併に伴い、情報格差是正のために敷設したCATVを添架するもので、公共性の高いものであるため無償で貸付いただくようお願いいたします。		
5 添付書類			



行政財産使用許可申請書

延岡市長 首藤 正治 様

延情第 155 号

平成24年 3月 14日

申請者

住所 延岡市企画部情報管理課

氏名 課長 山本 武之 印

次のとおり行政財産を使用したいので許可くださるよう申請します。

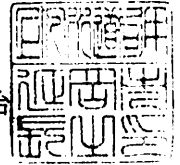
1 行政財産の名称 及び所在地	名称	川水流地区農業集落排水施設第8号中継ポンプ場内鋼管柱	
	所在地	延岡市北方町川水流卯1646番2	
2 財産の種類	① 土地 2 建物 ③ その他 ( 鋼管柱 )		
3 使用目的	用途	延岡市ケーブルテレビエリア拡大事業に伴う線路設備	
	数量	鋼管柱1本	※埋設管布設の場合には口径も記入のこと
	理由(詳細に) 使用期間 平成24年4月1日～平成25年3月31日		
4 使用料	条例のとおり 減免を希望する場合はその理由  合併に伴い、情報格差是正のために敷設したCATVを添架するもので、公共性の高いものであるため無償で貸付いただくようお願いいたします。		
5 添付書類			

行政財産使用許可書

延下第 7 号  
平成24年 4月 1日

延岡市企画部情報管理課  
課長 山本武之様

延岡市長 首藤正治



平成24年 3月14日付けで申請のあった行政財産の目的外使用については、次の条件を付して許可する。

1. 使用許可財産名	大野町農業集落排水処理場	土地・建物
2. 所在地	延岡市大野町1554番地12	
3. 使用数量	鋼管柱 1本	
4. 使用目的	ケーブルテレビ線路設備	
5. 使用期間	平成24年 4月 1日 ~ 平成25年 3月31日	
6. 使用料	免除	納付期限 平成 年 月 日
7. その他		

許可条件

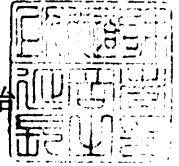
- 上記の使用目的に限り許可する。
- 使用財産を他に転貸又は権利の譲渡をしてはならない。
- 次の各号の一に該当するときは、許可を取消し又は変更することがある。なお、取消変更によって生じた一切の損失は補償しない。
  - 公序良俗に反する場合
  - 許可条件に違反する場合
  - 係員の指示に従わない場合
  - 市において必要とする場合
- 使用許可財産の原形を変更するとき又は使用目的の変更をしようとするときは、事前に書面で承認を受けなければならない。
- 使用者は、その責めに帰する理由により使用許可財産の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、損害を賠償しなければならない。
- 使用期間が満了したとき又は許可を取り消したときは、すみやかに原状に回復し返還しなければならない。ただし、市長が承認したときはこの限りではない。

行政財産使用許可書

延 下第 7 号  
平成24年 4月 1日

延岡市企画部情報管理課  
課長 山本武之様

延岡市長 首藤正治



平成24年 3月14日付けで申請のあった行政財産の目的外使用については、次の条件を付して許可する。

1. 使用許可財産名	川水流地区農業集落排水施設第8号中継ポンプ場		
2. 所在地	延岡市北方町川水流卯1646番2		
3. 使用数量	鋼管柱 1.0本		
4. 使用目的	延岡市ケーブルテレビエリア拡大事業光ファイバー添架		
5. 使用期間	平成24年 4月 1日 ~ 平成25年 3月31日		
6. 使用料	免除	納付期限	平成 年 月 日
7. その他			

許可条件

- 上記の使用目的に限り許可する。
- 使用財産を他に転貸又は権利の譲渡をしてはならない。
- 次の各号の一に該当するときは、許可を取消し又は変更することがある。なお、取消変更によって生じた一切の損失は補償しない。
  - 公序良俗に反する場合
  - 許可条件に違反する場合
  - 係員の指示に従わない場合
  - 市において必要とする場合
- 使用許可財産の原形を変更するとき又は使用目的の変更をしようとするときは、事前に書面で承認を受けなければならない。
- 使用者は、その責めに帰する理由により使用許可財産の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、損害を賠償しなければならない。
- 使用期間が満了したとき又は許可を取り消したときは、すみやかに原状に回復し返還しなければならない。ただし、市長が承認したときはこの限りではない。

担当者

情報開発係長

運用管理係長

情報管理係長

。島浦町内水道施設内のCATV線路設備に係る使用許可申請書を提出します。



平成24年 2月 1日

課所長 各 位

水道課長 玉利富士夫

平成24年度の行政財産使用許可について (お願い)

別紙「行政財産使用許可書」に係る使用期間がまもなく満了いたします。  
つきましては、平成24年度も引続き使用許可を希望される場合は、同封の行政財産使用許可申請書を下記の提出期限までにご提出くださいますようお願いいたします。

記

提出期限      平成24年 3月16日

取扱担当  
延岡市上下水道局水道課  
計画係 松田 柳田  
TEL 0982-21-2381  
Fax 0982-21-4947

行政財産使用許可申請書

延岡市長 首藤 正治 様

延情管第 145号

平成24年 2月10日

延岡市東本小路2-1

延岡市情報管理課長

山本 武之 印

次のとおり行政財産を使用したいので許可くださるよう申請します。

1 行政財産の名称 及び所在地	名 称	島浦簡水用調整池	
	所在地	延岡市熊野江町2442	
2 財産の種類	① 土地    2 建物    ③ その他（信号線柱）		
3 使用目的	用 途	延岡市ケーブルテレビ線路設備 ① 通信柱 ② 通信ケーブルの共架	
	数 量	① 鋼管柱 1本 (φ138 ZC-8) ② 光ファイバーケーブル 10本 (φ20 約300m)	※埋設管布設の場合には 口径も記入のこと
	理由(詳細に)	引き続き上記用途で利用するため。	
	期 間	平成24年4月1日～平成25年3月31日	
4 使用料	延岡市財産条例による		
5 添付書類			

行政財産使用許可申請書

延岡市長 首藤 正治 様

延情管第 144号

平成24年 2月10日

延岡市東本小路2-1

延岡市情報管理課長

山本 武之 印

次のとおり行政財産を使用したいので許可くださるよう申請します。

1 行政財産の名称 及び所在地	名称	島浦簡水用既設柱	
	所在地	延岡市島浦町52-4	
2 財産の種類	1 土地 2 建物 ③ その他(本柱)		
3 使用目的	用途	延岡市ケーブルテレビ線の本柱への共架	
	数量	1本	※埋設管布設の場合には口径も記入のこと
	理由(詳細に) 引き続き使用するため。  期間 平成24年4月1日~平成25年3月31日		
4 使用料	延岡市財産条例による		
5 添付書類			

行政財産使用許可書

延水第 1 号  
平成 24 年 4 月 1 日

延岡市 情報管理課長 様

延岡市長 首藤 正治

平成 24 年 2 月 10 日付で申請のあった行政財産の目的外使用については次の条件を付して許可する。

1 使用許可財産名	島浦簡水用既設柱	
2 所在地	延岡市島浦町 52-4	
3 使用数量	1本分	
4 使用目的	有線テレビジョン放送線の本柱への共架	
5 使用期間	平成 24 年 4 月 1 日 ~ 平成 25 年 3 月 31 日	
6 使用料	減免	
7 その他	当初許可 無償No.4 1	

許可条件

- 1 上記の使用目的に限り許可する。
- 2 使用許可財産を他に転貸又は権利の譲渡をしてはならない。
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取消し又は変更することがある。  
なお、取消変更によって生じた一切の損失は補償しない。  
(1) 公序良俗に反する場合 (3) 係員の指示に従わない場合  
(2) 許可条件に違反する場合 (4) 市において必要とする場合
- 4 使用許可財産の原形を変更するとき又は、使用目的の変更をするときは事前に書面で承認を受けなければならない。
- 5 使用者はその責に帰する理由により、使用許可財産の全部又は一部を滅失し又はき損したときは損害を賠償しなければならない。
- 6 使用期間が満了したとき又は、許可を取り消したときは速やかに原状に回復し返還しなければならない。ただし、市長が承認したときは、この限りでない。
- 7 その他

行政財産使用許可書

延水第 1 号  
平成 24 年 4 月 1 日

延岡市 情報管理課長 様

延岡市長 首藤 正治

平成 24 年 2 月 10 日付で申請のあった行政財産の目的外使用については次の条件を付して許可する。

1 使用許可財産名	島浦簡水用調整池の ①本柱 ②本柱への共架	
2 所在地	延岡市熊野江町 2 4 4 2	
3 使用数量	① 1 本 ②10本	
4 使用目的	島浦への通信ケーブル設置用	
5 使用期間	平成 24 年 4 月 1 日 ~ 平成 25 年 3 月 3 1 日	
6 使用料	減免	
7 その他	当初許可 無償No.36	

許可条件

- 1 上記の使用目的に限り許可する。
- 2 使用許可財産を他に転貸又は権利の譲渡をしてはならない。
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取消し又は変更することがある。  
なお、取消変更によって生じた一切の損失は補償しない。  
(1) 公序良俗に反する場合 (3) 係員の指示に従わない場合  
(2) 許可条件に違反する場合 (4) 市において必要とする場合
- 4 使用許可財産の原形を変更するとき又は、使用目的の変更をするときは事前に書面で承認を受けなければならない。
- 5 使用者はその責に帰する理由により、使用許可財産の全部又は一部を滅失し又はき損したときは損害を賠償しなければならない。
- 6 使用期間が満了したとき又は、許可を取り消したときは速やかに原状に回復し返還しなければならない。ただし、市長が承認したときは、この限りでない。
- 7 その他

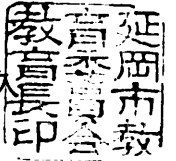


# 行政財産使用許可書

延教総第 21 号  
平成 20 年 4 月 1 日

延岡市  
企画部  
情報管理課長 様

延岡市教育長 町田 訓久



平成 20 年 3 月 17 日付けで申請のあった行政財産の目的外使用については次の条件を付して許可する。

1. 使用許可財産名	延岡市立島野浦小学校 延岡市立島野浦中学校	土地
2. 所在地	延岡市島浦町14-7(島野浦小学校)外	
3. 使用数量	九電柱1本、NTT柱3本	
4. 使用目的	CATVエリア拡大事業に伴う伝送路	
5. 使用期間	平成 20 年 4 月 1 日 ~ 平成 21 年 3 月 31 日	
6. 使用料	免除	納付期限
7. その他		

## 許可条件

- 1 上記の使用目的に限り許可する。
- 2 使用許可財産を他に転貸又は権利の譲渡をしてはならない。
- 3 次の各号の一に該当するときは、許可を取消又は変更することがある。なお、取消変更によって生じた一切の損失は補償しない。
  - (1) 公序良俗に反する場合
  - (2) 許可条件に違反する場合
  - (3) 係員の指示に従わない場合
  - (4) 教育委員会において必要とする場合
- 4 使用許可財産の原形を変更するとき又は、使用目的の変更をするときは事前に書面で承認を受けなければならない。
- 5 使用者はその責に帰する理由により、使用許可財産の全部又は一部を滅失し又はき損したときは損害を賠償しなければならない。
- 6 使用期間が満了したとき又は、許可を取り消したときはすみやかに原状に回復し返還しなければならない。ただし、教育長が承認したときは、この限りでない。
- 7 その他



様式第7号  
(第16条関係)

## 行政財産使用許可書

延北浦水第778号  
平成20年4月1日

延岡市企画部  
情報管理課長 山本武之様

延岡市長 首藤正



平成20年3月31日付延情第67号で申請のあった行政財産の目的外使用については下記の条件を付して許可します。

1 使用許可財産名	土地
2 所在地	延岡市北浦町古江字嵐高吹崎
3 使用数量	鋼管柱 6本、支線 2本
4 使用目的	通信線柱敷
5 使用期間	平成20年4月1日～平成25年3月31日
6 使用料	無償（延岡市財産条例第5条により）
7 その他	

### 許可条件

- 1 上記の使用目的に限り許可する。
- 2 使用許可財産を他に転貸又は権利の譲渡をしてはならない。
- 3 下記の各号に該当するときは、許可を取消し又は変更することがある。なお、取消変更によって生じた一切の損失は補償しない。
  - (1) 公序良俗に反する場合
  - (2) 係員の指示に従わない場合
  - (3) 許可条件に違反する場合
  - (4) 市において必要とする場合
- 4 使用許可財産の原形を変更するとき又は、使用目的の変更をするときは事前に書面で承認を受けなければならない。
- 5 使用者はその責に帰する理由により、使用許可財産の全部又は一部を滅失し又はき損したときは損害を賠償しなければならない。
- 6 試用期間が満了したとき又は、許可を取り消したときは速やかに現状に回復し返還しなければならない。ただし、市長が承認したときは、この限りでない。
- 7 その他

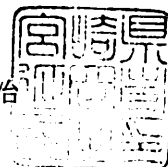
行政財産使用許可書

延児第 1065号

平成20年1月7日

延岡市情報管理課長 山本 武之 様

延岡市長 首藤 正治



平成20年1月4日付で申請のあった行政財産の使用については次の条件を付して許可する。

1 使用許可財産名	島浦保育所 敷地内電柱	
2 所在地	延岡市島浦町866-5	
3 使用数量	NTT柱×1	
4 使用目的	ケーブルテレビ放送線敷設	
5 使用期間	平成20年1月15日 ~ 平成30年3月31日	
6 使用料	¥ 0 円	納付期限 年 月 日
7 その他	延岡市財産条例 第10条(3)により使用料免除とする	

許可条件

- 1 上記の使用目的に限り許可する。
- 2 使用許可財産を他に転貸又は権利の譲渡をしてはならない。
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取消し又は変更することがある。なお、取消変更によって生じた一切の損失は補償しない。
  - (1) 公序良俗に反する場合
  - (2) 許可条件に違反する場合
  - (3) 係員の指示に従わない場合
  - (4) 市において必要とする場合
- 4 使用許可財産の原形を変更するとき又は、使用目的の変更をするときは事前に書面で承認を受けなければならない。
- 5 使用者はその責に帰する理由により、使用許可財産の全部又は一部を滅失し又はき損したときは損害を賠償しなければならない。
- 6 使用期間が満了したとき又は、許可を取り消したときは速やかに原状に回復し返還しなければならない。ただし、市長が承認したときは、この限りでない。
- 7 その他

# 法定外公共物占用等許可書

延土第 2207 号

平成20年2月28日

延岡市企画部情報管理課 様

延岡市長 首藤 正治 印



平成20年2月27日 付で申請のあった法定外公共物の占用等の許可申請については、下記のとおり許可します。

## 記

法定外公共物の名称及び所在地	名称 島浦町613番ハ地先里道
	所在地 島浦町613番ハ地先
種類	①道路敷 2水路敷 3その他（ ）
占用等の数量	1 本
許可期間	平成20年2月28日 ～ 平成30年3月31日
占用等の目的及び態様	電柱 共架（NTT柱）
占用料	0 円      納付期限      -
許可条件	1. 上記の占用目的に限り許可する。 2. 許可に係る法定外公共物を他に転貸してはならない。 3. 許可に係る法定外公共物を他に譲渡する場合は、市長の承認を得なければならない。 4. 次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取消、又は変更することがある。なお、取消し又は変更によって生じた一切の損失は補償しない。 (1) 公序良俗に反する場合      (2) 許可条件に違反する場合 (3) 係員の指示に従わない場合      (4) 市において必要とする場合 5. 許可に係る法定外公共物の原形を変更するとき又は、占用目的の変更をするときは事前に書面で市長の承認を受けなければならない。 6. 占有者はその責に帰する理由により許可に係る法定外公共物の全部又は一部を滅失し又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。 7. 占用期間が満了したとき又は許可を取り消したときは、速やかに原状に回復し、返還しなければならない。ただし、市長が承認したときは、この限りではない。 8. その他

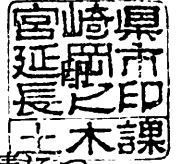
法定外公共物占用等許可書

延士第 1877号

20年1月7日

延岡市企画部情報管理課長 様

延岡市長 首藤 正治



20年 1月4日付で申請のあった法定外公共物の占用等の許可申請については、下記の通り許可します。

記

法定外公共物の名称及び所在地	名称	市有地（里道）（水路）		
	所在地	延岡市島浦町16-8番地先		
種類	①道路敷 ②水路敷 3 その他（ ）			
占用等の数量	九電柱2 NTT柱9 PS柱1 自営柱2			
許可期間	20年1月7日から 30年 3月31日まで			
占用等の目的及び態様	延岡市ケーブルテレビエリア拡大事業に伴う有線テレビジョン放送線敷設のため。			
占用料		納付期限	年 月 日	
許可条件	<p>1. 上記の占用目的に限り許可する。</p> <p>2. 許可に係る法定外公共物を他に転貸してはならない。</p> <p>3. 許可に係る法定外公共物を他に譲渡する場合は、市長の承認を得なければならない。</p> <p>4. 次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取消、又は変更することがある。なお、取消し又は変更によって生じた一切の損失は補償しない。</p> <p>(1) 公序良俗に反する場合 (2) 許可条件に違反する場合</p> <p>(3) 係員の指示に従わない場合 (4) 市において必要とする場合</p> <p>5. 許可に係る法定外公共物の原形を変更するとき又は、占用目的の変更をするときは事前に書面で市長の承認を受けなければならない。</p> <p>6. 占有者はその責に帰する理由により許可に係る法定外公共物の全部又は一部を滅失し又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。</p> <p>7. 占用期間が満了したとき又は許可を取り消したときは、速やかに原状に回復し、返還しなければならない。ただし、市長が承認したときは、この限りではない。</p> <p>8. その他（ ）</p>			

行政財産使用許可証

延下第 5 号  
平成20年 3月31日

延岡市企画部情報管理課  
課長 山本武之様

延岡市上下水道局  
延岡市長 首藤正治



平成20年3月17日付で申請のあった行政財産の目的外使用について次の条件を付して許可します。

1 使用許可財産名	川水流地区農業集落排水施設第8号中継ポンプ場内鋼管柱		
2 所在地	延岡市北方町川水流卯1646番2		
3 使用数量	鋼管柱1.0本		
4 使用目的	延岡市ケーブルテレビエリア拡大事業光ファイバー添架		
5 使用期間	平成20年 4月 1日～平成21年 3月31日		
6 使用料	¥ 免除 円	納付期限	平成 年 月 日
7 その他			

許可条件

- 上記の使用目的に限り許可する。
- 使用許可財産を他に転貸または権利の譲渡をしてはならない。
- 次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取消し又は変更することがある。  
なお、取消変更によって生じた一切の損失は補償しない。  
(1) 公序良俗に反する場合 (2) 係員の指示に従わない場合  
(3) 許可条件に違反する場合 (4) 市において必要とする場合
- 使用許可財産の原形を変更するとき又は、使用目的の変更をするときは事前に書面で承認を受けなければならない。
- 使用者はその責に帰する理由により、使用許可財産の全部又は一部を消失し又はき損したときは損害を賠償しなければならない。
- 使用期間が満了したとき又は許可を取り消したときは速やかに現状に回復し返還しなければならない。ただし、市長が承認したときは、この限りではない。
- その他。

延土指令第 1876 号  
平成 20年 1月 -7日

# 道路占用許可書

平成 20年 1月 4日

新規  更新  変更

申請者 住所 延岡市企画部情報管理課

氏名 課長 山本 武之 印  
TEL (0982-22-7004)

現場責任者 旭進興業(株) [Redacted]  
TEL (0982-31-6269)

路線名 島浦村中線外 線

路線番号 1005 外

占用の目的 延岡市ケーブルテレビエリア拡大事業に伴う有線テレビジョン放送線布設のため

占用の場所 場所 延岡市 島浦 町 丁目 番地先  
掘削場所 1. 車道 2. 歩道 ③ その他

占用物件	名称	規模	数量	掘削面積	掘削部分	
					影響部分	区画線延長
九電柱 PS柱 NTT柱 自管柱		8m × 139.8mm (長さ) (外径)	九電 × 24 PS × 2 NTT × 13 自管柱 × 1			

占用の期間 平成 20年 1月 7日 から 平成 30年 3月 3日 まで 時~ 間 時  
占用物件の構造 鋼管柱 8m(長さ) × 139.8mm(外径)

工事の期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 時~ 間 時  
工事実施の方法 掘削、建替後理取し

道路の復旧方法 原形復旧  
添付書類 ① 位置図 2. 平面図 3. 断面図 ④ その他

占用料金 円 算定式 占用料徴収条例第3条第4号より、占用料を減免したい。  
納付書番号

路面復旧費	道路種別	1. 密1 2. 密2 3. 簡アス 4. 防塵 5. 歩道 6. その他					
	E+F	(掘削部分) ...A	円	(影響部分) ...B	円		
		(円 × m)		(円 × m)			
	納付書番号	(区画線) ...C	円 × m = 円	(カッター長) ...D	円 × m = 円		
		計...E=A+B+C+D	円	消費税...F=E × 5/100		円	

許可条件 条件 1. 下記及び裏面のとおりとする。  
2. 道路法及びその他関係法令に基づき施工のこと。  
1. 原因者復旧  
2. 仮復旧

平成 20年 1月 -4日申請にかかる道路占用については  
上記のとおり道路占用を許可する。

延岡市長 首藤 正



※申請者は、太枠の中のみ記入して下さい。

## 記載要領

1. 

新規	更新	変更
----	----	----

については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の写を添付すること。
2. 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「現場責任者」の欄に所属・氏名を記載すること。
3. 「場所」の欄には、地先地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
4. 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きにすること。
5. XXXXXXXXXXの欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付すること。
6. 本申請書は、占用をしようとする日前、(一時占用については7日、その他の場合については14日)までに必ず提出すること。
7. 申請者が市外居住者の場合は、市内居住者を代理人として定めること。
8. 占用又は占用工事にあつては、延岡市道路占用規則及び関係法規を遵守し、道路管理者の指示を受けること。





## (本申請に要する添付書類)

1. 占用地の位置図(縮尺1/2,500)、平面図及び断面図
2. 施設又は工事を伴うものであるときは、その設計書、仕様書及び構造図
3. 他の法令により、官公署の許可を必要とするものは、その許可書の写し
4. 隣接の土地家屋に影響があると認められるものについては、その利害関係人の同意を示す書類
5. 道路の復旧を、原因者が行う場合にあつては、その設計書並びに図面

## 許可条件

1. 占用者は工事に着手しようとするときは、速やかに道路管理者に届け出て、その指示を受けること。
2. 占用期間中といえども公益上支障があるとき、または管理者において必要と認めるときは許可を取り消し、無償で原形に復させることがある。
3. 期間満了の場合、若しくは工事が完了した場合は、直ちに道路を原形に復し、占用廃止届けを提出して検査を受けること。
4. 占用料を指定した期日までに納入しないときは許可を取り消すことがある。
5. 道路法施工令第15条、第16条及び第17条に違反した工事をしてはならない。
6. 占用の権利を無断で転貸又は譲渡してはならない。
7. 占用によって第三者におよぼした損害は占用者の負担とする。
8. 掘削の土砂で交通に支障をきたすおそれがあるときは、他の場所に搬出すること。
9. 占用者は占用又は占用物件の見やすい場所に占用許可書を掲示すること。
10. 占用期間満了若しくは工事が完了し検査終了の後といえども、道路の現状回復に関し瑕疵または不正があることが発見された場合は、期間を定めて改造または補修をさせることがある。
11. 占用者は、占用者、保証人または代理人の住所等の変更が生じた場合、速やかに届け出ること。



		課室名		情報管理課			
起案日		平成21年4月1日		決裁日		平成21年4月1日	
課内		検討者				決裁者	
担当者	起案責任者					課長補佐 兼運用管理係長	情報管理課 課長
	副主幹兼情報開発係長  Tel 2138						
		意見					
		合議者					
ファイリング マネージャー	公印						
		意見					
広報のべおかへの掲載		要・否		ホームページへの掲載		要・否	

件名：行政財産使用許可書の発行について

（株）エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州支社より更新申請のあった熊野江トンネル及び東谷トンネルの地下管路と引き上げ柱の目的外使用許可について、下記のとおり許可したい。

記

1 目的外使用を許可しようとする財産

①東谷トンネル引き上げ管路 12.7m

②熊野江トンネル引き上げ管路 7.5m

計 20.2m

③自営柱 延情東谷 延情熊野江1 延情熊野江2

計 3本

2 申請者の住所及び氏名

福岡市中央区渡辺通2-6-1西鉄薬院駅ビル

(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州支社

3 使用の目的

大分～宮崎間の移動通信網の伝送路として

4 使用期間及び許可条件

使用許可期間 平成21年4月1日 ～ 平成22年3月31日

許可条件 許可書(案)に記載

5 使用料(年額)

①引上げ管路 100円

②電柱添架 3,780円

計 3,880円

使用料算出根拠

① → 延岡市財産条例第9条により、延岡市道路占用料徴収条例を準用。

地下電線その他地下に設ける線類を適用(平成21年4月1日改定単価を適用)

$20.2m \times 4円/年 \doteq 80円 \rightarrow 100円$  (同条例により100円未満は100円とする)

② → NTT電柱添架料と同額とした。

$3 \times 1,260円/年 = 3,780円$

6 使用許可書案

別紙のとおり

## 行政財産使用許可書

(業)

延情第 / 号

平成21年4月 1日

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州支社 様

延岡市長 首藤 正治

平成21年3月13日付で申請のあった行政財産の目的外使用については次の条件を付して許可する。

1 使用許可財産名	東谷トンネル引き上げ管路 熊野江トンネル引き上げ管路 自営柱:延情東谷 延情熊の江1 延情熊の江2	
2 所在地	延岡市熊野江町、北浦町大字古江	
3 使用数量	管路20.2m 自営柱 3本	
4 使用目的	大分～宮崎間の移動通信網の伝送路として	
5 使用期間	平成21年4月1日 ～ 平成22年3月31日	
6 使用料	¥3,880円	納付期限平成21年 4月20日
7 その他		

## 許可条件

- 1 上記の使用目的に限り許可する。
- 2 使用許可財産を他に転貸又は権利の譲渡をしてはならない。
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取消し又は変更することがある。なお、取消変更によって生じた一切の損失は補償しない。
  - (1) 公序良俗に反する場合
  - (2) 許可条件に違反する場合
  - (3) 係員の指示に従わない場合
  - (4) 市において必要とする場合
- 4 使用許可財産の原形を変更するとき又は、使用目的の変更をするときは事前に書面で承認を受けなければならない。
- 5 使用者はその責に帰する理由により、使用許可財産の全部又は一部を滅失し又はき損したときは損害を賠償しなければならない。
- 6 使用期間が満了したとき又は、許可を取り消したときは速やかに原状に回復し返還しなければならない。ただし、市長が承認したときは、この限りでない。

占 用 物 件		単 位		
法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	第一種電柱	1本につき1年	690	
	第二種電柱		1,100	
	第三種電柱		1,400	
	第一種電話柱		620	
	第二種電話柱		990	
	第三種電話柱		1,400	
	その他の柱類		62	
	共架電線その他上空に設ける 線類	長さ1メートルにつき1年	6	
	地下電線その他地下に設ける 線類		4	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	600	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル につき1年	370	
	変圧塔その他これに類するもの 及び公衆電話所	1個につき1年	1,200	
郵便差出箱	520			
広告塔	表示面積1平方メートル につき1年	1,600		
その他のもの	占用面積1平方メートル につき1年	1,200		
法第32条第1項 第2号に掲げる	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	26	
	外径が0.1メートル未満のもの		37	
	外径が0.1メートル以上0.15メー トル未満のもの		56	
	外径が0.15メートル以上0.2メー トル未満のもの		74	
	外径が0.2メートル以上0.3メー トル未満のもの		110	
	外径が0.3メートル以上0.4メー トル未満のもの		150	
	外径が0.4メートル以上0.7メー トル未満のもの		260	
	外径が0.7メートル以上1メートル 未満のもの		370	
	外径が1メートル以上のもの		740	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			1,200	
法第32条第1項 第5号に掲げる 施設	地下街及び地下室	階数が1 のもの	占用面積1平方メートル につき1年	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2 のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3 以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路			800
	地下に設ける通路			480
	その他のもの			1,200
法第32条第1項 第6号に掲げる 施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に 設けるもの	占用面積1平方メートル につき1日	16	
	その他のもの	占用面積1平方メートル につき1月	160	

道路法施行令 (昭和27年政令 第479号。以下 「令」という。)第 7条第1号に掲 げる物件	看板 (アーチ であるも のを除 く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル につき1月	160
		その他のもの	表示面積1平方メートル につき1年	1,600
	標識		1本につき1年	990
	旗ざお	祭礼、縁日等に際 し、一時的に設ける	1本につき1日	16
		その他のもの	1本につき1月	160
	幕(令第7 条第2号 に掲げる 工事用施 設)	祭礼、縁日等に際 し、一時的に設ける	その面積1平方メートル につき1日	16
		その他のもの	その面積1平方メートル につき1月	160
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,600
		その他のもの		800
	令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第 3号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートル につき1月	160
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第 5号に掲げる施設			120	
令第7条第6号 に掲げる施設並 びに同条第7号 に掲げる施設及 び	建築物	階数が1 のもの	占用面積1平方メートル につき1年	Aに0.014を乗じて得た額
		階数が2 のもの		
		階数が3 のもの		
		階数が4 以上のも の		
	その他のもの		Aに0.01を乗じて得た額	
令第7条第8号 に掲げる応急仮	上空、トンネルの上又は高架の		Aに0.014を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額	
計				
備 考				
1 第一種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。				
2 第一種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。				
3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。				
4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。				
5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。				
6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。				
7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。				

様式第6号(第16条)

## 行政財産使用許可申請書

九州ネ11893-452号

平成21年 3月13日

延岡市長 首藤正治様

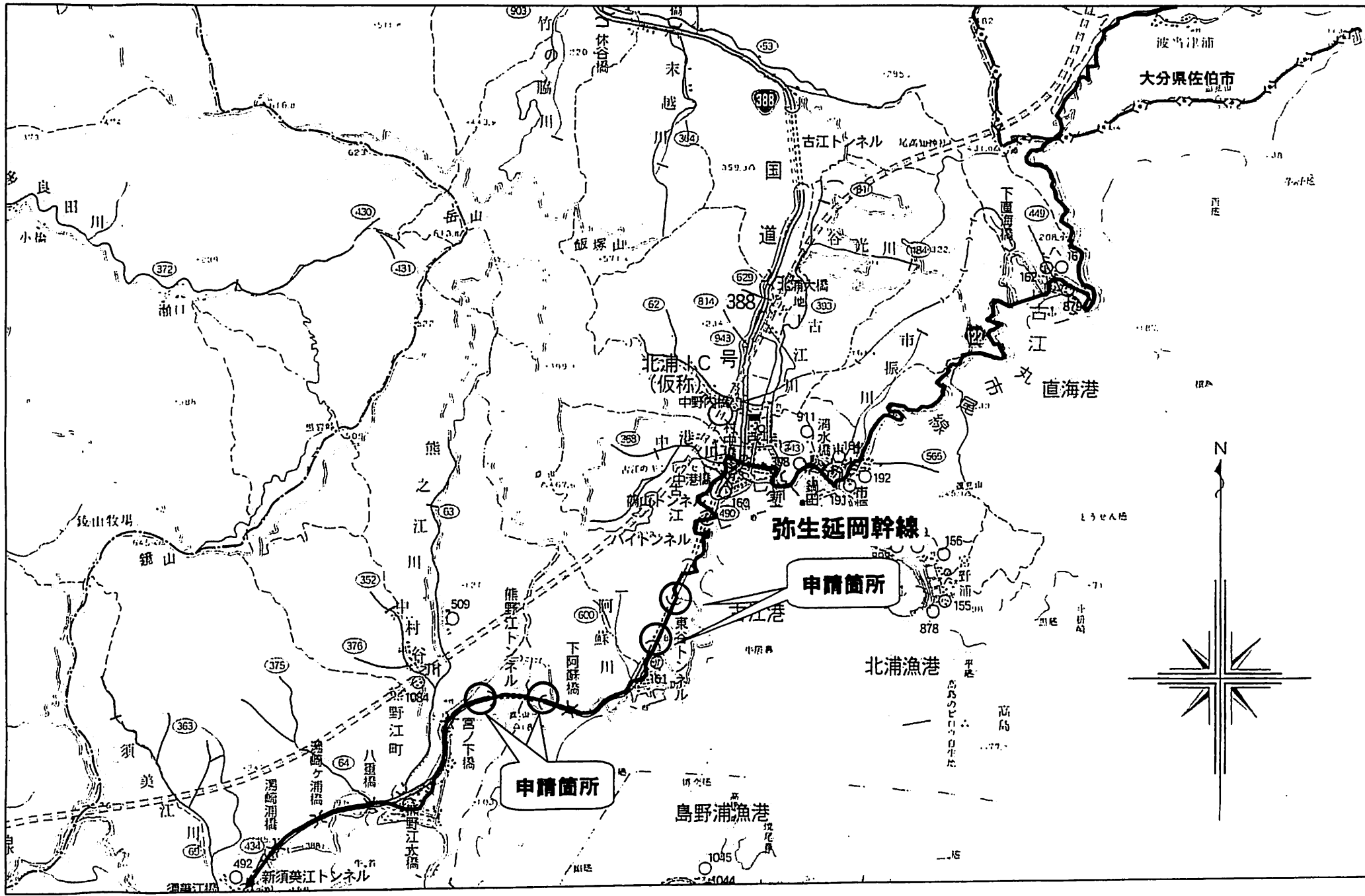
住所 福岡市中央区渡辺通2-6-1西鉄薬院駅ビル  
申請者 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ  
氏名 執行役員九州支社長 岩崎 文夫  
担当者 ネットワーク部リング計画担当  
TEL 092-735-8768



次のとおり行政財産を使用したいので許可くださるよう申請します。

1. 行政財産の 名称 及び所在地	名称	熊野江トンネル・東谷トンネル	
	所在地	延岡市熊野江町、北浦町大字古江	
2. 財産の種類	1. 土地	2. 建物	3. その他 ( )
3. 使用目的	用途	認定電気通信事業の用に供するため	
	数量	管路20.2m 自営柱3本	※埋設管布設の場合 は口径も記入のこ と。
	理由(詳細に)	大分～宮崎間の移動通信網の伝送路として	
4. 使用期間	平成21年 4月 1日から平成22年 3月31日まで		
5. 使用料	有償・無償 減免を希望する場合はその理由		
6. 添付書類	前の許可書の写し、位置図、明細書、線路図等		

# 位置図



# 占有物件集計表

(延岡市引上分線管使用)

占有物件		内 訳			数 量	備 考	
		管路外径	ケーブル外径	条数			
通信用ケーブル	地 下	φ 50mm	Φ 19.4mm	1条	20.2m	延岡市地下管路	
	架 空	電柱添架(共架電柱)			3本 [ 0本 ]		
		内 訳	自治体柱(延岡市)		3本 [ 0本 ]		
		道 路 横 断			/		
		[ ]はつり線のみ					



# 占 用 物 件 書

## 管路（既設）明細書

区 間	区間長 (m)	占用市町村名：延岡市						計
		条数	φ50mm硬質 ビニール管					
①～②	3.5	1	7.5					7.5
③～④	4.0	1	5.2					5.2
⑤～⑥	5.2	1	4.0					4.0
⑦～⑧	7.5	1	3.5					3.5
合 計	20.2		20.2					20.2

使用物件数量明細書  
熊野江トンネル・東谷トンネル

(線路図 赤色表示)	電柱共架			エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州の共架設備				
	所在地	電柱所有者	電柱番号	通信ケーブル			-	
				線種	外径	条数	電柱数量	記事
1	宮崎県延岡市古江	延岡市	延情東谷	100SMR15-RS-WBB	19.4mm	1	1	東谷トンネル
2	宮崎県延岡市熊野江	延岡市	延情熊野江2	100SMR15-RS-WBB	19.4mm	1	1	熊野江トンネル
3	宮崎県延岡市熊野江	延岡市	延情熊野江1	100SMR15-RS-WBB	19.4mm	1	1	
合計						3条	3本	

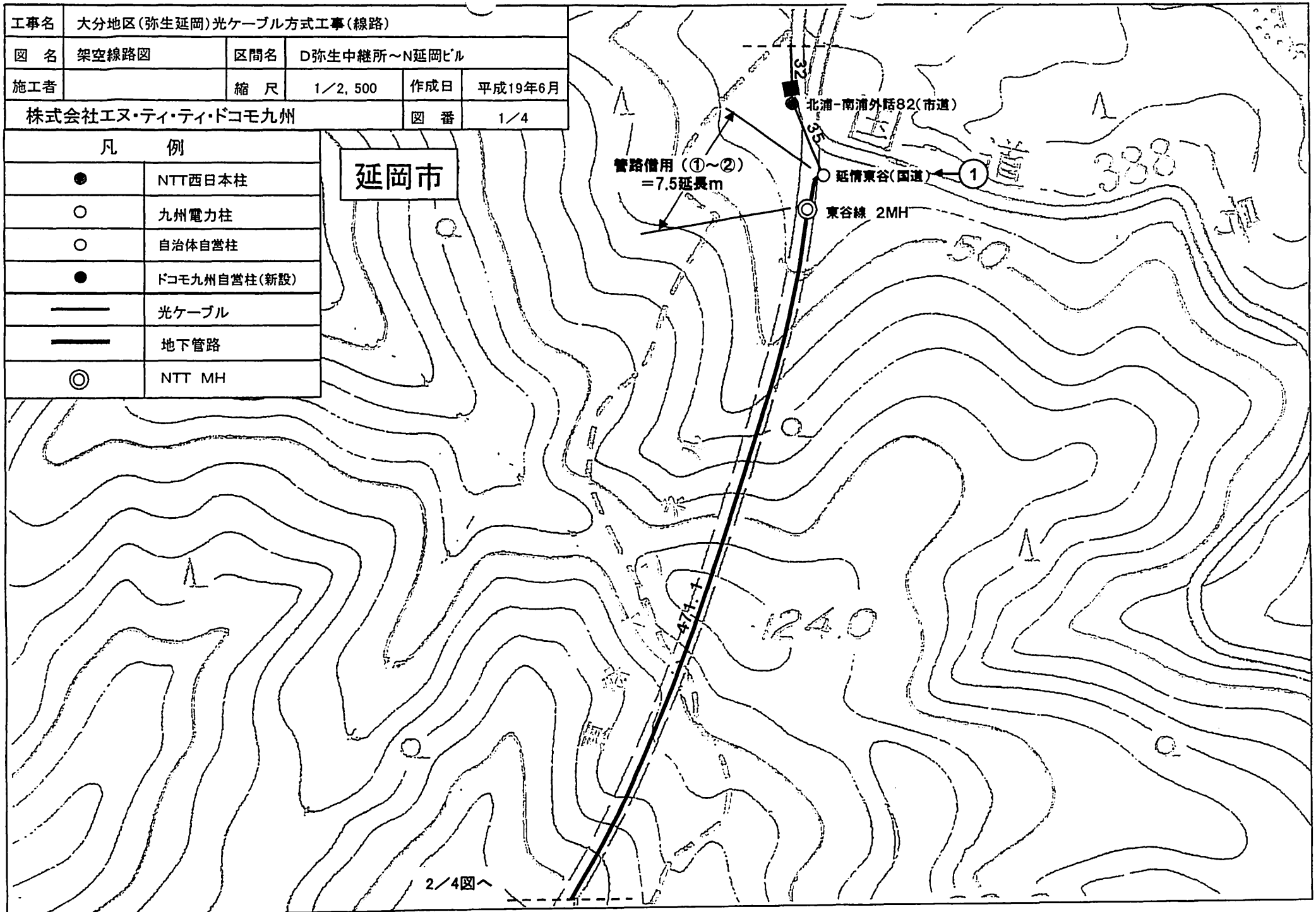
工事名	大分地区(弥生延岡)光ケーブル方式工事(線路)				
図名	架空線路図	区間名	D弥生中継所~N延岡ビル		
施工者		縮尺	1/2,500	作成日	平成19年6月
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州				図番	1/4

凡 例	
●	NTT西日本柱
○	九州電力柱
○	自治体自営柱
●	ドコモ九州自営柱(新設)
—	光ケーブル
—	地下管路
◎	NTT MH

延岡市

管路借用(①~②)  
=7.5延長m

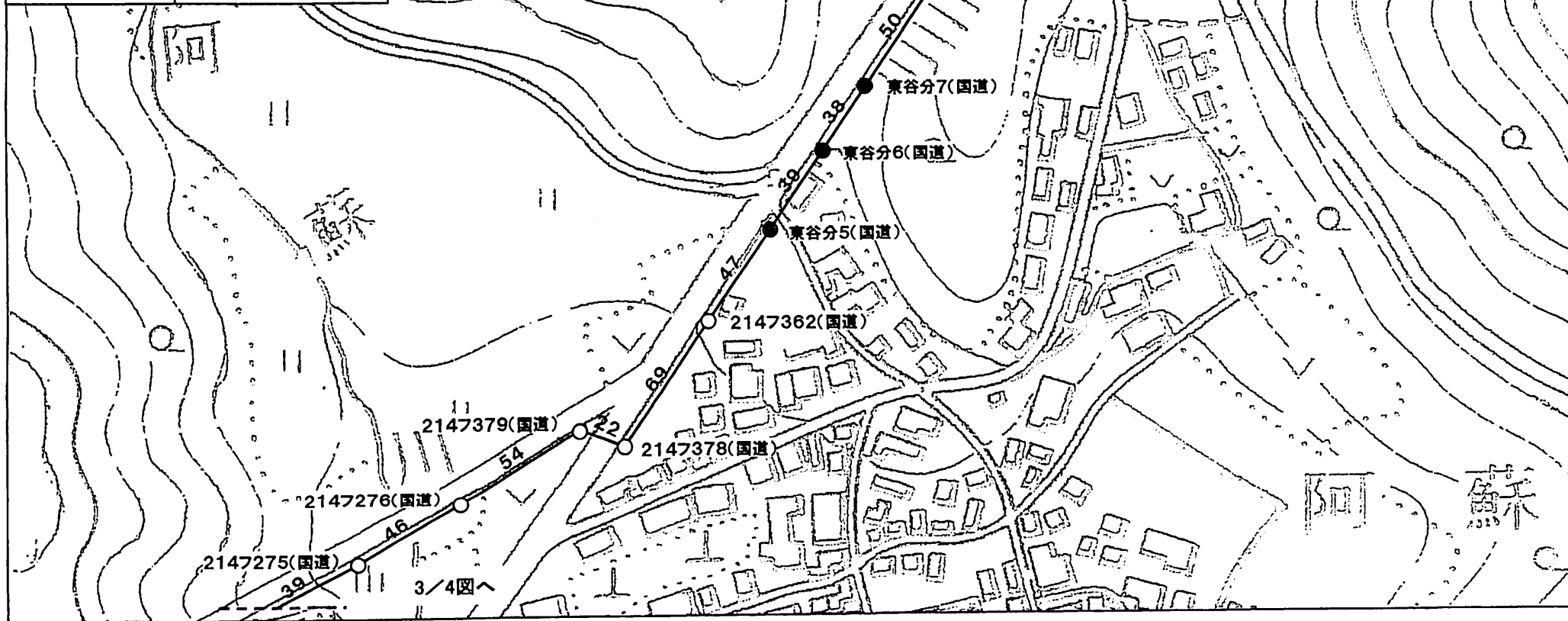
東谷線 2MH



工事名	大分地区(弥生延岡)光ケーブル方式工事(線路)				
図名	架空線路図	区間名	D弥生中継所～N延岡ビル		
施工者		縮尺	1/2,500	作成日	平成19年6月
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州			図番	2/4	

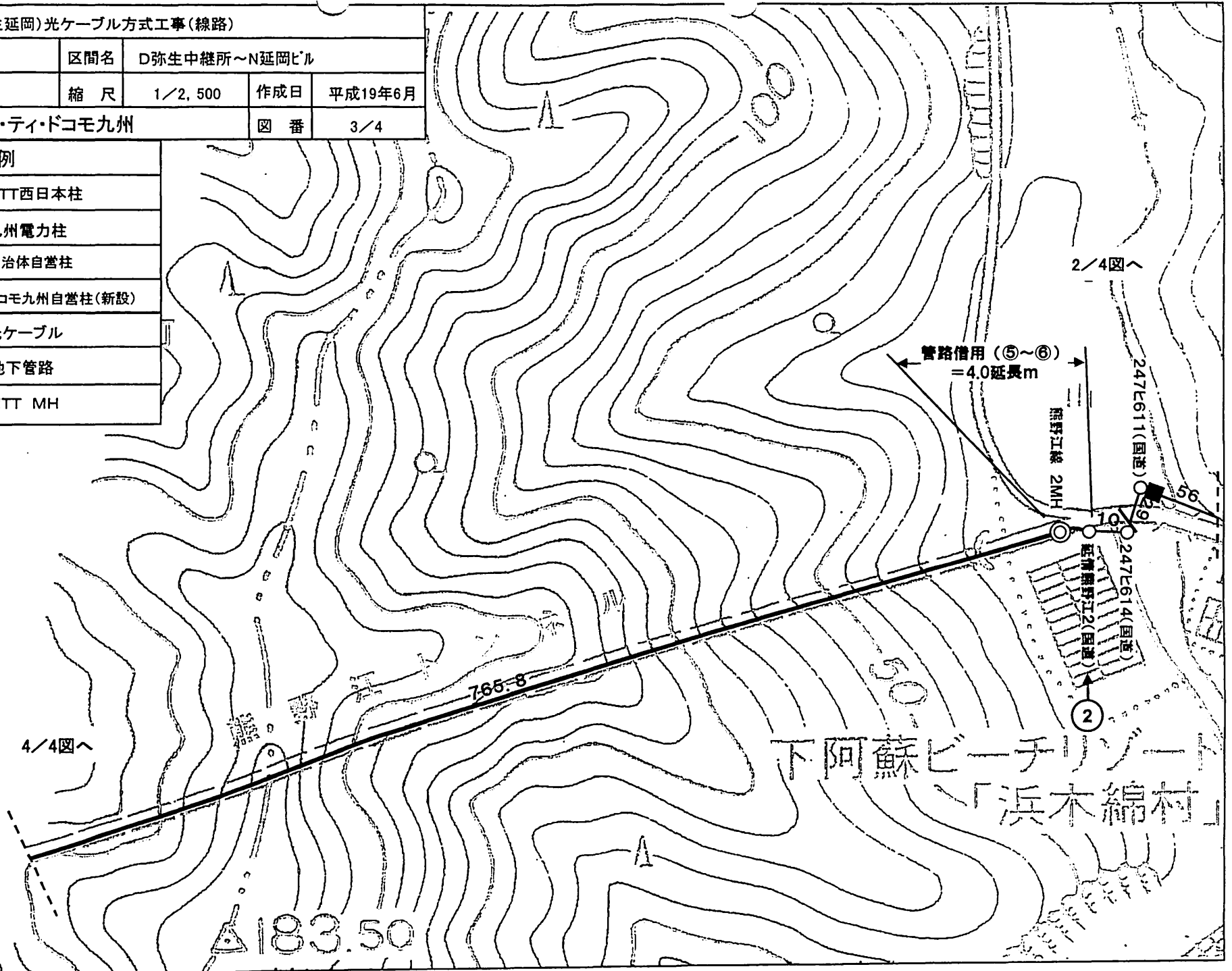
凡 例	
●	NTT西日本柱
○	九州電力柱
○	ドコモ九州自営柱(既設)
●	ドコモ九州自営柱(新設)
—	光ケーブル
—	地下管路
◎	NTT MH

延岡市

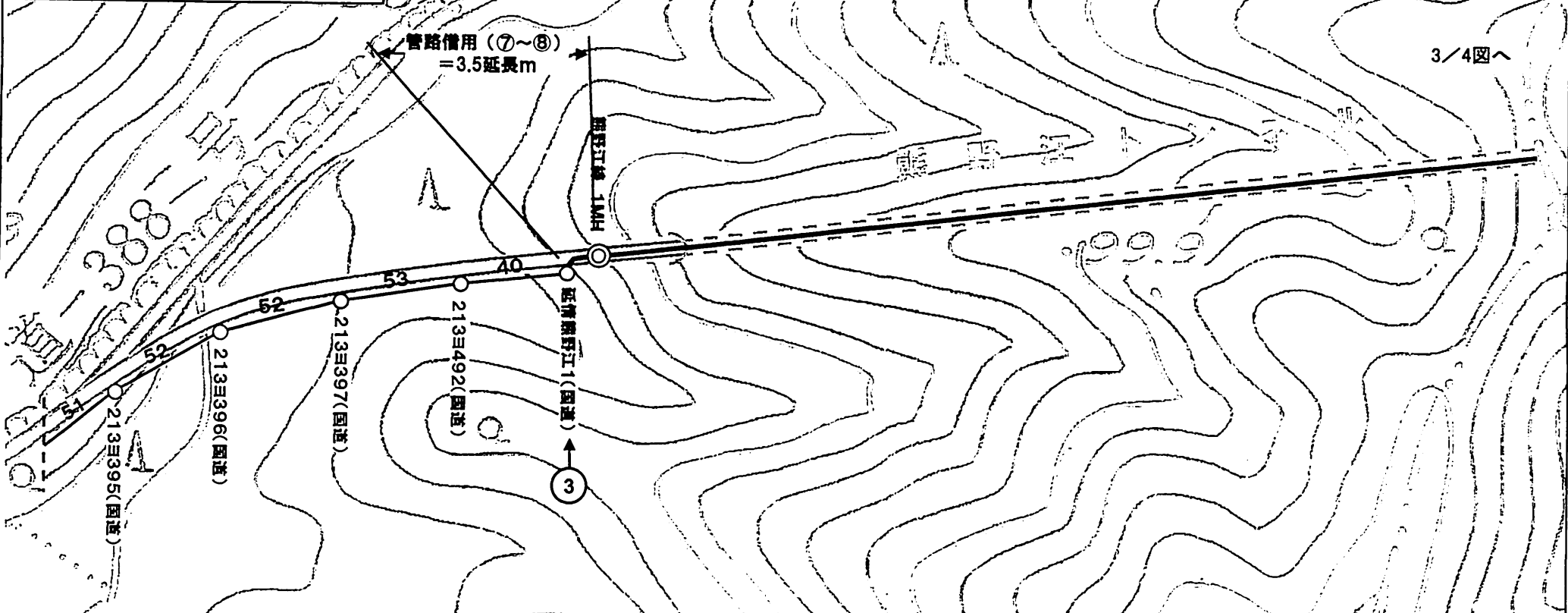


工事名	大分地区(弥生延岡)光ケーブル方式工事(線路)				
図名	架空線路図	区間名	D弥生中継所～N延岡ビル		
施工者		縮尺	1/2,500	作成日	平成19年6月
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州				図番	3/4

凡 例	
●	NTT西日本柱
○	九州電力柱
○	自治体自営柱
●	ドコモ九州自営柱(新設)
—	光ケーブル
—	地下管路
◎	NTT MH



凡 例	
●	NTT西日本柱
○	九州電力柱
○	自治体自営柱
●	ドコモ九州自営柱(新設)
—	光ケーブル
—	地下管路
◎	NTT MH



3/4図へ

工事名	大分地区(弥生延岡)光ケーブル方式工事(線路)				
図名	架空線路図	区間名	D弥生中継所~N延岡ビル		
施工者		縮尺	1/2,500	作成日	平成19年6月
	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州			図番	4/4